

第6次朝霞市障害者プラン 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画(案)について(概要)

1 計画策定の趣旨

障害のある人、障害のある児童等を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障害のある人の高齢化が進み、障害の重度化、重複化が進んでいます。また、障害のある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

障害者総合支援法をはじめ、障害者差別解消法の改正などにより、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第6次朝霞市障害者プラン」及び「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」を引き続き策定します。

2 計画の期間

■第6次朝霞市障害者プラン

令和6年度～令和11年度（6年間）

■第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画

和6年度～令和8年度（3年間）

3 計画策定の主なポイント(P12～P16)

国では、市町村障害者計画の基本となる計画として、令和5年3月に第5次障害者基本計画を策定し、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実などが示されました。

また、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法等の一部を改正する法律案が令和4年10月に閣議決定され、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進のため、新たに「就労選択支援」が創設されました。

加えて、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に当たって、国の基本指針の一部が改正され、福祉施設から一般就労への移行や地域における相談支援体制の充実・強化などが示されました。

これらを踏まえ、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」を始め、福祉分野の上位計画である「朝霞市地域福祉計画」などと整合を図り、策定します。

4 現状、課題の把握(P17～P35)

障害のある人や児童の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため、障害のある人や児童等及び障害福祉サービス事業所・障害者団体に対するアンケート調査、医療的ケアが必要な人等に対する聞き取りを実施した。また、市民や関係者の意見を反映させるため、パブリック・コメントを実施した。

5 基本理念(P36)

誰もがお互いに尊重し合い 地域で共に生きる社会の実現

6 基本目標と施策の方向性

■朝霞市障害者プラン(基本目標:P37、施策体系:P40、施策の方向性:P46～P94)

<基本目標>

- (1)共生社会の実現を目指す
- (2)地域生活を充実し、社会参加を支援する
- (3)就労を支援する
- (4)共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する
- (5)安心・安全な暮らしをつくる

<施策体系>

1 共生社会の実現を目指す

- (1)相互理解の推進
- (2)差別解消の推進
- (3)権利擁護の取組の充実

2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

- (1)地域生活支援の充実
- (2)日中活動の場の充実
- (3)コミュニケーション支援
- (4)社会参加の支援

3 就労を支援する

- (1)就労の支援

4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

- (1)障害のある子どもの療育・教育の充実

5 安心・安全な暮らしをつくる

- (1)福祉のまちづくりの推進
- (2)保健・医療サービスの充実

(3)安全な暮らしの確保

基本理念及び基本目標に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もがお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会を実現するための施策を推進する。

■朝霞市障害福祉計画・朝霞市障害児福祉計画(基本目標:P38・P39、施策の方向性:P96～P167)

<基本目標>

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【※一部指標が新規追加】
- (3)地域生活支援の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等【※一部指標が新規追加】
- (5)障害児支援の提供体制の整備等
- (6)発達障害者等に対する支援
- (7)相談支援体制の充実・強化のための取組【※一部指標が新規追加】
- (8)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

上記の数値目標を達成するため、「第3部 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」において、活動指標として、事業ごとのサービス見込量等を定めている。

7 計画の推進体制(P43・P44)

- 障害に関する正しい知識や理解を広めるため、広報紙やホームページ等において本計画の周知を図る。
- 計画の進捗状況は、事業ごとの「実績・計画」に基づいて管理する。
- 計画の進捗状況の報告及び評価は、朝霞市障害者プラン推進委員会で行う。

第6次朝霞市障害者プラン 第7期朝霞市障害福祉計画・ 第3期朝霞市障害児福祉計画

(案)

■第6次朝霞市障害者プラン

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

■第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6（2024）年3月

朝霞市

はじめに

目 次

第1部 総 論

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の法的根拠.....	4
3 計画の位置付け.....	6
4 計画の期間及び構成	7
5 計画の対象	7
6 計画の策定体制等	8
7 計画策定の主なポイント	12
第2章 障害のある人・障害のある児童等を取り巻く状況	17
1 障害のある人・障害のある児童等の状況	17
(1) 身体障害者手帳所持者	17
(2) 療育手帳所持者.....	19
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	20
(4) 難病患者見舞金受給者	21
(5) 医療的ケア児	22
2 調査で見る障害のある人・障害のある児童等の現状.....	23
(1) 調査の概要	23
(2) 障害のある人の調査結果の概要（調査区分A）	25
(3) 障害のある児童・保護者の調査結果の概要（調査区分B）	27
(4) 障害福祉サービス事業所等の調査結果の概要（調査区分C）	29
(5) 障害者団体の調査結果の概要（調査区分D）	31
(6) 医療的ケアが必要な人等へのヒアリング調査結果の概要	33
(7) 専門職に対する調査結果の概要	35
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策体系	40
第4章 計画の推進体制	43
1 計画の推進体制.....	43
(1) 計画の周知	43
(2) 推進体制の確立	43

(3) 広域連携等	43
(4) 市民等との協働	44
(5) 計画の達成状況の点検と評価の実施方法	44

第2部 第6次朝霞市障害者プラン

第1章 共生社会の実現を目指す	46
(1) 相互理解の推進	46
(2) 差別解消の推進	53
(3) 権利擁護の取組の充実	55
第2章 地域生活を充実し、社会参加を支援する	59
(1) 地域生活支援の充実	59
(2) 日中活動の場の充実	67
(3) コミュニケーション支援	68
(4) 社会参加の支援	71
第3章 就労を支援する	75
(1) 就労の支援	75
第4章 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する	79
(1) 障害のある子どもの療育・教育の充実	79
第5章 安心・安全な暮らしをつくる	86
(1) 福祉のまちづくりの推進	86
(2) 保健・医療サービスの充実	89
(3) 安全な暮らしの確保	93

第3部 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画

第1章 基本的な考え方	96
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	96
(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によるらない一元的な障害福祉サービスの実施等	96
(3) 入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	97
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	98

(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援	99
(6) 障害福祉人材の確保・定着	99
(7) 障害者の社会参加を支える取組定着	100
第2章 障害福祉サービス等の体系.....	101
第3章 令和8（2026）年度の目標設定	102
1 基本目標	102
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	102
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	103
(3) 地域生活支援の充実	105
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	106
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	110
(6) 発達障害者等に対する支援	112
(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組	113
(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ...	114
2 数値目標を達成するための取組	115
第4章 サービス等の見込量とその確保の方策	116
1 訪問系サービス	116
(1) 居宅介護	116
(2) 重度訪問介護	118
(3) 同行援護	119
(4) 行動援護	120
(5) 重度障害者等包括支援	121
2 日中活動系サービス	122
(1) 生活介護	122
(2) 自立訓練（機能訓練）	123
(3) 自立訓練（生活訓練）	124
(4) 就労選択支援【新規】	125
(5) 就労移行支援	126
(6) 就労継続支援（A型）	127
(7) 就労継続支援（B型）	128
(8) 就労定着支援	129
(9) 療養介護	130
(10) 短期入所	131
(11) 自立生活援助	133
3 居住系サービス	134
(1) 共同生活援助（グループホーム）	134

(2) 施設入所支援.....	135
4 相談支援	136
(1) 計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）	136
5 障害のある児童への支援.....	138
(1) 障害児通所支援	138
(2) 居宅訪問型児童発達支援	142
(3) 障害児入所支援	143
(4) 障害児相談支援	144
(5) 障害のある児童への子ども・子育て支援等（教育・保育）	146
第5章 地域生活支援事業等	148
必須事業.....	149
1 理解促進研修・啓発事業	149
2 自発的活動支援事業.....	150
3 相談支援事業	151
4 成年後見制度支援事業	153
(1) 成年後見制度利用支援事業	153
(2) 成年後見制度法人後見支援事業.....	154
5 意思疎通支援事業	155
6 日常生活用具給付等事業	157
7 手話通訳者等養成事業	158
8 移動支援事業	159
9 地域活動支援センター事業	160
任意事業	161
1 日常生活支援	161
(1) 訪問入浴サービス	161
(2) 日中一時支援.....	162
2 社会参加支援	163
(1) レクリエーション活動等支援	163
3 就業・就労支援	164
(1) 障害者就労支援センター	164
その他（市の独自事業）	165
(1) 福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ICカード、 自動車燃料費の補助	165
(2) 紙おむつ等の支給	165
(3) 配食サービス.....	165
(4) 緊急通報システム	165
(5) 難病患者見舞金の支給.....	166

(6) 市内循環バス特別乗車証.....	166
(7) 自動車運転免許取得費・改造費の助成	166
(8) 更生訓練費給付.....	166
(9) 身体障害者等診断書料補助金	166
(10) 就職支度金の支給	166
(11) 家具転倒防止器具等設置費の補助	167
(12) 障害者等見守りシール交付事業	167
(13) 巡回支援専門員整備（巡回相談支援）	167
(14) 児童発達支援センター機能強化事業	167

資料編

1 策定体制	170
2 障害のある人が利用している主な施設	174
3 障害のある児童が利用している主な施設	180
4 用語解説	184

第1部

総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、平成30（2018）年3月に「第5次朝霞市障害者プラン」、令和3（2021）年3月に「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障害児者の施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障害のある人、障害のある児童等を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障害のある人の高齢化が進み、障害の重度化、重複化が進んでいます。また、障害のある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、[障害者差別解消法](#)の改正などにより、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第6次朝霞市障害者プラン（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）」及び「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）」を引き続き策定します。

SDGsの理念・目標を踏まえた取り組み

持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）は、“誰一人取り残さない”持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27（2015）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、経済・社会・環境等に係る17のゴールと169のターゲットから構成されています。

このSDGsの“誰一人取り残さない”という基本的な考え方は、“地域共生社会”と共通した考え方であるため、本計画では、SDGsの基本的な考え方や目標を踏まえ、各施策の推進を図り、その達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

■障害者基本法（一部抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法（一部抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- (2) 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第89条の2の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第8項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとすると場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

■児童福祉法（一部抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

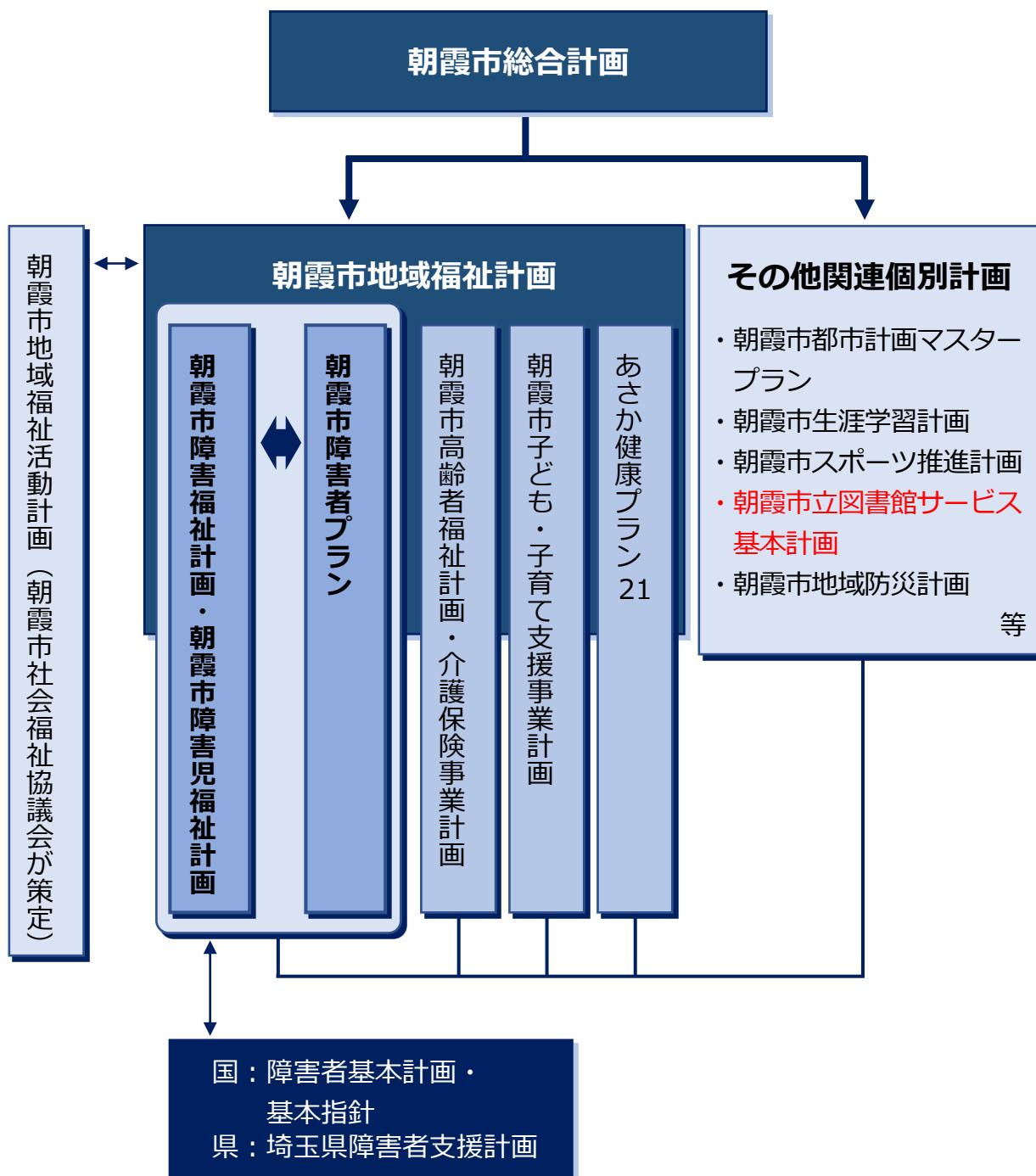
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
 - (2) 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

（第33条の20第4項、第5項省略）

- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3 計画の位置付け

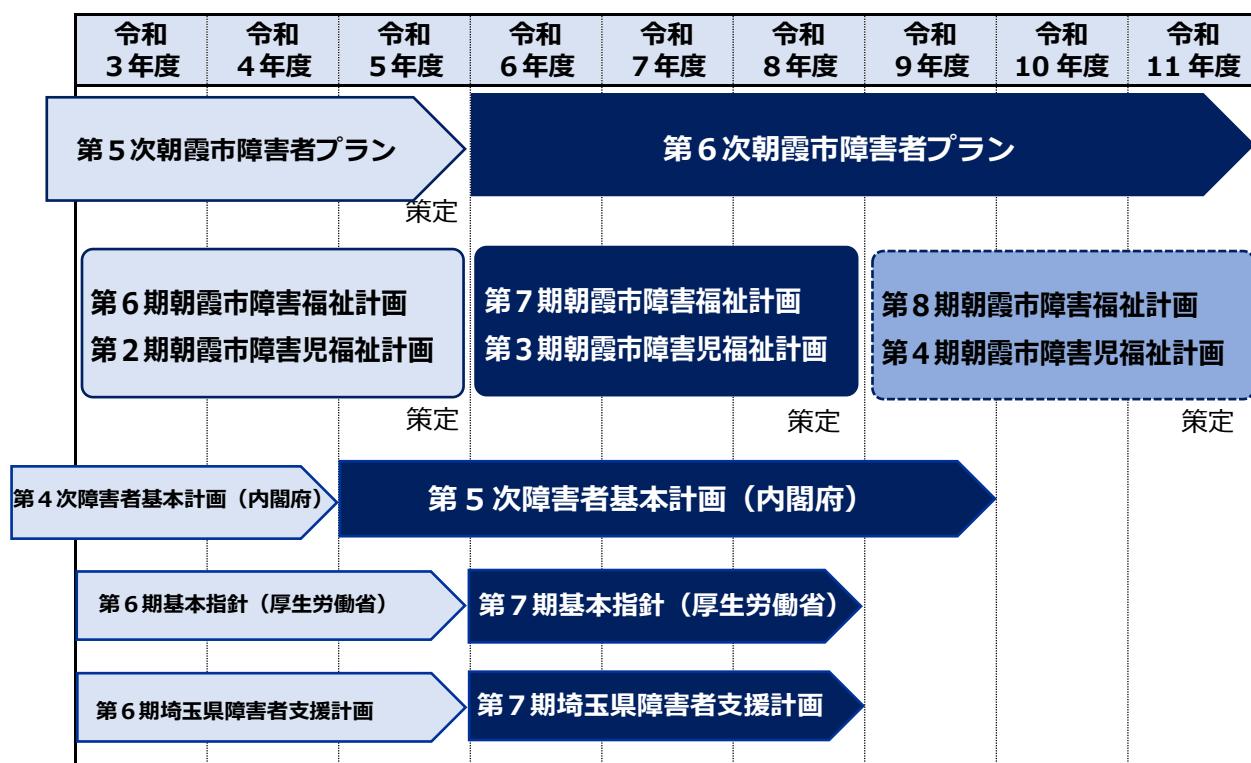
本計画は、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」を始め、福祉分野の上位計画である「朝霞市地域福祉計画」や「朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、また、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」や「あさか健康プラン21」などと連携を図りながら進める計画です。



4 計画の期間及び構成

第6次朝霞市障害者プランは令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画は国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号 令和5（2023）年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「基本指針」という。）の期間とあわせて、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

ただし、いずれの計画も国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変更、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の対象

本計画の「障害のある人」の範囲は、障害者基本法第2条に規定される者を対象とします。

平成23（2011）年8月に改正され公布・施行された障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」としており、さらに、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

6 計画の策定体制等

(1) 朝霞市障害者プラン推進委員会による検討

本計画の策定に当たっては、障害のある人や児童の実態及びニーズに応じた計画を策定するために、障害者団体、社会福祉関係団体、知識経験者、公募市民から構成される「朝霞市障害者プラン推進委員会」において、内容の審議・検討を行いました。

また、「朝霞市障害者自立支援協議会」においても、進捗状況の報告や本計画に関する意見をいただいております。

○策定経過

年月日	名称	会場	傍聴者数	内容
令和4年 5月23日	第1回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	朝霞市立図 書館 本館視聴覚 室	1人	(1)委員長及び副委員長の選任について (2)第5次障害者プランの進行管理・評価等について (3)第6期朝霞市障害福祉計画の進行管理・評価等について (4)今年度のスケジュールについて (5)その他
令和4年 7月22日	第1回朝霞市 障害者自立支 援協議会	朝霞市 中央公民館・ コミュニティ センター 1階集会室	1人	(1)会長・副会長の選出について (2)専門部会委員の指名について (3)第5次朝霞市障害者プラン及び第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告 (4)朝霞市障害者自立支援協議会専門部会について (5)地域生活支援拠点等事業について (6)今年度のスケジュールについて (7)その他
令和4年 10月28日	第2回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	0人	(1)第5次障害者プランの進行管理・評価等について (2)第6期朝霞市障害福祉計画の進行管理・評価等について (3)第6次障害者プラン等策定について (4)その他

年月日	名称	会場	傍聴者数	内 容
令和4年 11月16日	第3回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	1人	(1)第6次障害者プラン等策定 について (2)その他
令和5年 1月31日	第4回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	1人	(1)第5次障害者プラン及び第 6期朝霞市障害福祉計画の 進行管理・評価等について (2)第6次障害者プラン等策定 について (3)朝霞市日本手話言語条例に 定める推進方針に係る施策 の実施状況について (4)その他
令和5年 2月22日 (3月31日	<アンケート調査の実施> ・対象者：障害のある人 障害のある児童及び保護者 障害福祉サービス事業所等 障害者団体			
令和5年 3月	<ヒアリング調査の実施> ・対象者：医療的ケア児者、重症心身障害児者、高次脳機能障害、 強度行動障害、遷延性意識障害などの方			
令和5年 5月18日	第1回朝霞市 障害者自立支 援協議会	朝霞市役所 別館5階 大会議室	1人	(1)委員の変更及び会長の選出 について (2)第5次朝霞市障害者プラン 及び第6期朝霞市障害福祉 計画・第2期朝霞市障害児福 祉計画の進捗状況の報告 (3)令和4年度の朝霞市障害者 自立支援協議会専門部会の 報告及び令和5年度の計画 について (4)令和5年度のスケジュール について (5)その他
令和5年 7月	<専門職に対する調査の実施> ・対象者：育み支援バーチャルセンター事業において、事業にご協 力いただいている専門職（医師、公認心理師、臨床心理 士、作業療法士等）			

年月日	名称	会場	傍聴者数	内容
令和5年 6月2日	第1回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	2人	(1)委員長及び副委員長の選任について (2)今年度のスケジュールについて (3)第6次障害者プラン、第7期 障害福祉計画、第3期障害児 福祉計画策定について ①アンケート及びヒアリング 実施報告(速報) ②国・県の関連計画 ③基本理念 (4)障害者自立支援協議会につ いて (5)その他
令和5年 7月27日	第2回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	1人	(1)第6次障害者プラン等策定 について ①アンケート及びヒアリング 結果報告 ②基本理念 ③骨子案 (2)第5次障害者プランの進行 管理・評価について (3)第6期障害福祉計画等の進 行管理・評価について (4)その他
令和5年 10月19日	第3回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	0人	(1)第6次障害者プラン等策定 について ①第6次障害者プラン等の素 案 (2)第5次障害者プラン等の進 行管理・評価について (3)その他
令和5年 11月1日 ～ 11月30日	<パブリックコメントの実施>			・意見提出者 (個人・団体) 19者 ・意見件数 86件
	<自立支援協議会での意見募集の実 施>			・意見提出者 2者 ・意見件数 6件
	<職員コメントの実施>			・意見提出者 1者 ・意見件数 46件

年月日	名称	会場	傍聴者数	内容
令和6年 1月11日	第4回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	1人	(1)パブリック・コメント等について (2)第6次障害者プラン等策定について (3)次年度スケジュールについて (4)朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況について (5)その他

(2) アンケート・ヒアリング調査の実施

今後の施策の改善、展開及び充実を図ることを目的として、障害のある人や児童等を対象とした日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握するための調査や、障害福祉サービス事業所、障害者団体を対象に運営状況や利用者等からのサービスの利用意向等を把握するための調査を、令和5（2023）年2月22日（水）から3月31日（金）までの期間で実施しました。

また、アンケート調査では把握しきれない実態を職員が直接伺うことにより、詳細な実情やニーズを把握し、次期計画の目標などに反映させることを目的として、医療的ケアが必要な人等に対して聞き取りを実施しました。

さらに、発達障害を含む、発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援ととぎれのない総合的な支援を図ることを目的として実施している育み支援バーチャルセンター事業に関わる専門職（医師、公認心理師、臨床心理士、作業療法士等）の人へ、障害福祉施策の課題等の聞き取りを実施しました。

(3) パブリックコメント等の実施

市民や関係者の意見を広く反映させるため、「第6次朝霞市障害者プラン及び第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の計画案について、令和5（2023）年11月にパブリックコメントを実施しました。

7 計画策定の主なポイント

国では、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の基本となる計画として、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの第5次障害者基本計画を策定するとともに、都道府県障害福祉計画・障害児福祉計画及び市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法等の一部を改正する法律案が令和4（2022）年10月14日に閣議決定されました。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法等の趣旨を踏まえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定める基本指針の改正が行われました。

（1）第5次障害者基本計画（国）

本計画では、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにすることなく、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」などの各種取組を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常時に、障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種施策や取組を進めることができます。

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②各分野における障害者施策の基本的な方向

○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

→社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

○安全・安心な生活環境の整備

→移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

→障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

○防災、防犯等の推進

→災害発生時における障害特性に配慮した支援

○行政等における配慮の充実

→司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

○**保健・医療の推進**

→精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

○**自立した生活の支援・意思決定支援の推進**

→意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

○**教育の振興**

→インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

○**雇用・就業、経済的自立の支援**

→総合的な就労支援

○**文化芸術活動・スポーツ等の振興**

→障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

○**国際社会での協力・連携の推進**

→文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

(2) 障害者総合支援法等の改正

障害者総合支援法やその他関連する法律の一部を改正する法律が令和6(2024)年4月1日から施行(一部を除く)されます。

①障害者等の地域生活の支援体制の充実

○**グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進**

→グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の人々暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する

○**地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備**

→地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする

②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

○**就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等**

→就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス「就労選択支援」を創設する
(法の公布から3年以内の政令で定める日から施行)

○**短時間労働者(週所定労働時間10時間以上20時間未満)に対する実雇用率算定等**

○**障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化**

③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

○医療保護入院の見直し

→家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等

○「入院者訪問支援事業」の創設

→都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を創設する

○精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

○症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備

→医療費助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする

○難病患者等の療養生活支援の強化

○小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化

⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備

○調査・研究の強化（障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実）

（3）基本指針の改正（国）

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に当たって、国の基本指針の一部が改正されました。

①基本指針の主な改正内容

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

→重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応

→強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

→地域生活支援拠点等の整備の努力義務化

→地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進

→グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

→精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

○福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- 地域におけるインクルージョンの推進
- 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

○発達障害者等支援の一層の充実

- 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

○地域における相談支援体制の充実→強化

- 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- 地域づくりに向けた協議会の活性化

○障害者等に対する虐待の防止

- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

○地域共生社会の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

○障害福祉サービスの質の確保

- 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

○障害福祉人材の確保→定着

- ＩＣＴの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- 障害福祉ＤＢの活用等による計画策定の推進
- 市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

○障害者による情報の取得利用→意思疎通の推進

→障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

→障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重

→支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

○その他：地方分権提案に対する対応

→計画期間の柔軟化

→サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第2章 障害のある人・障害のある児童等を取り巻く状況

1 障害のある人・障害のある児童等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

ペースメーカー、人工関節置換などの身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）は、令和5（2023）年3月31日現在2,986人で、総人口に占める割合は、2.1%となっています。

障害の程度別に見ると、1級1,067人（35.7%）で最も多く、次いで4級715人（23.9%）、2級457人（15.3%）、3級421人（14.1%）の順で、年々障害の程度が重い人の割合が増加しています。

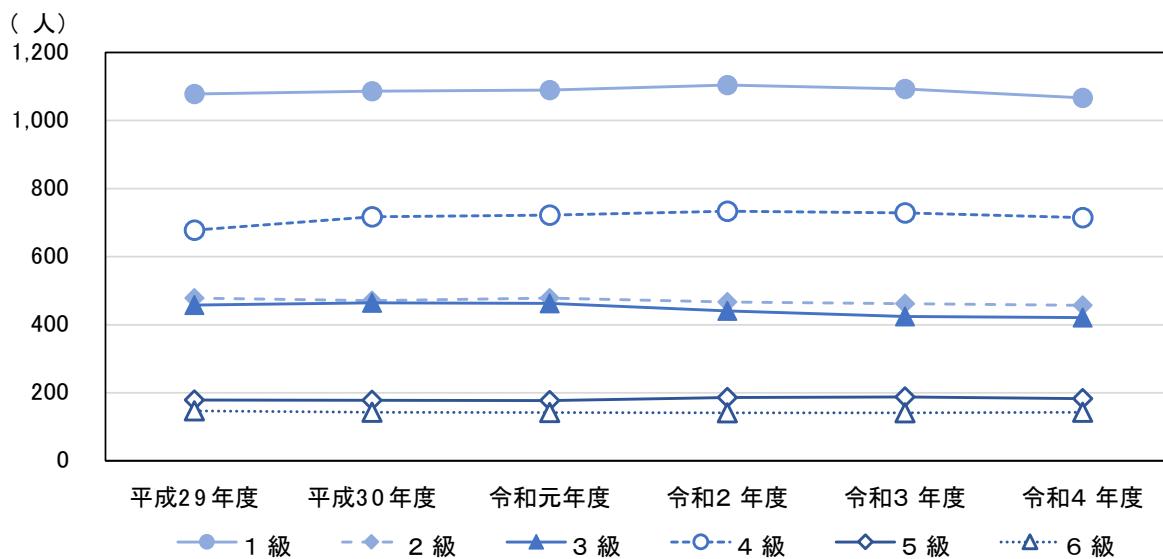
障害区分では、肢体不自由が48.4%と最も多く、以下、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸機能、小腸、免疫、肝臓）が35.7%、聴覚・平衡機能障害が7.9%、視覚障害が6.6%、音声・言語機能障害が1.4%となっています。

◆身体障害者手帳所持者の推移

単位:人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,078	1,086	1,090	1,104	1,093	1,067
2級	478	471	478	467	462	457
3級	458	464	463	441	424	421
4級	678	717	722	734	729	715
5級	179	178	177	186	188	183
6級	147	143	142	141	141	143
合計	3,018	3,059	3,072	3,073	3,037	2,986

資料:障害福祉課(各年度3月31日現在)※埼玉県から資料提供

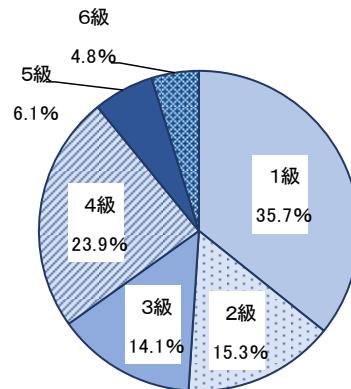


◆身体障害者手帳所持者(障害等級別割合)

単位:人、%

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	内 18 歳 未満	内 18 歳 以上
人数	1,067	457	421	715	183	143	2,986	78	2,908
構成比	35.7	15.3	14.1	23.9	6.1	4.8	100.0	2.6	97.4

資料:障害福祉課(令和5(2023)年3月31日現在)※埼玉県から資料提供



◆身体障害者手帳所持者(障害区分)の推移

単位:人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	197	203	197	204	204	197
聴覚・平衡	252	254	254	244	243	235
音声・言語	29	36	39	38	38	43
肢体不自由	1,548	1,546	1,554	1,535	1,501	1,446
心臓	483	480	495	503	513	512
腎臓	315	324	320	324	322	331
呼吸器	35	39	26	29	23	21
膀胱・直腸	121	135	141	147	145	148
小腸	1	1	1	2	2	2
免疫	33	37	39	40	40	45
肝臓	4	4	6	7	6	6
合計	3,018	3,059	3,072	3,073	3,037	2,986

資料:障害福祉課(各年度3月31日現在)※埼玉県から資料提供

◆身体障害者手帳所持者(障害区分割合)

単位:人、%

区分	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体 不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 直腸	小腸	免疫	肝臓	合計
人数	197	235	43	1,446	512	331	21	148	2	45	6	2,986
構成比	6.6	7.9	1.4	48.4	17.1	11.1	0.7	5.0	0.1	1.5	0.2	100.0

資料:障害福祉課(令和5(2023)年3月31日現在)※埼玉県から資料提供

(2) 療育手帳所持者

児童相談所等で知的障害であると判定された人（療育手帳所持者）は、令和5（2023）年3月31日現在807人で、総人口に占める割合は、0.56%となっています。

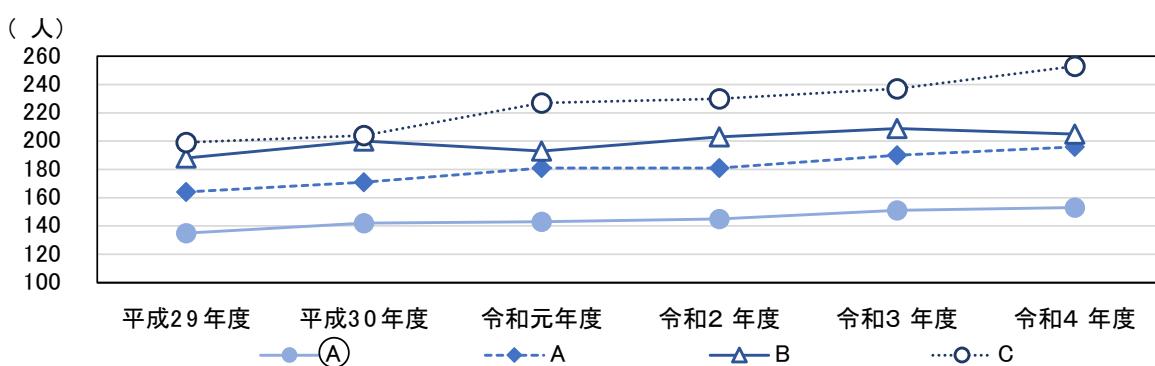
障害の程度別では、Ⓐ（最重度）153人、A（重度）196人、B（中度）205人、C（軽度）253人となっています。

年々増加している要因としては、知的障害に対する知識や理解が保護者や教職員、社会全体へと普及してきていることなどにより、これまで潜在化していた障害児・者が顕在化してきたと考えられます。

◆療育手帳所持者の推移

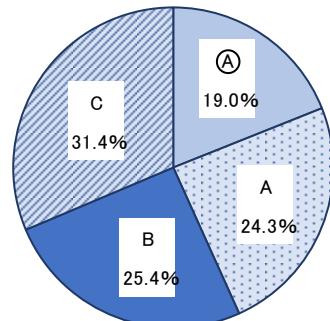
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
Ⓐ	135	142	143	145	151	153
A	164	171	181	181	190	196
B	188	200	193	203	209	205
C	199	204	227	230	237	253
合計	686	717	744	759	787	807

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）※埼玉県から資料提供



◆療育手帳所持者（障害程度別割合）

区分	Ⓐ	A	B	C	合計
人数	153	196	205	253	807
構成比	19.0	24.3	25.4	31.4	100.0



区分	内18歳未満	内18歳以上
人数	265	542
構成比	32.8	67.2

資料：障害福祉課（令和5（2023）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

統合失調症、てんかんなどの精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、令和5（2023）年3月31日現在1,411人で、総人口に占める割合は、0.97%となっています。

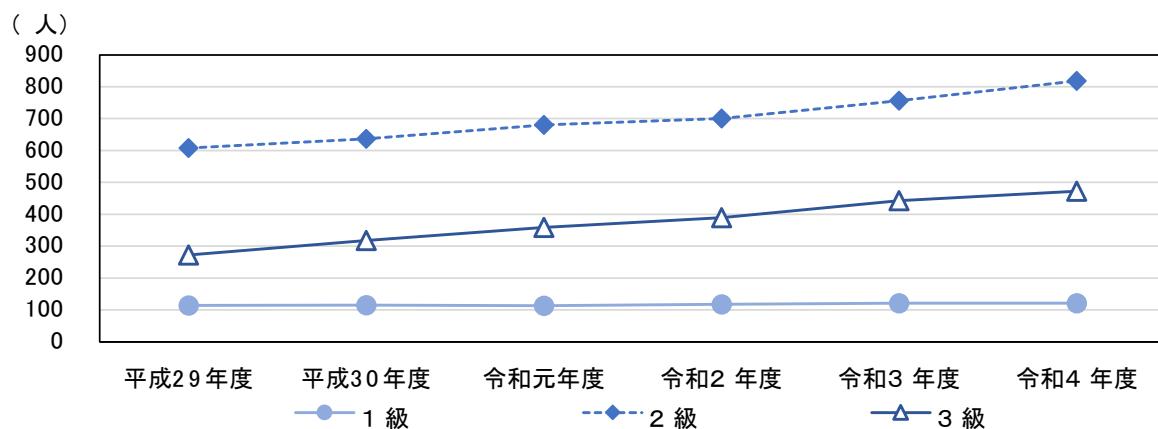
自立支援医療（精神通院医療）の利用者は2,413人となっています。

年々増加している要因としては、高齢化や地域の繋がりの希薄化、長引く不況による労働環境や生活環境の悪化などの社会情勢の変化や、情報化社会による情報量の増加等により、精神的ストレスを抱えやすい現代社会であるとともに、知的障害と同様に精神障害に対する知識や理解が、社会全体へと普及してきていることなどにより精神科を受診される方が増加してきていることが考えられます。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	114	115	113	118	121	121
2級	608	637	680	700	756	818
3級	272	318	359	389	443	472
合計	994	1,070	1,152	1,207	1,320	1,411

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）※埼玉県から資料提供



◆精神障害者保健福祉手帳所持者(障害等級別割合)

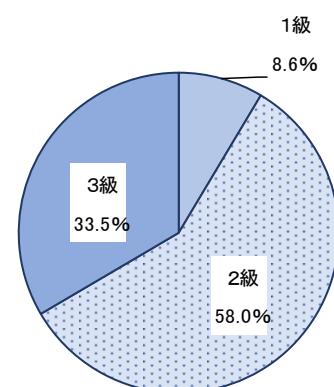
区分	1級	2級	3級	合計
人数	121	818	472	1,411
構成比	8.6	58.0	33.5	100.0

資料：障害福祉課（令和5（2023）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供

◆自立支援医療（精神通院医療）の疾病別利用者数

区分	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	気分障害（うつ病など）	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	合計
通院	264	652	152	
区分	てんかん	その他（分類不明を含む）	合計	
通院	90	1,255	2,413	

資料：障害福祉課（令和5（2023）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供



(4) 難病患者見舞金受給者

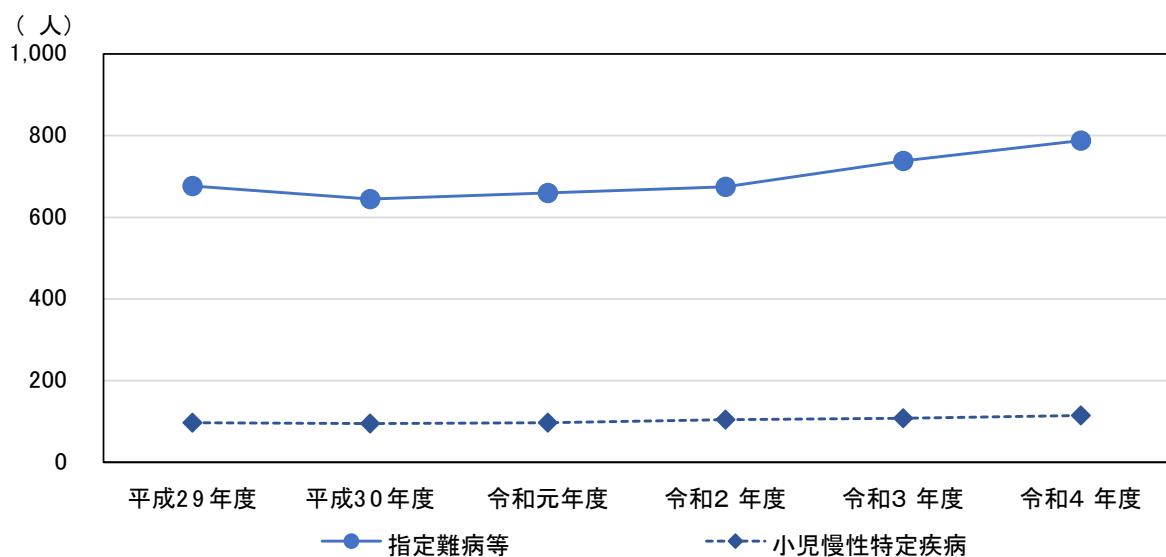
難病のうち、国や県で指定した指定難病については、保険診療の自己負担分の一部を公費負担する指定難病医療給付制度等と、原則として18歳未満を対象とする小児慢性特定疾病医療費助成制度があります。

市では、指定難病医療受給者証等をお持ちの人に対して難病患者見舞金を支給しています。受給者数は、平成30（2018）年度以降、増加傾向で推移しています。

◆難病患者見舞金受給者数

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病等	677	645	660	675	738	788
小児慢性特定疾病	97	95	97	105	108	115
合計	774	740	757	780	846	903

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



※難病については下記のウェブサイトもご参照ください（令和5年9月現在）。

■難病情報センター

<https://www.nanbyou.or.jp>

■厚生労働省 指定難病

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

■埼玉県 難病対策

<https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/iryō/nanbyo/index.html>

(5) 医療的ケア児

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童です。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようになりますことが重要な課題となっています。障害や慢性疾患などの様々な要因があり、医療的ケアの態様も様々であることから、定型的な把握が難しいため、令和4（2022）年から朝霞保健所との情報連携も始め、更なる把握に努めています。

◆医療的ケア児

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	14	19	23

資料：障害福祉課（それぞれの年度内に把握した人数）

2 調査で見る障害のある人・障害のある児童等の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

第6次朝霞市障害者プラン及び第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画の策定に当たり、本市の障害のある人や児童等の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため、アンケート及びヒアリング調査を実施しました。

②アンケート調査方法

- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査期間：令和5（2023）年2月22日（水）から3月31日（金）まで

③アンケート調査対象者・回収状況

調査区分	配付	回収	回収率
■調査区分A：障害者 18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者見舞金を受給している難病患者	5,019人	2,323人	46.3%
■調査区分B：障害児及び保護者 18歳未満の障害児等（手帳、難病、療育等利用者）とその保護者	806人	309人	38.3%
■調査区分C：障害福祉サービス事業所等	92事業所 (157件)	78事業所 (100件)	84.8%
■調査区分D：障害者団体	11団体	8団体	72.7%

※提供されている障害福祉サービス等の種別ごとに1件送付していますが、多機能型事業所等で複数事業を集約した回答をいただいている場合があったので、事業所単位での回収率としています。

④ヒアリング調査

アンケート調査では把握しきれない実態を職員が直接伺うことにより、詳細な実情やニーズを把握し、次期計画の目標などに反映させることを目的として、医療的ケア児者、重症心身障害児者、高次脳機能障害、強度行動障害、遷延性意識障害などの人、31人に対して聞き取りを実施しました。

⑤専門職に対する調査

発達障害を含む、発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援ととぎれのない総合的な支援を図ることを目的として実施している育み支援バーチャルセンター事業に関わる専門職（医師、公認心理師、臨床心理士、作業療法士等）の人へ、障害福祉施策の課題等の聞き取りを実施しました。

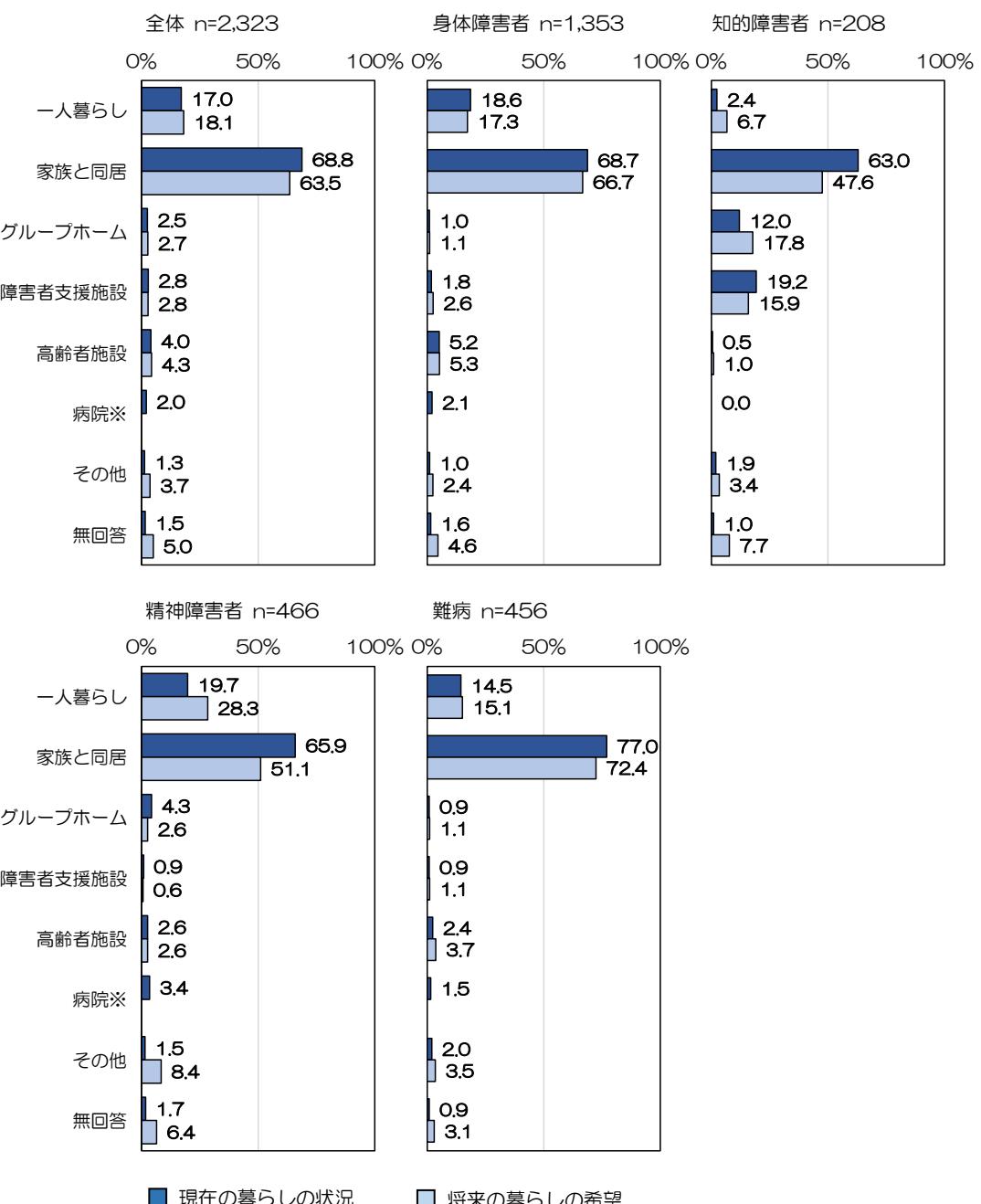
(2) 障害のある人の調査結果の概要（調査区分A）

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

①現在の暮らしの状況と将来の暮らしの希望について

現在の暮らしの状況と将来の暮らしの希望はともに、全体で「[家族と同居](#)」が最も高く、次いで「[一人暮らし](#)」が高くなっています。

障害種別でみると、身体障害者と難病においては現在の暮らしと将来の暮らしの希望に大きな違いはありませんでした。知的障害者において、将来の暮らしの希望を現在の暮らしの状況と比較すると「家族と同居」と「障害者支援施設」が減り、「グループホーム」と「一人暮らし」が増えています。また、精神障害者において、将来の暮らしの希望を現在の暮らしの状況と比較すると「家族と同居」が減り、「一人暮らし」が増えています。



②日常生活の介助の状況について

日常生活の介助の状況について、全体、障害種別において、各項目の「一部介助が必要」と「全部介助が必要」を合わせた『介助が必要』の割合は以下のとおりです。上位3項目を障害種別にみると、身体障害者、難病では「外出」が1位、「入浴」が2位、「お金の管理」が3位になっているのに対し、知的障害者、精神障害者では「お金の管理」が1位、「家族以外の人との意思疎通」が3位となっており、知的障害者の2位は「薬の管理」、精神障害者の2位は「外出」となっています。

◆各項目の『介助が必要』の割合

	①	②	③	④	⑤
	食事	トイレ	入浴	衣服の着脱	身だしなみ
全体	14.2	15.6	25.7	19.6	23.6
身体障害者	13.5	17.0	28.6	22.1	22.3
知的障害者	32.2	39.4	47.6	36.6	59.1
精神障害者	15.9	9.9	20.2	11.8	23.6
難病	10.7	13.6	19.0	18.4	16.9

	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	家の中の移動	外出	家族以外の人との意思疎通	お金の管理	薬の管理
全体	14.9	37.7	24.2	33.1	28.4
身体障害者	18.0	40.4	19.4	27.8	25.0
知的障害者	16.8	65.8	70.7	84.6	77.4
精神障害者	10.9	34.8	31.5	43.1	31.3
難病	14.2	28.8	13.8	18.9	16.9

※各障害種別の結果で全体結果を上回る項目には下線を引いています。

◆障害種別にみた『介助が必要』の上位3項目

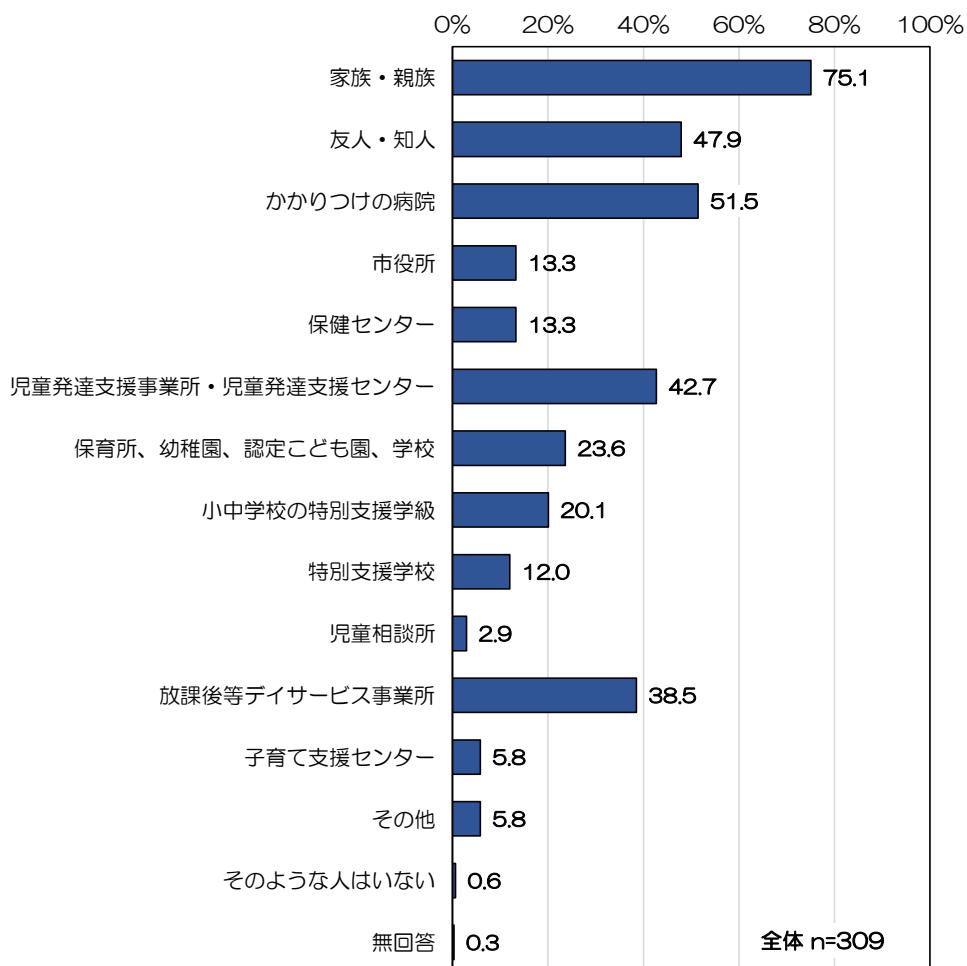
	1位	2位	3位
全体	外出	お金の管理	薬の管理
身体障害者	外出	入浴	お金の管理
知的障害者	お金の管理	薬の管理	家族以外の人との意思疎通
精神障害者	お金の管理	外出	家族以外の人との意思疎通
難病	外出	入浴	お金の管理

(3) 障害のある児童・保護者の調査結果の概要(調査区分B)

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

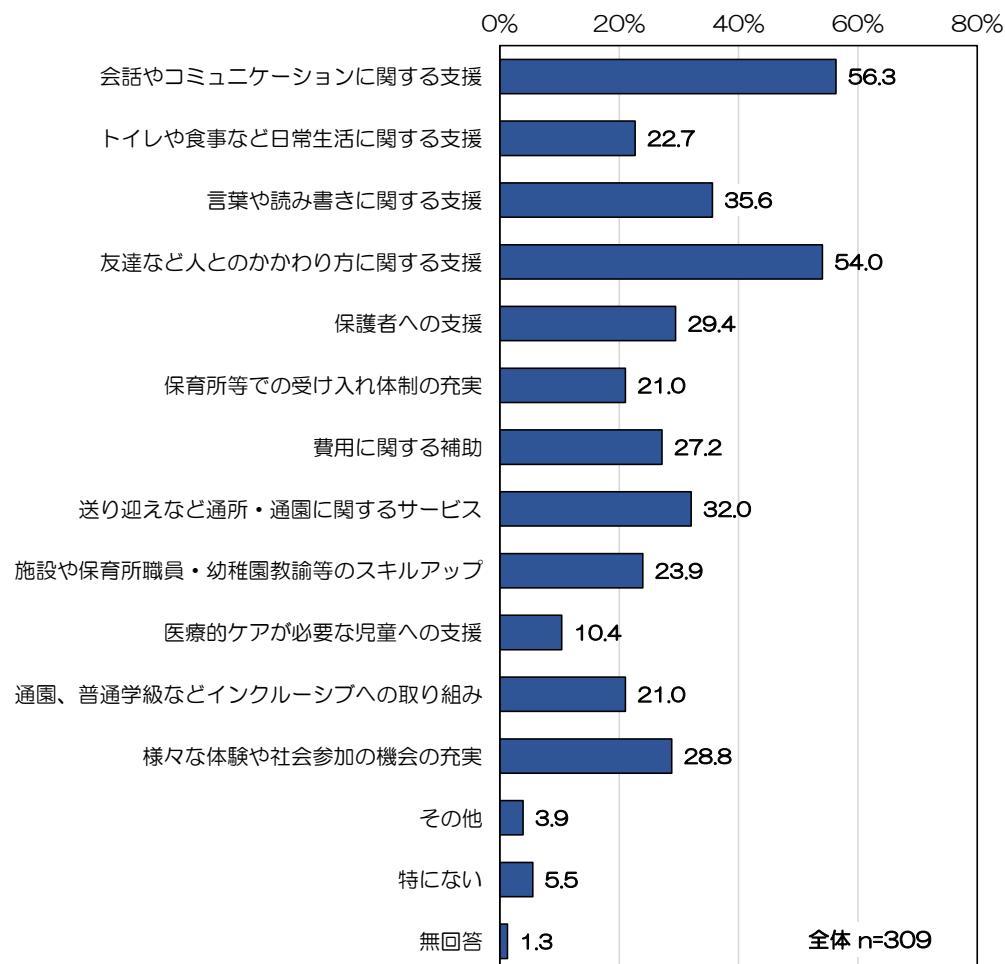
①不安になったときの相談先について

お子さんの子育てをする上で、不安になったときの相談先については、「家族・親族」が75.1%で最も高く、次いで「かかりつけの病院」が51.5%、「友人・知人」が47.9%となっています。



②充実させるべき支援等について

お子さんが受けている支援等について、充実させるべきと思う点については、「会話やコミュニケーションに関する支援」が56.3%で最も高く、次いで「友達など人とのかかわり方に関する支援」が54.0%、「言葉や読み書きに関する支援」が35.6%となっています。

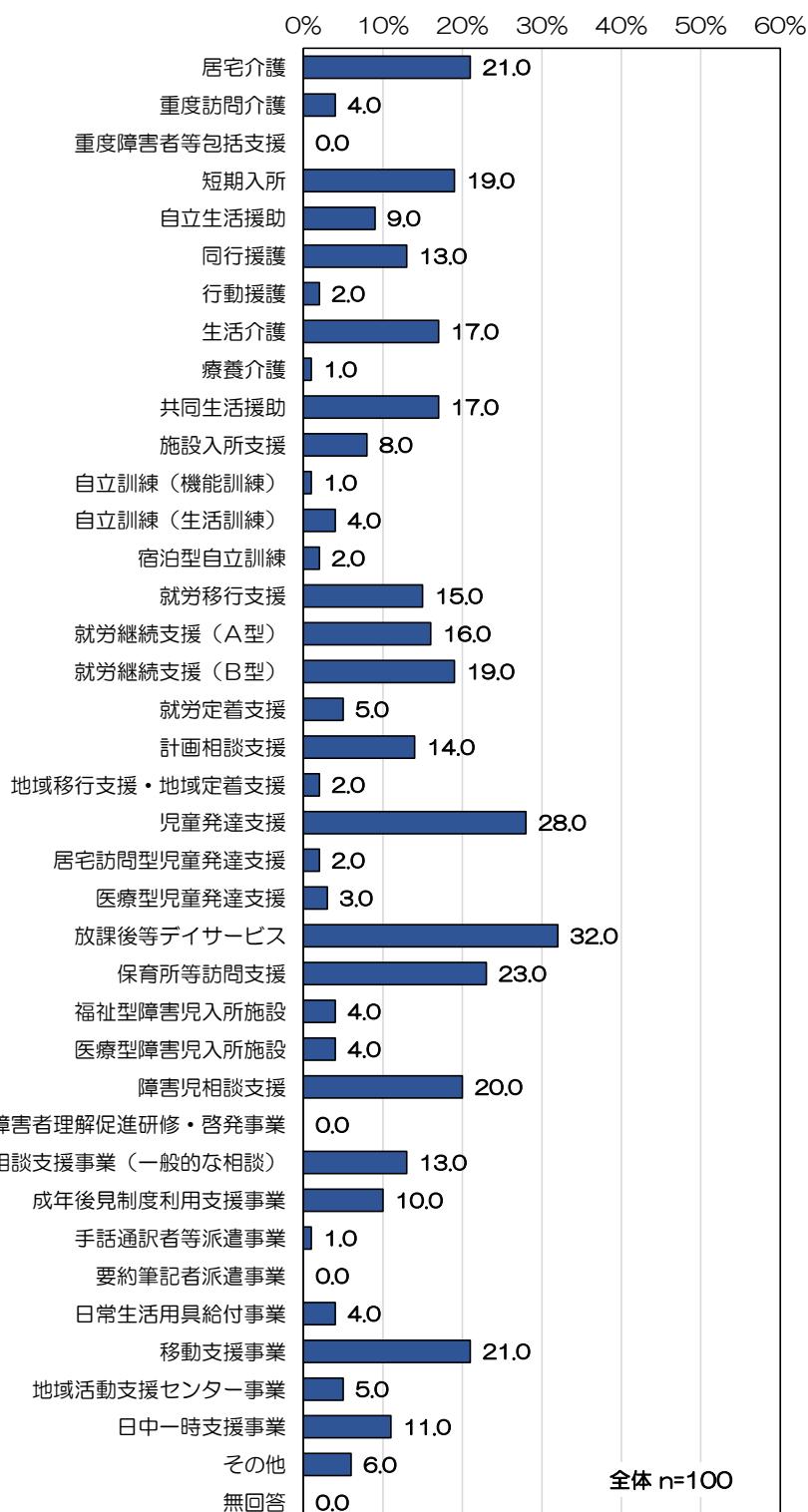


(4) 障害福祉サービス事業所等の調査結果の概要(調査区分C)

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

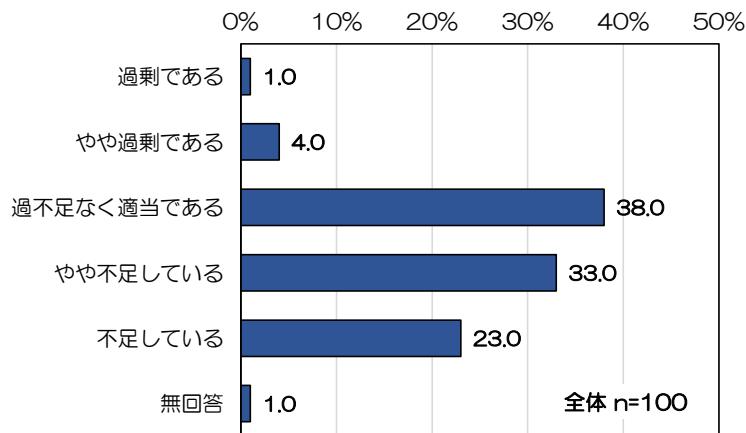
①利用者から望まれているサービスについて

利用者から望む声が多いサービスについては、「放課後等デイサービス」が32.0%で最も高く、次いで「児童発達支援」が28.0%、「保育所等訪問支援」が23.0%、「居宅介護」「移動支援事業」がともに21.0%、「障害児相談支援」が20.0%となっています。



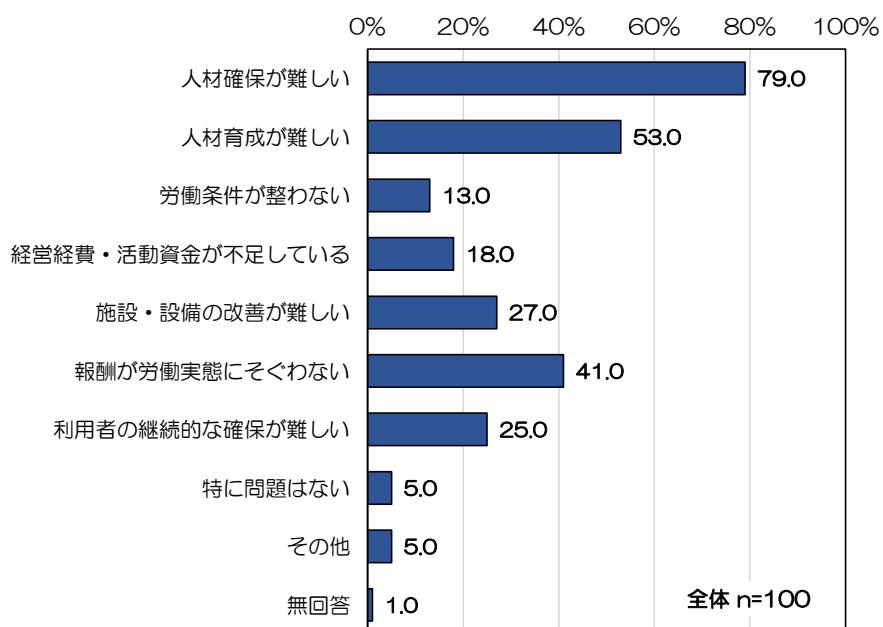
②職員の配置状況について

職員の配置状況については、「過不足なく適当である」が38.0%で最も高く、次いで「やや不足している」が33.0%、「不足している」が23.0%となっています。



③運営に関する問題について

運営に関する問題については、「人材確保が難しい」が79.0%で最も高く、次いで「人材育成が難しい」が53.0%、「報酬が労働実態にそぐわない」が41.0%となっています。



(5) 障害者団体の調査結果の概要（調査区分D）

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

①利用者から望まれているサービスについて

会員から望む声が多いサービスについては、「短期入所」が62.5%で最も高く、次いで「共同生活援助」「施設入所支援」がともに50.0%、「生活介護」「就労継続支援（B型）」「障害者理解促進研修・啓発事業」「移動支援事業」がそれぞれ37.5%となっています。



②会員や参加者からの日常の困りごと、地域の問題の声について

【障害福祉サービス等について】

- ヘルパーの人材不足
- 訪問介護人員不足
- 通所の送迎
- リハビリ時間数の不足

【施設整備等について】

- 介護施設のベッド数やスタッフの不足
- 入院入所先の不足

【介護者や「親亡き後」のことについて】

- 親が急に体調を崩した時に、子どもを見てもらえる環境、支えてくれる人
- 介護者の負担
- 親亡き後の当事者の生活について

【生活について】

- 物価高で生活が苦しい
- 高齢化してきていて、思うように行事に参加できない
- 余暇の支援

【相談・交流について】

- 相談ができる場、人
- 手軽に集まる場所を確保したい

【障害への理解・法律の理解について】

- 目に見えない障害のため、理解されない
- 医療的ケア児支援法について知っている医師がいない（少ない）。そのため、主治医が小学校への看護師配置を必要とする診断書を書いても、学校医の理解が得られず配置が進まない。

(6) 医療的ケアが必要な人等へのヒアリング調査結果の概要

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

医療的ケアが必要な人等を対象に行ったヒアリング調査結果は以下のとおりです。

■ 医療的ケアが必要な人の主な意見

- 健常者、障害者がともに過ごせる交流イベントがあるといい
- 学校、保育、障害児、医療的ケア児のことを一括で相談できる専門窓口があると嬉しい
- 親亡き後の生活場所をどうすればよいかわからない
- 預かり先が少ない
- 一時預かりの場や長時間受け入れ可能な児童発達支援施設がない
- 朝霞周辺に医療的ケアも行える施設が少ない
- 家族の体力のあるうちは家族と暮らしたい
- 彩夏祭会場に障害者がクールダウンできる区画があれば参加しやすい
- 本人のレベルに合った療育サービスがない
- 医療的ケア児対応の居宅型保育園がない
- 車いす移動を考慮したバリアフリー
- 災害時、最重度のことを考えた避難計画を立ててほしい
- 介護者が自分の時間を持てるような支援

■ 重症心身障害がある人の主な意見

- 楽しめるイベントがあるといい
- 介護に関する勉強会、研修会など、市行政などで取り組んでもらいたい
- 通所施設、入所施設、短期入所施設が少ない
- 身体が大きくなったので入浴が大変
- 障害児の時から使っていたサービスも引き続き使わせてもらいたい
- 受け入れてくれる短期入所施設もないため、現時点では家族とできるだけ最後まで一緒に暮らしたい
- 介護者が高齢になった場合、施設で暮らすことになる
- 外に出て行くには大変なことが多すぎる
- 朝霞台駅にエレベーターの設置がない
- 整備されていない箇所や危険な箇所が多く、外出を諦めることが多い
- ペースメーカーを入れているため、薬が多く、服薬の管理をしてほしい
- 避難行動要支援者台帳について地域住民も知っていれば、もっと活用できる
- 受給者証などの更新の時の書類の記入する枚数が多くて大変
- 近所付き合いがうまくできるような仕組みがあると、困ったときに助け合える町になると思う

■高次脳機能障害がある人の主な意見

- 見た目で障害があるように見えないため理解されない
- どういう症状なのか、どういう手助けが必要なのか、広報にコラムを定期的に掲載、もっと認知してもらいたい
- ヘルプマークはまだまだ知られていない
- 障害福祉サービスを利用できる事業所が、他市と比べて少ない
- 市内に就労継続支援 A 型事業所がなくて困った
- 道路の整備
- 回復期の病院を退院した後リハビリできる施設が少ない
- 市の書類は箇条書きにしてほしい
- 障害者手帳、自立支援医療の更新案内がほしい

■強度行動障害がある人の主な意見

- 理解者を増やすための広報があるといい
- 学校でも知的障害等の目に見えない障害を理解する機会がほしい
- 誰でも集えるようなコミュニティがほしい
- 販売会のような、普段関わる機会が少ない市民と交流できる機会があるといい
- 障害者の人だけではなく、その家族のハンデも解消されるような社会になつてほしい
- 相談ができたり、サービスのことを教えてくれるところがあるといい
- 生活サポートサービスの利用時間が少ない
- 送迎サービスのみの利用場所がないこと
- 所得制限があるため、受けられないサービスがある事に疑問がある
- 重度障害者や行動障害がある障害者が入所できる施設が少ない
- 親亡き後の不安
- 施設への入所について、目が届かないところへ預けることや、昨今のニュースを見て安全面が不安
- 将来一人暮らしはできるのか不安なので、グループホームが妥当かもしれない
- 外出に際して付き添いが必須
- 生活介護や就労継続支援 B 型事業所を増やしてほしい
- 労働賃金をもう少し上げてもらいたい
- 道路、公園にあるトイレ等、多くの人が使いやすい環境を整えてほしい
- 病院からは断られてしまうことが多いため、かかりつけの病院を作るのが困難
- 障害者も災害避難訓練に参加しやすい体制
- 受給者証の更新などで申請する書類の内容が分かりづらい

■遷延性意識障害がある人の主な意見

- 遷延性意識障害と診断されていない人でも困っている人の把握と支援を願う
- 若いヘルパーがおらず身体介護に対応できない
- 介護者が体調を崩したり、亡くなったりしたらどうすれば良いかわからない
- バリアフリーが行き届いていない場所がある
- 病院に受け入れ枠を確保した災害時避難計画を検討してほしい

(7) 専門職に対する調査結果の概要

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

育み支援バーチャルセンター事業に関わる専門職（医師、公認心理師、臨床心理士、作業療法士等）の人に行った聞き取りの結果は以下のとおりです。

なお、育み支援バーチャルセンター事業とは、発達障害を含む、発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援ととぎれのない総合的な支援を図ることを目的として平成21（2009）年4月より実施している事業です。

専門スタッフ（小児神経科医師、臨床心理士、作業療法士等）と地域スタッフ（各部署の保育士、保健師、教師等）とで、保育園、幼稚園、小中学校を巡回し、支援者（保育士、教師等）からの相談に応じる巡回相談や保護者等からの個別相談に応じる発達相談などを行っています。保健センター（健康づくり課）が事務局となり、障害福祉課・保育課・こども未来課・教育委員会と連携して取り組んでいます。

■障害福祉施策の課題に関する主な意見

- 市内児童館・子育て支援センターでの相談事業の拡大、気軽に相談できる仕組みを作ること
- 継続的に相談できる場があるとよい
- これまでの事業を維持しつつ、近隣の機関（特に児童発達支援事業所や相談事業所）と連携をとりながら、役割分担をしていくことが望ましい
- 発達の評価、見立て、支援を総合的に行える施設が少ない
- 広報紙などだけでなく、他のWebサービスとの連携ができるとよい
- 子どもの成長の情報を把握している市が先頭に立って、障害児者支援への連携をとっていくことは非常に重要

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

**誰もがお互いに尊重し合い
地域で共に生きる社会の実現**

第6次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もがお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。

2 基本目標

＜朝霞市障害者プラン 基本目標＞

基本目標1

共生社会の実現を目指す

あらゆる機会や情報発信を通じて、障害に対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の提供や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止など、必要な施策を推進することで、障害のある人とない人が共に生きる共生社会を実現します。

基本目標2

地域生活を充実し、社会参加を支援する

住み慣れた地域での生活を充実させるため、日常生活や社会生活を支援するための各種サービス等の充実やスポーツ、芸術・文化活動等へ参加できる機会の拡充に努めるとともに、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進による情報提供や円滑な意思疎通に努め、社会参加を促進します。

基本目標3

就労を支援する

障害のある人の雇用・就業を促進するため、民間事業者に対し広く障害のある人の雇用を働きかけ、就労の場の確保に努めるとともに、就労移行支援事業等を活用し、一般雇用や福祉的就労を含めた安定した雇用の促進に努めます。

また、安定した雇用を実現することで、経済的自立の推進や円滑な地域移行、その後の地域生活の定着につながるよう支援を実施します。

基本目標4

共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

障害の特性に応じた療育・教育を提供するとともに、障害のある児童（強度行動障害、高次脳機能障害等を含む）とない児童が共に学び、交流する機会を通して、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。

また、市民へ共生社会の考え方の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

基本目標5

安心・安全な暮らしをつくる

安心・安全な生活環境の整備に向け、バリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進します。

保健・医療では、健診や専門相談の充実等により障害の早期発見体制の強化を図るとともに、障害の特性に応じた適切な医療サービスを提供できるよう医療機関との連携を強化します。

また、障害のある人を災害や犯罪、事故から守るため、地域の防災・防犯対策の強化を図るとともに、災害や犯罪を予防する基盤づくりを推進します。

＜朝霞市障害福祉計画・朝霞市障害児福祉計画 基本目標＞

基本目標1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活のためのサービスを提供します。

基本目標2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

基本目標3

地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実を図ります。

基本目標4

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等を促進するため、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実し、就労移行支援等を推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を促進します。

基本目標5

障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童等のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、**地域子育て拠点**、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を整備します。

基本目標6

発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制を確保します。

基本目標7

相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

基本目標 8

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

3 施策体系

<障害者プランの施策体系>

新: 新規施策を含む **拡**: 拡充施策を含む

<大柱>

1 共生社会の実現を目指す

(1) 相互理解の推進

- ①啓発活動の推進 P47 **拡**
- ②障害のある人等への理解の促進 P49 **拡**
- ③障害者団体の育成・交流促進 P51

(2) 差別解消の推進

- ①差別解消の推進 P53 **新** **拡**

(3) 権利擁護の取組の充実

- ①権利擁護の支援 P55 **新** **拡**
- ②虐待防止の推進 P57 **拡**

2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

(1) 地域生活支援の充実

- ①相談支援体制の整備 P60 **拡**
- ②福祉基盤の充実 P62 **拡**
- ③障害福祉サービス等の充実 P64 **新**
- ④住まいの支援 P66 **新**

(2) 日中活動の場の充実

- ①日中活動の場の充実 P67 **拡**

(3) コミュニケーション支援

- ①情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進 P68 **新** **拡**

(4) 社会参加の支援

- ①外出の支援 P71 **新**
- ②スポーツ、芸術・文化活動の充実 P73 **拡**

3 就労を支援する

(1) 就労の支援

- ①就労の場の確保 P76
- ②就労の促進と安定 P77 **新**

4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

(1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

- ①療育の充実 P80 **新**
- ②教育の充実 P82 **新**
- ③福祉教育の充実 P84

5 安心・安全な暮らしをつくる

(1) 福祉のまちづくりの推進

- ①総合的なまちづくりの推進 P87

(2) 保健・医療サービスの充実

- ①保健サービスの充実 P89 **新**
- ②医療サービスの充実 P91

(3) 安全な暮らしの確保

- ①防災・防犯体制の整備 P93 **拡**

<障害福祉計画・障害児福祉計画の施策体系>

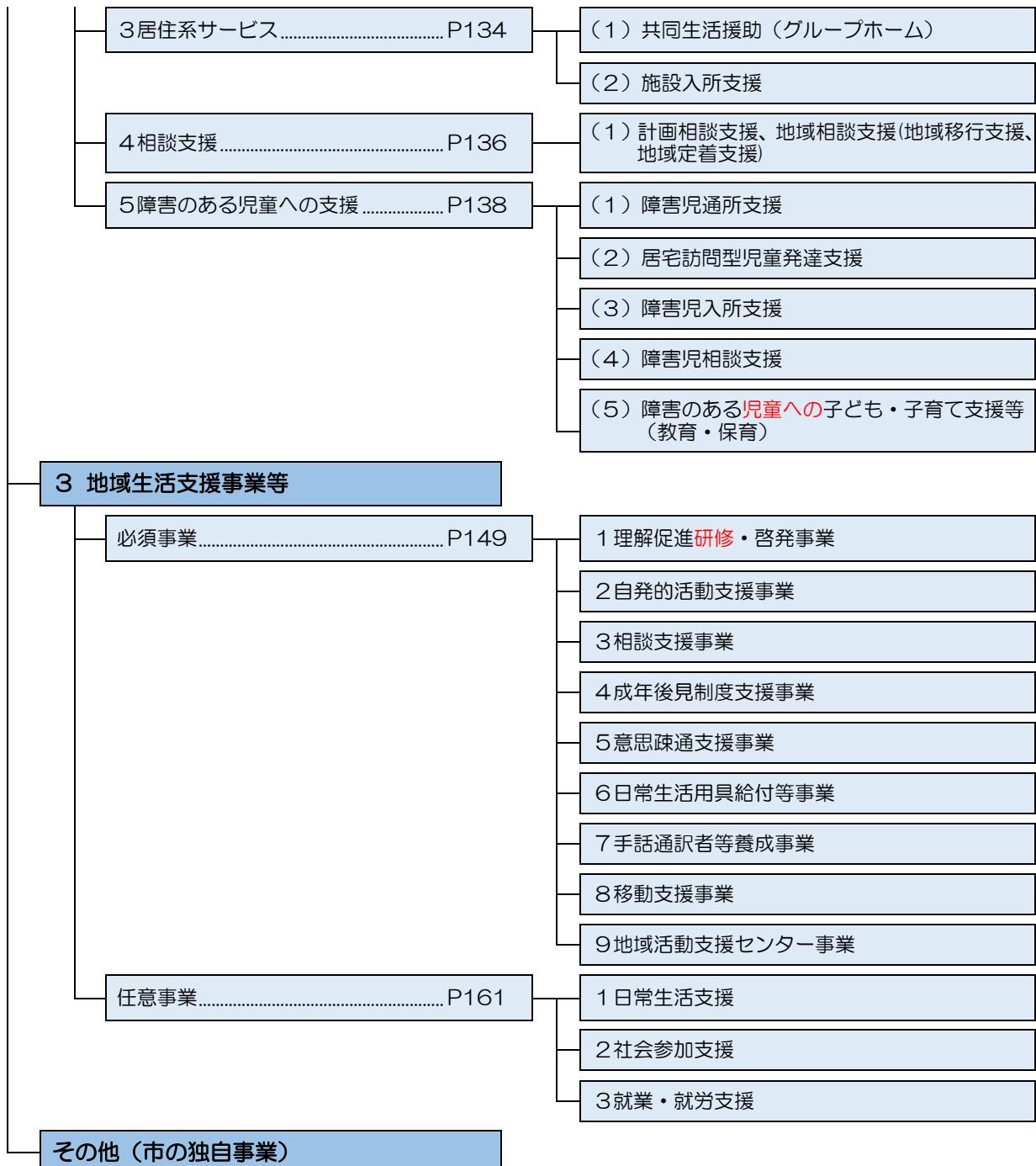
障害福祉計画・障害児福祉計画

1 基本目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 P 102 **新**
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 P 103 **新**
- (3) 地域生活支援の充実 P 105 **新**
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等 P 106 **新**
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等 P 110 **新**
- (6) 発達障害者等に対する支援 P 112 **新**
- (7) 相談支援体制の充実・強化のための取組 P 113 **新**
- (8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築. P 114 **新**

2 障害福祉サービス・障害児福祉サービス

- 1 訪問系サービス P116
 - (1) 居宅介護
 - (2) 重度訪問介護
 - (3) 同行援護
 - (4) 行動援護
 - (5) 重度障害者等包括支援
- 2 日中活動系サービス P122
 - (1) 生活介護
 - (2) 自立訓練（機能訓練）
 - (3) 自立訓練（生活訓練）
 - (4) 就労選択支援 **新**
 - (5) 就労移行支援
 - (6) 就労継続支援（A型）
 - (7) 就労継続支援（B型）
 - (8) 就労定着支援
 - (9) 療養介護
 - (10) 短期入所
 - (11) 自立生活援助



第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画の周知については、障害に関する正しい知識や理解を広める必要があることから、関係機関や障害者支援にかかる人々と連携し、誰もがお互いを尊重しながら、地域で共に生きる社会の実現のために、広報紙やホームページへの掲載を行います。

また、理解促進研修の講演会等やスポーツ・レクリエーション等の各種イベントの際に計画の概要版を配布する等により、情報発信や周知を図ります。

(2) 推進体制の確立

障害者施策は、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲に及ぶため、それぞれの障害のある人の障害や程度、ライフステージに応じたきめ細かな対応が必要となります。

このため、関係団体や市民が参加する推進組織である朝霞市障害者プラン推進委員会において計画の推進を図ります。

(3) 広域連携等

障害者施策は、対象者数や専門的な取組の必要性などから広域で行っている事業もあり、市民も他市に立地する施設を利用していることもあります。

このため、広域的な視点で取り組まなければならないことが多いことから、国や県、近隣市と連携していく必要があります。

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や障害者自立支援審査支払等システム等を活用した事業所や関係自治体等との情報共有体制など、市単独では実施が困難な施策については、積極的に連携を図りつつ、サービスの充実に努めます。

(4) 市民等との協働

各障害施策を効果的に実施していく上で、市民の協力はもとより、市と関係機関（福祉施設、医療機関、教育機関、保健所、社会福祉協議会、ボランティア団体、障害者関係団体、事業者など）との協力体制は不可欠です。

ピアカウンセリングの支援や、スポーツ・レクリエーションに係るイベントの開催など、障害のある人の社会参加の充実を図り、地域社会と関係機関との連携を強化するとともに、障害者施策の推進に向けて障害のある人を含め、市民の主体的な参画を促進します。

(5) 計画の達成状況の点検と評価の実施方法

達成状況の点検については、サービスの見込量と実際の利用量を踏まえながら、朝霞市障害者プラン推進委員会において、課題・方向性及び方策など障害福祉施策も合わせて点検・評価を行うとともに、その進行管理と調整を行います。

また、朝霞市障害者自立支援協議会にも進行管理状況を報告し、その意見等を踏まえながら、適切な見直しを行い、PDCAサイクルにより、必要があると認めるときは、本計画の変更や見直しを行います。

第2部

第6次朝霞市障害者プラン

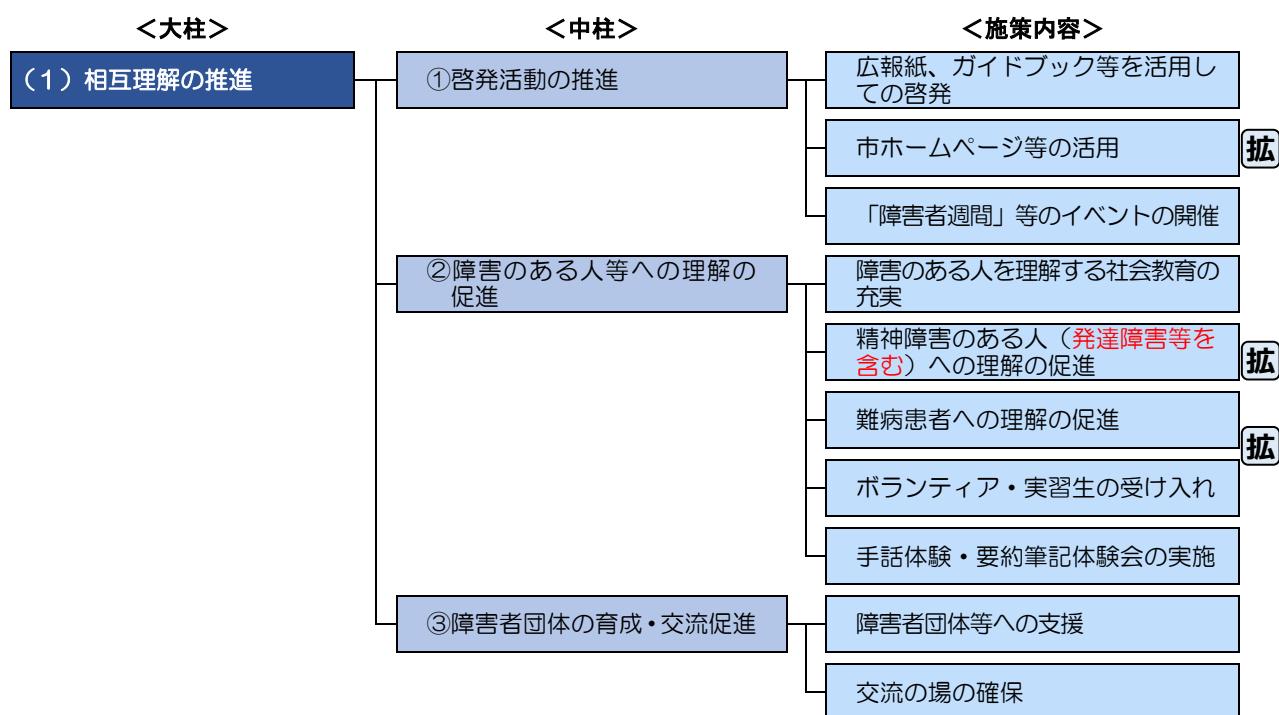
アンケート結果は、『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

第1章 共生社会の実現を目指す

＜基本目標＞

あらゆる機会や情報発信を通じて、障害に対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の提供や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止など、必要な施策を推進することで、障害のある人との人が共に生きる共生社会を実現します。

(1) 相互理解の推進



①啓発活動の推進

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「共生社会の実現（ノーマライゼーション）」のためには、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている障害のある人のおされた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー」を推進します。

共生社会の実現のため、障害のある人に対する心の障壁（バリア）を取り除くため、広報紙やガイドブックの作成、配布などを通じて啓発活動を行います。

＜アンケート調査等から見える傾向・課題＞

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人への理解を進めるための教育や広報活動の充実」

…障害のある人：57.6% 障害のある児童：67.6%

約6割の方が啓発活動を重要な施策として捉えている傾向があります。

Q. 情報の入手先（障害のある人）

・市役所の広報紙…41.9%

Q. 情報の入手先（障害のある児童）

・インターネット…75.4%

情報の入手先として広報紙やインターネットの比率が高い傾向があります。

■広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発

「広報あさか」などの広報紙の発行を通じて、最新の福祉情報や法改正をはじめとする各種情報の提供、障害のある人が地域で活動する記事の掲載などによる啓発・広報活動により、障害のある人への理解の促進を図ります。

■市ホームページ等の活用【拡充】

インターネットは情報の入手手段のひとつとして重要な役割を担っていることから、情報提供手段として市ホームページやSNS、メール配信サービスの活用を図ります。また、視覚障害のある人への対応として、情報へのアクセシビリティの向上に努めます。

■ 「障害者週間」等のイベントの開催

障害のある人への理解を深めるため、障害者週間をはじめとして、市内で開催される各種イベントなどを通じて啓発事業を推進します。

その一環として、市役所や市関連施設において、障害のある人が作成した作品を展示販売する場の提供など、障害のある人の活動への積極的な支援を行います。

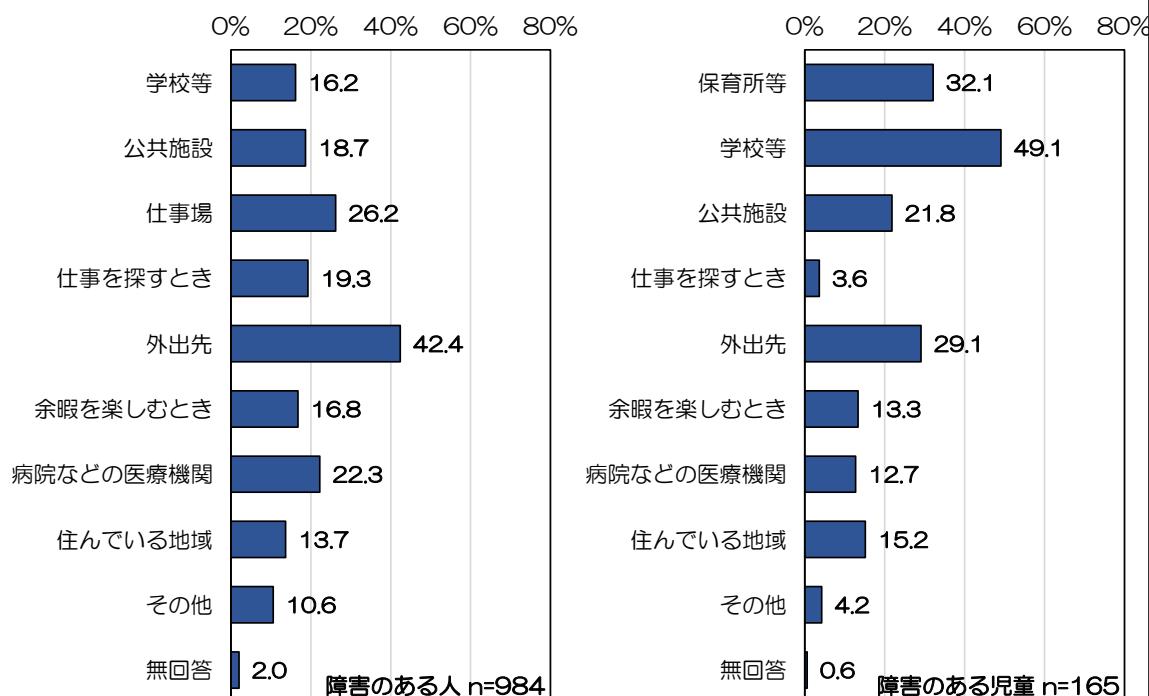
②障害のある人等への理解の促進

共生社会の実現のためには、それぞれの障害に対する正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除くことが重要です。

講演会の実施や、ボランティア活動等を通じて、障害のある人等への理解を促進します。

＜アンケート調査等から見える傾向・課題＞

Q. 差別や嫌な思いをした場所について（障害のある人・児童）



「外出先」の割合が最も高く、次いで「仕事場」となっています。障害のある児童では、「学校等」の割合が高くなっています。

■障害のある人を理解する社会教育の充実

障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために、障害福祉に関する講座や講演会の開催などを積極的に支援します。

■精神障害のある人(発達障害等を含む)への理解の促進【拡充】

発達障害・高次脳機能障害・若年性認知症等を含む精神障害は、周りから見てわかりにくいため、十分な理解を得にくい現状があります。精神疾患は誰でも発症する可能性のある病気であり、病気の結果生じた社会生活や日常生活のしづらさ、生きづらさがあることを理解し対応できるよう、啓発を図ります。

また、行政や民間の相談窓口従事者を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。

■難病患者への理解の促進【拡充】

難病患者の方については、外見からは症状がはっきりわからないケースもあり、病気に対する周囲の理解が得られないこともあります。

また、特有の症状があり、特別の生活用具を必要とする人もいます。このような難病患者の置かれた状況に対する市民の理解を広めるための周知に努めます。

■ボランティア・実習生の受け入れ ※

誰もが暮らしやすい地域づくりには、世代を問わず福祉への関心と参加が必要なことから、地域福祉の担い手の育成及び活動支援のため、ボランティアや実習生の受け入れを行います。また、児童館等においては子どもボランティア事業を実施し、福祉やボランティアに関わるきっかけ作りに取り組んでいきます。

■手話体験・要約筆記体験会の実施 ※

聴覚障害に対する理解を深め、手話や要約筆記の普及を図ることを目的に、初步的な手話や要約筆記を学ぶ場としての体験会を実施します。

※朝霞市社会福祉協議会で推進する第4期朝霞市地域福祉活動計画から引用しています。評価は朝霞市地域福祉計画推進委員会で行います。

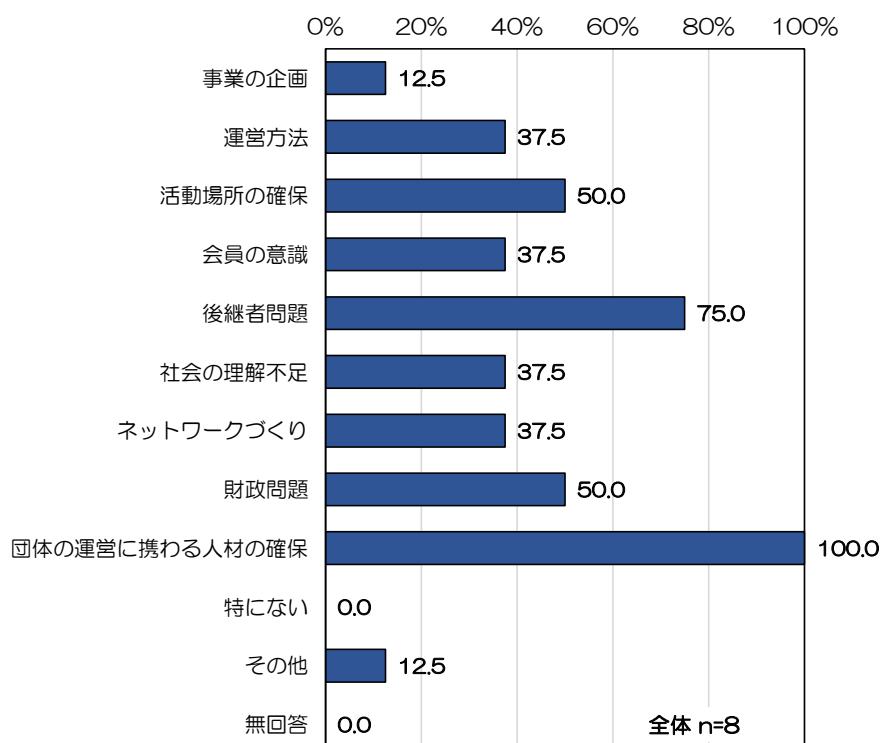
③障害者団体の育成・交流促進

障害のある人やその家族に対する一般市民の理解はまだ十分なものではなく、日常生活や社会参加をする上で、大きなハンディキャップが存在しており、お互いの理解を深めるためには、障害者団体の活動を通じて、障害のある人とない人の相互交流が求められています。

このため、障害のある人やその家族、障害者団体の活動に対する支援を充実するとともに、団体の組織化や団体間の交流活動を促進します。また、障害者団体の育成やネットワークづくりを通じて、障害のある人や家族が外出しやすい環境づくりを進めます。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 活動する上で困っていること（団体）



全ての団体が「人材の確保」の課題を抱えていると回答しています。

■障害者団体等への支援

障害のある人の社会参加を促進するため、団体の育成や障害福祉の向上を目指した活動や地域福祉活動等の事業に対して補助金を交付し、障害者団体に対する支援を行います。

また、障害者団体による活動への支援や助言を行うとともに、団体間の連携強化、ネットワークづくりを促進します。

■交流の場の確保

障害のある人とないとの相互の交流を促進するため、総合福祉センターの交流スペース、その他公共施設の利用を促進します。

また、市や関係機関が開催する各種イベントへの障害者団体の参加促進などにより、障害のある人とない人が広く交流できる場の確保に努めます。

(2) 差別解消の推進

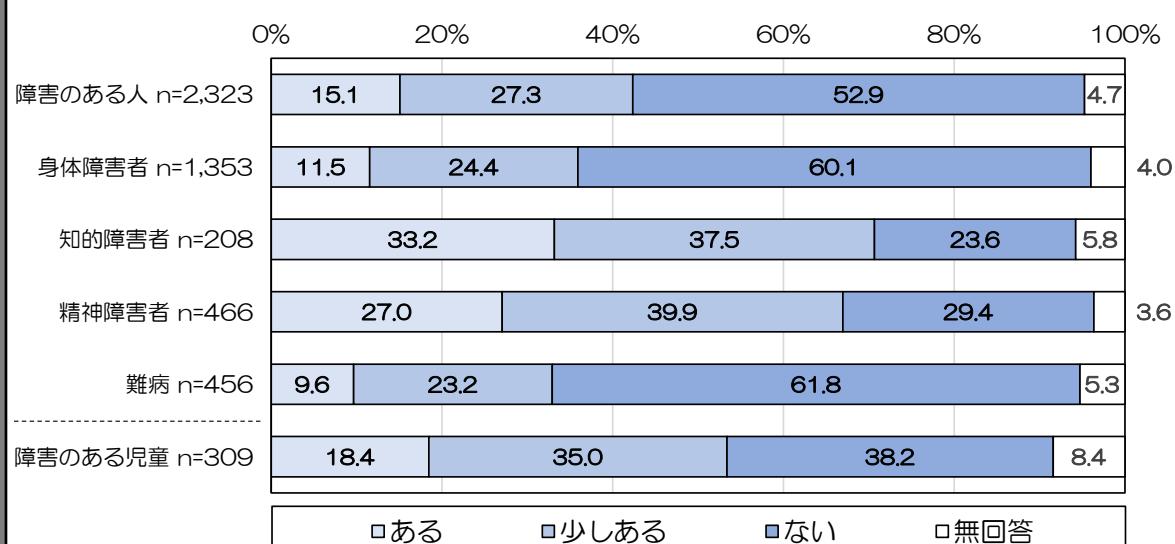


① 差別解消の推進

令和6（2024）年4月に施行の改正障害者差別解消法に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、行政サービス等における合理的配慮の提供に努め、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無（障害のある人・児童）



知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある児童において、「ある」「少しある」の割合が他の障害種別と比べて高い傾向がみられます。

■ 人権問題講演会等の実施

差別のない明るい社会の実現を目指し、人権問題についての理解を広めるため、市民を対象とした講演会や講座を開催します。

■差別解消に関する研修の実施【拡充】

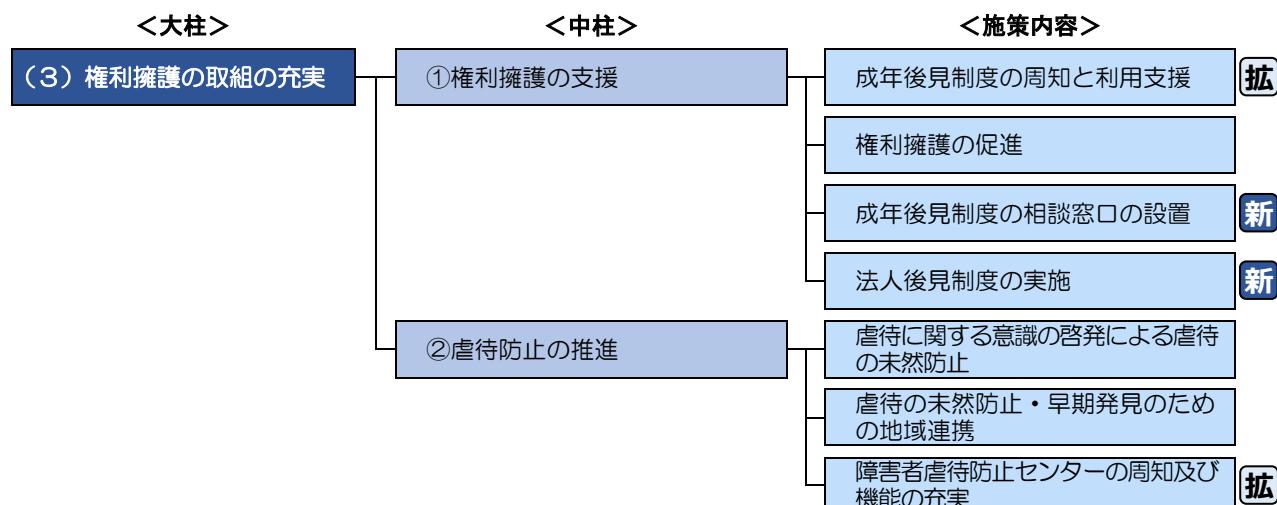
障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした差別の解消を推進することを目的として、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供のため、市職員等に対し研修を実施します。

また、県や近隣市と連携して事業者に向けた研修を実施し、障害者差別解消法の啓発に努めます。

■相談、通報体制の充実【新規】

相談窓口の周知を行うとともに、障害者の立場に寄り添った相談支援を行います。

(3) 権利擁護の取組の充実



①権利擁護の支援

自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制を整備するとともに、安心して地域で生活できるように権利擁護や、成年後見制度等の活用を支援します。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 成年後見制度の認知度（障害のある人・児童）

「名前も内容も知っている」と回答した割合

- ・身体障害のある人…38.7%
- ・知的障害のある人…39.4%
- ・精神障害のある人…29.4%
- ・難病患者…46.3%
- ・障害のある児童…23.3%

Q. 成年後見制度の利用状況（障害のある人・児童） その①

「利用している」と回答した割合

- ・身体障害のある人…1.6%
- ・知的障害のある人…11.1%
- ・精神障害のある人…2.8%
- ・難病患者…0.0%
- ・障害のある児童…0.3%

Q. 成年後見制度の利用状況（障害のある人・児童） その②

「現在は利用していないが、今後利用したい」と回答した割合（全体結果：31.8%）

- ・身体障害のある人…20.8%
- ・知的障害のある人…51.9%
- ・精神障害のある人…33.0%
- ・難病患者…21.5%
- ・障害のある児童…39.2%

成年後見制度の認知度はある程度普及が進んでいる傾向がみられる一方、「知らない」も約6割残っている状況です。

実際に利用している方は少ない傾向がみられます。また、今後の利用意向では知的障害のある人、精神障害のある人及び障害のある児童において利用したい割合が高くなっています。

■成年後見制度の周知と利用支援【拡充】

障害のある人の権利擁護や権利行使の援助などを支援するため、国や県と連携し、成年後見制度の普及と利用促進を図ります。

また、低所得者などを対象に成年後見人の報酬の一部を支援する成年後見制度利用支援事業の推進に努めます。

■権利擁護の促進

市においては、障害のある人の生活設計や生活上の諸問題についての相談などを充実し、親亡き後の不安解消や権利が守られるよう、弁護士など専門家との連携を図るとともに、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が設置している権利擁護センターの利用を促進します。

■成年後見制度の相談窓口の設置【新規】

成年後見制度に関する相談窓口として成年後見センターを設置します。

■法人後見制度の実施【新規】

朝霞市社会福祉協議会と連携し、法人後見制度の実施に向けて検討を進めます。

②虐待防止の推進

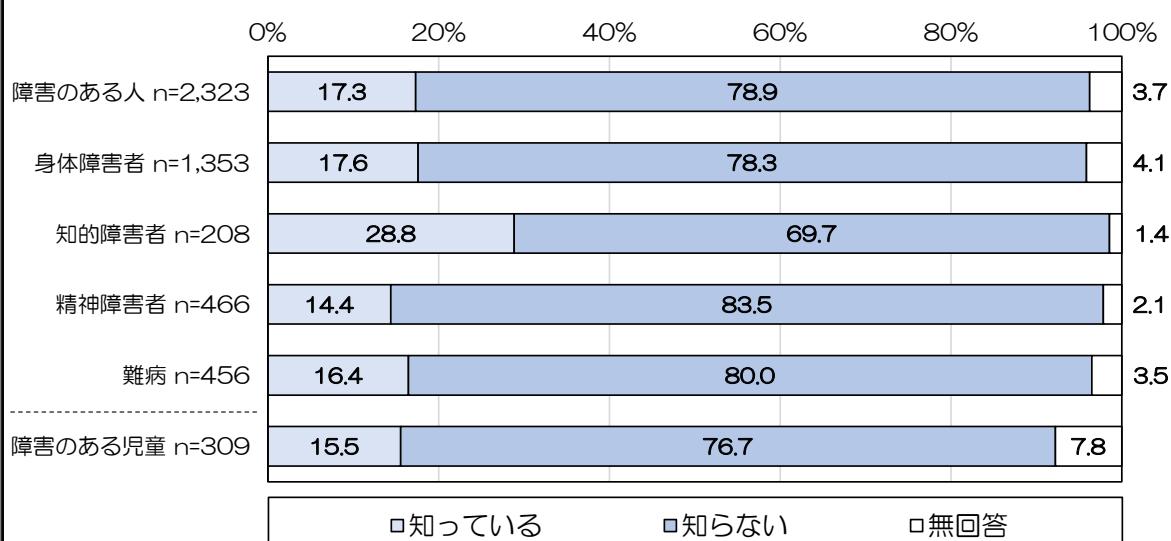
虐待を受けた障害のある人を守るため、平成24（2012）年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

障害のある人に対しての虐待が社会的問題となっている中、虐待が起こる場所は、密室での閉鎖的な環境が多いいため、発見することが難しいといわれています。

より一層、関係機関や地域住民のネットワーク体制の充実を図り、虐待に対する啓発や情報提供を行い、虐待の早期発見、相談、養護者に対する支援などに努めるとともに、虐待被害を受けた障害のある人等の保護やその後の心理的サポート、養護者へのサポートを行います。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害者虐待防止センターの認知度（障害のある人・児童）



障害者虐待防止センターの認知度は約2割程度と、約8割は知らないという結果でした。なお、知的障害のある人において、「知っている」の割合が他の障害種別と比べて高い傾向がみられます。

■虐待に関する意識の啓発による虐待の未然防止

家庭や教育機関、就業先での虐待防止のために、障害のある人への虐待に関する情報提供を通じた啓発により、虐待の未然防止に努めます。

■虐待の未然防止・早期発見のための地域連携

障害のある子どもを含め、障害のある人への虐待の未然防止に向けた相談体制の充実を図るとともに、早期発見に向けて地域関係者との連携づくりに努めます。

■障害者虐待防止センターの周知及び機能の充実【拡充】

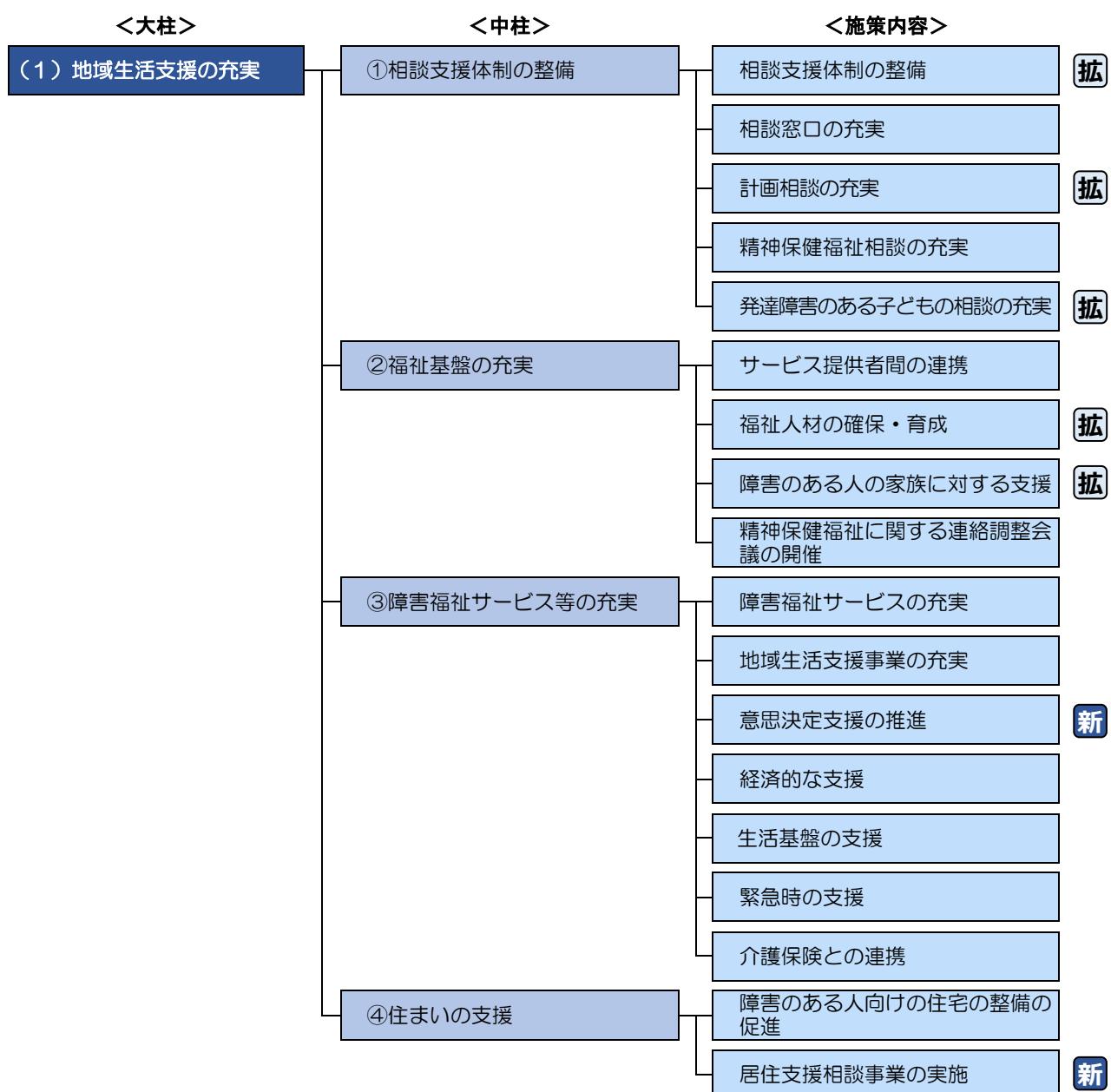
障害者虐待防止センターの認知度を高めるために市ホームページやSNS、チラシ作成など周知に力を入れるとともに、障害のある人への虐待を防止するため、家族、事業者、教育関係者などの抱える問題や課題の解決に向けた相談体制の構築に努め、虐待の防止及び対応に対する機能の充実を図ります。

第2章 地域生活を充実し、社会参加を支援する

<基本目標>

住み慣れた地域での生活を充実させるため、日常生活や社会生活を支援するための各種サービス等の充実やスポーツ、芸術・文化活動等へ参加できる機会の拡充に努めるとともに、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進による情報提供や円滑な意思疎通に努め、社会参加を促進します。

(1) 地域生活支援の充実



①相談支援体制の整備

障害にかかる相談は、児童から大人までと幅広く、それぞれが抱える悩みや戸惑いは多様化しており、ライフステージの節目においても異なるため、相談支援体制の整備及び充実を図るとともに、障害が生じたときの本人や家族の不安などの解消に向けて、総合的な相談体制の確立を図ります。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害者福祉に関する相談窓口の一本化や相談機能の充実」

…障害のある人：55.8% 障害のある児童：65.7%

5割以上の方が相談機能の充実を重要な施策として捉えている傾向があります。

■相談支援体制の整備【拡充】

相談支援員の増員を図るほか、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成の充実を図ります。

また、相談支援ネットワークの形成を図り、相談者一人一人の状況に応じた相談支援を行うようにします。

■相談窓口の充実

民生委員児童委員が行う相談活動をはじめとして、行政相談や法律相談、人権相談、DV相談、女性総合相談、消費生活相談など、身近な相談体制の充実を図ります。

また、相談内容の多様化に対応するため、重層的支援体制の整備を検討します。

■計画相談の充実【拡充】

障害児・者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、障害児・者の自立した生活を支えます。また、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、基幹相談支援センターの設置により、相談支援事業所のスキルアップを図ることで、きめ細かいサービス等利用計画の作成を促進します。

■精神保健福祉相談の充実

精神科医、精神保健福祉士などによる精神障害のある人の専門相談の充実を図るとともに、地域生活における医療・生活面に係る支援体制の整備に努めます。

■発達障害のある子どもの相談の充実【拡充】

児童発達支援センターの機能強化により地域における障害児支援の質の向上、インクルージョンの推進を図ります。

また、育み支援バーチャルセンター事業として、小児神経科医、臨床心理士などの協力を得て、発達障害のある子どもの専門相談の充実を図るとともに、保育園、幼稚園、小・中学校等への巡回相談を実施するなど、関係機関との連携を強化して、支援を充実します。

さらに、子ども相談室において「発達に関する相談」を実施します。子どもの実態を踏まえながら必要に応じて発達検査も実施し、相談体制の充実を図ります。

②福祉基盤の充実

障害のある人が適切な福祉サービスが受けられるよう、サービス提供事業者間の連携を強化するとともに、福祉人材の確保に努め、サービス全体の質の向上を図ります。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 関係機関との連携状況（事業所）

十分に連携が取れないとまあまあ連携は取れているを合わせた割合

- ・障害福祉サービス事業所：63.0%
- ・相談支援事業所：87.0%

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「福祉分野の専門的な人材の確保・養成」

…障害のある人：54.9% 障害のある児童：71.2%

Q. 障害福祉施策の課題（専門職）

- ・近隣の機関（特に児童発達支援事業所や相談支援事業所）と連携をとりながら、役割分担をしていくことが望ましい
- ・発達の評価、見立て、支援を総合的に行える施設が少ない

事業所間においてある程度の連携は図れているものの、より一層の連携強化が求められています。

また、専門的な人材や総合的な支援ができる事業所の充実が求められています。

■サービス提供者間の連携

適切なサービス提供ができるよう、サービス提供者間の連携を密にします。

また、**障害者**自立支援協議会の活性化により、事業者間の交流を促し、連携強化を図りやすくなるようにします。

■福祉人材の確保・育成【拡充】

障害福祉サービス充実のため、保健師や社会福祉士など専門知識や資格を有する人材の確保に努めるとともに、障害福祉サービス事業者などを通じて、人材の確保・育成を図ります。

また、障害や病気の経験があり、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアソポーターの確保・育成も図ります。

■障害のある人の家族に対する支援【拡充】

障害のある人のいる家庭では、介助者の高齢化や18歳未満の子どもが介護を担っているヤングケアラーの問題など、介護の状況が複合化・複雑化しています。

そこで、福祉サービスの提供に加えて、NPO法人やボランティアによる障害のある人を支える家族に対する支援の充実を図り、障害のある人に対する虐待の防止に努めるとともに、障害のある人の家庭の生活環境の向上を図ります。

また、障害のある人の家族会などの活動支援の充実や日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けの心理教育「ペアレントトレーニング」の普及を図ります。

■精神保健福祉に関する連絡調整会議の開催

精神障害のある人が地域の中で安心して暮らせる地域づくりを目指し、保健と福祉の連絡調整を図るため、会議を開催します。

③障害福祉サービス等の充実

障害のある人が住み慣れた地域で、安心してゆとりある生活を送るためには、一人一人のニーズにあったサービス提供が求められていることから、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、障害のある児童に対するサービスの確保及び適切な提供を行うとともに、地域生活支援事業など各種サービスの充実を図ります。

＜アンケート調査等から見える傾向・課題＞

Q. 障害福祉サービスの今後の利用意向（障害のある人）

「現在利用しており、今後も利用したい」と「現在利用していないが、3年以内には利用したい」を合わせた割合 上位6項目

- ・居宅介護（ホームヘルプ） 17.8%
- ・生活介護 15.2%
- ・計画相談支援 13.6%
- ・短期入所（ショートステイ） 13.5%
- ・施設入所支援 11.9%
- ・自立訓練（機能訓練） 11.9%

Q. 障害福祉サービスの今後の利用意向（障害のある児童）

「現在利用しており、今後も利用したい」と「現在利用していないが、3年以内には利用したい」を合わせた割合 上位5項目

- ・放課後等デイサービス 65.4%
- ・障害児相談支援（計画相談支援） 52.5%
- ・児童発達支援 43.0%
- ・保育所等訪問支援 23.7%
- ・行動援護 10.3%

障害のある人の全体での傾向と障害のある児童での傾向は異なり、障害のある児童では各種サービスに対する利用意向が高い傾向がみられます。

■障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法等による総合的な自立支援システムづくりを推進し、各種障害福祉サービス等の充実を図ります。

また、事業者からの開設相談等の機会をとらえ、市の課題や障害福祉計画に基づく助言を行います。

■地域生活支援事業の充実

障害者総合支援法では、市町村が地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けています。「親亡き後」に備えるとともに、地域で生活する障害のある人の自立した日常生活や社会生活の充実を図ります。

■意思決定支援の推進【新規】

サービスの提供にあたっては、本人の意思が反映された生活を送ることができるように、厚生労働省のガイドラインに基づき、意思決定支援の適切な実施を推進します。

■経済的な支援

障害のある人やその家族に対し、日常生活支援、社会参加支援サービスの提供のほか、各種手当などの支給により経済的な支援を行います。

■生活基盤の支援

地域での生活の基盤となる地域活動支援センターや生活ホームへの運営支援、グループホームの入所者に係る支援として、家賃の一部を補助する特定障害者特別給付費の支給を行います。

■緊急時の支援

災害などの緊急時に援護を必要とする人への迅速な支援を図るため、避難行動要支援者台帳への登録、普及促進に努めます。

また、アプリを使用した「ネット119」や「FAX119」などの普及を図るとともに、手話通訳者の緊急時派遣の実施などにより、緊急時の支援体制の充実を図ります。

■介護保険との連携

高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、介護保険サービスや障害福祉サービス、相談窓口についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

④住まいの支援

住宅は地域生活の基盤であり、障害のある人が住み慣れた住宅で快適に住み続けられるように、住まいの確保に対する支援を行うとともに、段差の解消や手すりの設置など、障害のある人が暮らしやすい住宅の整備、建設を促進するための相談窓口や融資・助成制度の充実など、住まいに係る支援を行います。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人のための住まいの確保・供給」

…障害のある人：55.6% 障害のある児童：61.2%

5割以上の方が障害のある人のための住まいの確保・供給を重要な施策として捉えている傾向があります。

■障害のある人向けの住宅の整備の促進

障害のある人が共同して生活できる場や障害のある人が自立して生活できる場としての住宅の確保が求められています。

住宅の改修に対する理解の促進を図り、障害のある人に配慮した構造や仕様への改修を促進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図ります。

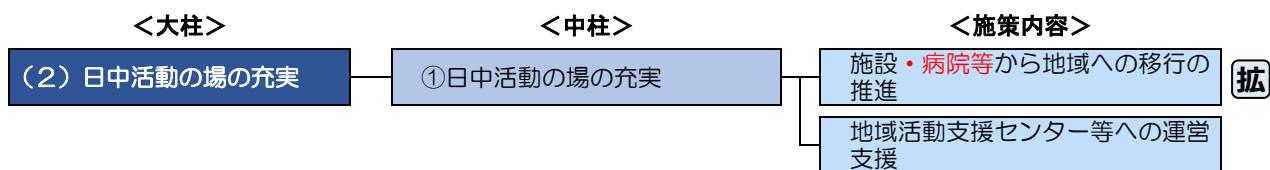
また、住宅改修を促進するため、重度障害者住宅改善費補助や個人住宅リフォーム資金補助金等の経済的支援の活用を促進します。

■居住支援相談事業の実施【新規】

住宅確保要配慮者（低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子どもを養育する者・その他住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、社会福祉士による居住支援相談を実施します。

相談内容に応じて、庁内の関係部署や不動産事業者関連団体等につなぎ、住まい探しや入居後の生活支援等を行います。

(2) 日中活動の場の充実



①日中活動の場の充実

障害のある人の活動を支援する日中活動系サービスや地域生活支援事業の充実を図り、地域生活への移行を推進し、日中活動の場の確保に努めます。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 日中の過ごし方（障害のある人）

「自宅にいることが多い」 45.9%

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「働く場の確保」 54.0%

「参加しやすい余暇活動の援助や施設の整備」 45.4%

「障害のある人とない人が交流する場の充実」 40.8%

障害のある人の日中活動の場の充実は、就労、余暇活動、交流の場と幅広く求められています。

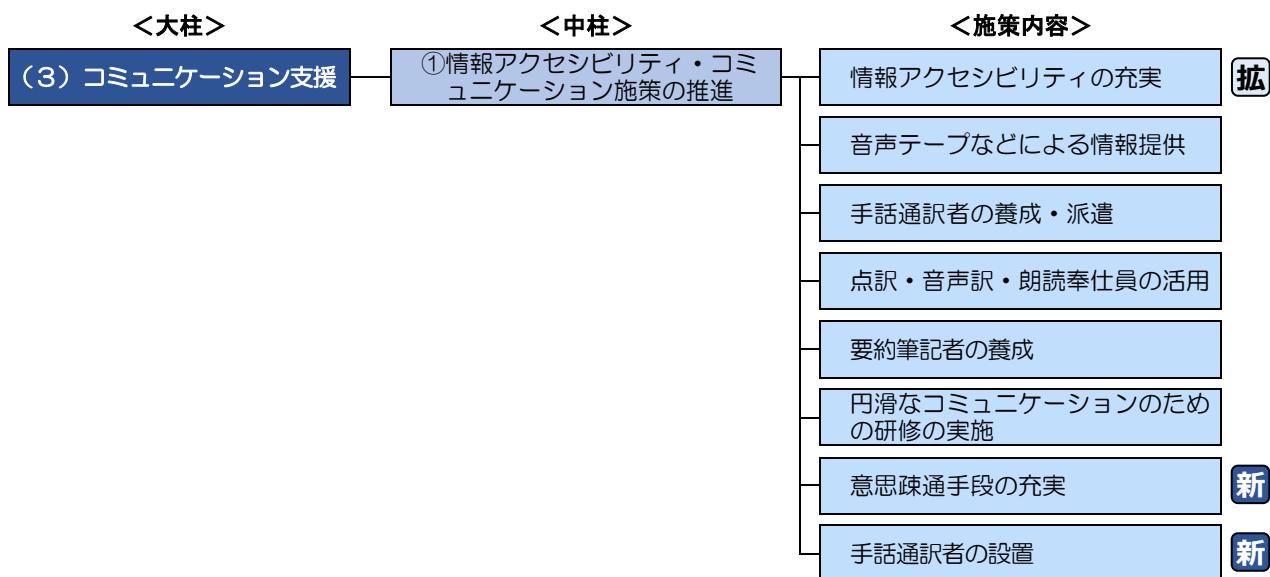
■施設・病院等から地域への移行の推進【拡充】

地域生活支援拠点事業の充実により、障害のある人本人の意向を反映した地域生活への移行を支援します。

■地域活動支援センター等への運営支援

障害のある人の社会参加を促進するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、就労機会の拡大に努める地域活動支援センターなどの運営を支援します。

(3) コミュニケーション支援



①情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

朝霞市では、平成28（2016）年4月に、朝霞市日本手話言語条例を制定し、障害のある人のコミュニケーションを手助けする手話通訳者や要約筆記者の養成、点訳・朗読奉仕員の活用、福祉機器の利用などによるコミュニケーション手段の確保に努めています。

令和4（2022）年5月に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるため、法の趣旨を踏まえ各種施策の充実を図ります。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「生活している地域にかかわらず等しく情報を得ることができる」...50.5%

「障害のあるなしにかかわらず、

同じ情報を同じタイミングで取得できる」...49.4%

約5割の方が情報へのアクセシビリティについて重要な施策として捉えている傾向があります。

Q. 情報の入手先（障害のある人）上位3位

- 市役所の広報紙
- 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
- 家族や親せき、友人・知人

Q. 情報の入手先（障害のある児童）上位3位

- 家族や親せき、友人・知人
- インターネット
- サービス事業所の人や施設職員

Q. 障害福祉施策の課題（専門職）

- 広報紙などだけでなく、他のWebサービスとの連携ができるとよい

障害のある人と障害のある児童では、情報の入手先が異なる傾向がみられる部分もあるため、必要な人に必要な情報が届くよう、あらゆる情報発信媒体を活用した情報提供の充実が求められています。

■情報アクセシビリティの充実【拡充】

利用者の立場に立ったわかりやすい「広報紙」や「障害福祉ガイドブック」、「ホームページ」などを充実し、相談窓口や障害福祉サービス等の幅広い福祉情報の提供に努め、利用促進を図ります。なお、利用する側に立った効果的な提供方法についても検討します。

また、災害時においても障害のある人に情報が伝達できるよう情報のバリアフリー化を進めます。

■音声テープなどによる情報提供

視覚障害のある人に対し情報提供方法の周知を図り、広報あさかの音声テープ、ディジー（デジタル録音図書）形式のCDなどによる情報提供を推進します。

■手話通訳者の養成・派遣

聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援する人材育成のため手話講習会を開催するとともに、手話通訳者派遣制度の充実に努めます。

■点訳・音声訳・朗読奉仕員の活用

点訳・音声訳・朗読奉仕員を必要に応じて活用し、障害のある人に対して適切な情報提供に努めます。

■要約筆記者の養成

必用に応じて要約筆記に関する講習会を開催し、要約筆記者の養成を図ります。

■円滑なコミュニケーションのための研修の実施

市の職員研修の中に手話講習などを盛り込み、円滑なコミュニケーションを築けるよう職員の意識啓発を行います。

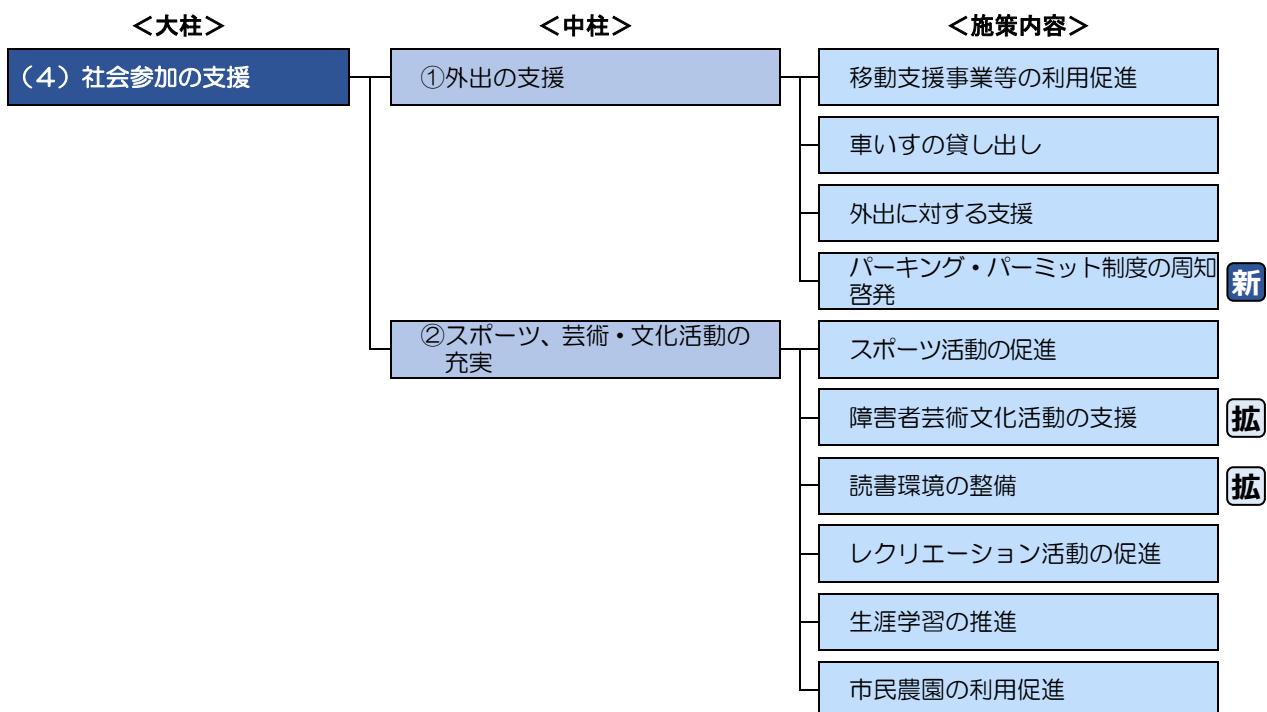
■意思疎通手段の充実【新規】

全ての市の窓口で筆談対応を行うとともにコミュニケーション支援ボードを設置、避難所にも筆談ボード及びコミュニケーション支援ボードを設置し、意思疎通手段の充実に努めます。

■手話通訳者の設置【新規】

障害福祉課に手話通訳者を設置、庁内各部署での手話通訳のニーズにスムーズに応える体制整備に努めます。

(4) 社会参加の支援



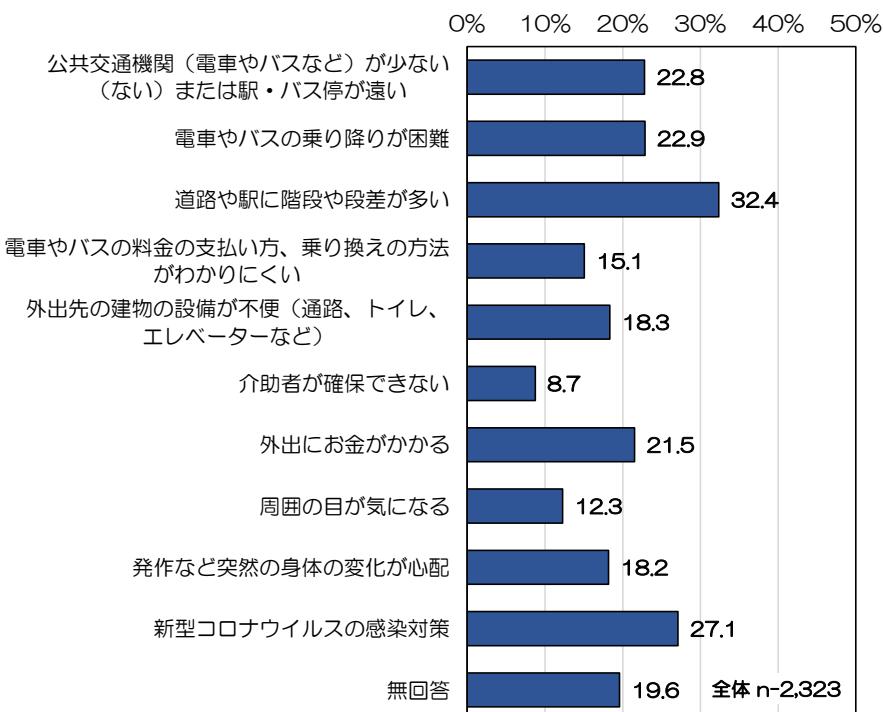
①外出の支援

障害のある人が生活活動範囲を拡大するためには、それぞれの障害に応じた移動手段の確保が必要となります。

障害のある人の移動や外出の利便性を高めるため、移動支援事業などにより、障害のある人の移動・外出手段の確保に努めます。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 外出時の困りごと（障害のある人）



外出の支援においては、外出環境の整備が求められているとともに、外出の際の円滑な移動の確保が求められています。

■移動支援事業等の利用促進

障害等により外出等の移動が困難な方を対象に、適切な障害福祉サービスを案内するとともに、移動支援事業、生活サポート事業を行います。

■車いすの貸し出し

車いすの貸し出しを行います。

■外出に対する支援

障害のある人の移動・外出のため、自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、**福祉タクシー利用券の交付**、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付など、経済的な支援を実施します。

■パーキング・パーミット制度の周知啓発【新規】

障害のある人などに向けた駐車区画の適正利用を図るため、埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の周知啓発を図ります。

②スポーツ、芸術・文化活動の充実

障害のある人の生活の質を高めるためには、スポーツや芸術・文化活動に参加し、楽しめる機会を増やすことが重要です。

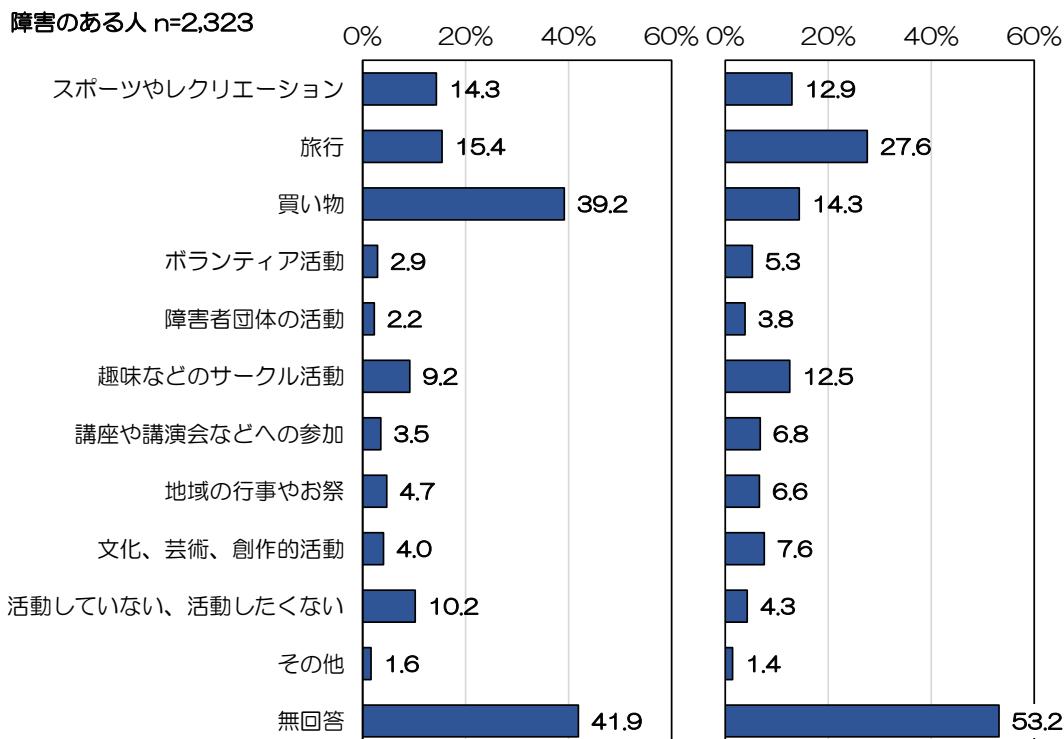
このため、市内で開催されるスポーツ活動への参加の促進によりスポーツに親しむ機会を提供します。

また、生涯学習の充実や自主学習グループへの参加の促進により、芸術・文化活動の充実を図ります。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 現在行っている活動、今後活動したいと思うこと（障害のある人）

現在行っている活動（左）、今後活動したいと思うこと（右）



現在行っている活動や今後活動したいと思うことは、買い物、旅行、スポーツやレクリエーション、趣味などのサークル活動が上位を占めています。

■スポーツ活動の促進

障害のある人と家族がスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流を図るため、障害者スポーツ大会などを開催します。

また、県が主催する埼玉県障害者スポーツ大会などへの参加を促進し、支援します。

さらに、市内で開催される各種スポーツイベントについても、障害のある人の参加ができるように働きかけます。

■障害者芸術文化活動の支援【拡充】

『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』に基づき、障害の有無にかかわらず、芸術・文化に親しむ機会を増やすため、各種イベントなどを開催するとともに、障害のある人による芸術作品の制作および作品の展示の機会確保を含めた生涯学習の充実を図ります。

■読書環境の整備【拡充】

図書館では、障害のある人に対応したサービスを行っており、これらの充実と利用の促進を図ります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（通称「読書バリアフリー法」）に基づき、障害のある人の読書環境の整備に向けた、サービスの充実に努めます。

■レクリエーション活動の促進

各障害者団体では余暇活動を積極的に展開しています。団体に所属していない人も含め、障害のある人のレクリエーションに親しむ機会を増やすため、市内で開催されるレクリエーション活動に、障害のある人が参加できるよう支援します。

■生涯学習の推進

生涯学習を総合的、体系的に推進するため、朝霞市生涯学習計画に基づいて生涯学習関連事業の充実に努めます。

■市民農園の利用促進

野菜を栽培することにより、身近な自然に触れ合う機会を増やすため、障害のある人の優先利用枠を設けるとともに、障害者手帳所持者の利用料の免除を行い、利用の促進を図ります。

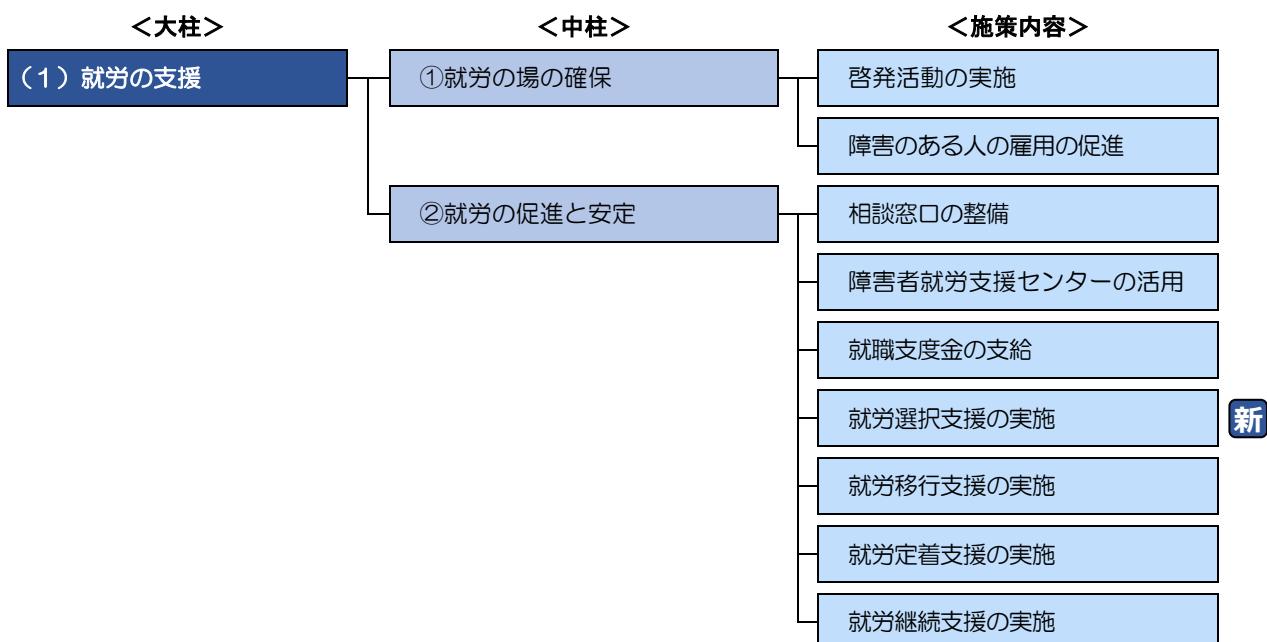
第3章 就労を支援する

＜基本目標＞

障害のある人の雇用・就業を促進するため、民間事業者に対し広く障害のある人の雇用を働きかけ、就労の場の確保に努めるとともに、就労移行支援事業等を活用し、一般雇用や福祉的就労を含めた安定した雇用の促進に努めます。

また、安定した雇用を実現することで、経済的自立の推進や円滑な地域移行、その後の地域生活の定着につながるよう支援を実施します。

(1) 就労の支援



①就労の場の確保

令和6（2024）年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により段階的に法定雇用率が引き上げとなり、障害のある人の働く場が拡充されることになりました。

また、障害のある人の経済面での自立の促進に資するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」では、国や地方公共団体などの公共機関は、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することとなっています。

障害のある人の自立と社会参加を進めるため、就労の場の確保に向けて、啓発活動の実施や、関係機関等との連携を図ります。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「働く場の確保」 54.0%

5割以上の方が働く場の確保を重要な施策として捉えている傾向があります。

Q. お子さんの将来を考えて不安に思うこと（障害のある児童）

「就職・仕事について」 70.2%

「就職・仕事について」の割合は高く、お子さんの将来の生活において、自立した生活を送るために重要な部分と捉えられている結果が表れていると考えられます。

■啓発活動の実施

県やハローワークとの連携を図りつつ、事業所に対する障害のある人を対象とした雇用促進キャンペーンや広報紙などを通じた広報活動を行い、障害のある人の雇用の促進を図ります。

■障害のある人の雇用の促進

法定雇用率の達成に向けて県やハローワークと連携し、企業などに対してさまざまな働きかけを行います。

就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などを活用するとともに、関係機関との協力体制により障害のある人の就業促進を図ります。

②就労の促進と安定

障害のある人の誰もが、その適性と能力に応じた就労の場に就けるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や、障害者就労支援センター等の関係機関との連携を図り、障害のある人の就労を促進します。

また、就労支援の充実を図るとともに、就労後の定着や休職からの復職等に向けて障害のある人と雇用者の相談等を強化します。

＜アンケート調査等から見える傾向・課題＞

Q. 仕事をする上での不安・不満について（障害のある人）

「収入が少ない」 40.5%

約4割の方が収入に対する不安・不満を抱えている傾向がみられます。

Q. 就労支援として必要なこと（障害のある人）上位3位

- ・職場の上司や同僚などに障害への理解があること
- ・短時間勤務や勤務日数の配慮
- ・通勤手段の確保

安定した就労を継続するためには、職場の人たちの理解が求められています。

■相談窓口の整備

障害のある人の就労には、障害の状況に応じたきめ細かな配慮が必要なことから、ハローワーク、県、特別支援学校、市内の障害者団体などと連携を図りながら、障害のある人の状況を踏まえた就業情報の提供や就業における配慮事項などに関するアドバイスを含めたきめ細かな相談に努めます。

また、ハローワークや県などと連携を図りながら障害のある人の就業・起業等への支援、NPO法人化への支援など、相談体制の充実に努めます。

■障害者就労支援センターの活用

障害者就労支援センターにおいて、職業相談をはじめ、就職準備支援、職場定着支援、生活支援など各種支援により、障害のある人の雇用を進めます。職場定着支援については、埼玉障害者職業センターが行うジョブコーチ支援事業なども活用して、障害のある人の定着促進を図ります。

また、生活支援についても重要な支援ととらえ、きめ細かな対応に努めるとともに、余暇活動のニーズを踏まえつつ支援のあり方についても調査・研究を行います。

■就職支度金の支給

就労に係る施設の入所及び通所者が、就職などにより自立生活する際に、就職支度金を支給します。

■就労選択支援の実施【新規】

障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施します。

※令和4（2022）年改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日から施行されることになっています。

■就労移行支援の実施

就労移行支援は、一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる人に対し、作業訓練や職場実習等を実施する事業で、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援します。

この一環として、県や周辺自治体、特別支援学校、障害のある人を雇用している事業所などとの連携により、特別支援学校を卒業した人が就業に先立ち、職業訓練を受けることができる場について調査・研究を行います。

■就労定着支援の実施

就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害のある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている方を対象に、就労定着支援事業所が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、安定した就労が継続できるよう支援します。

■就労継続支援の実施

就労継続支援事業では、雇用継続に必要な知識や能力の向上のための訓練の実施、一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供するなどのサービスを行っています。

また、市としても可能な業務については、就労継続支援事業所に対し、業務発注に努めるとともに、工賃向上のために適宜助言を行います。

利用にあたっては、本人の希望を尊重するとともに、一般就労に必要な知識・能力の高まつた人については、一般就労に向けた支援を行います。

また、就労したものの職場や仕事に馴染めずに離職した人に対して、職業訓練施設などの利用により、就労復帰に導きます。

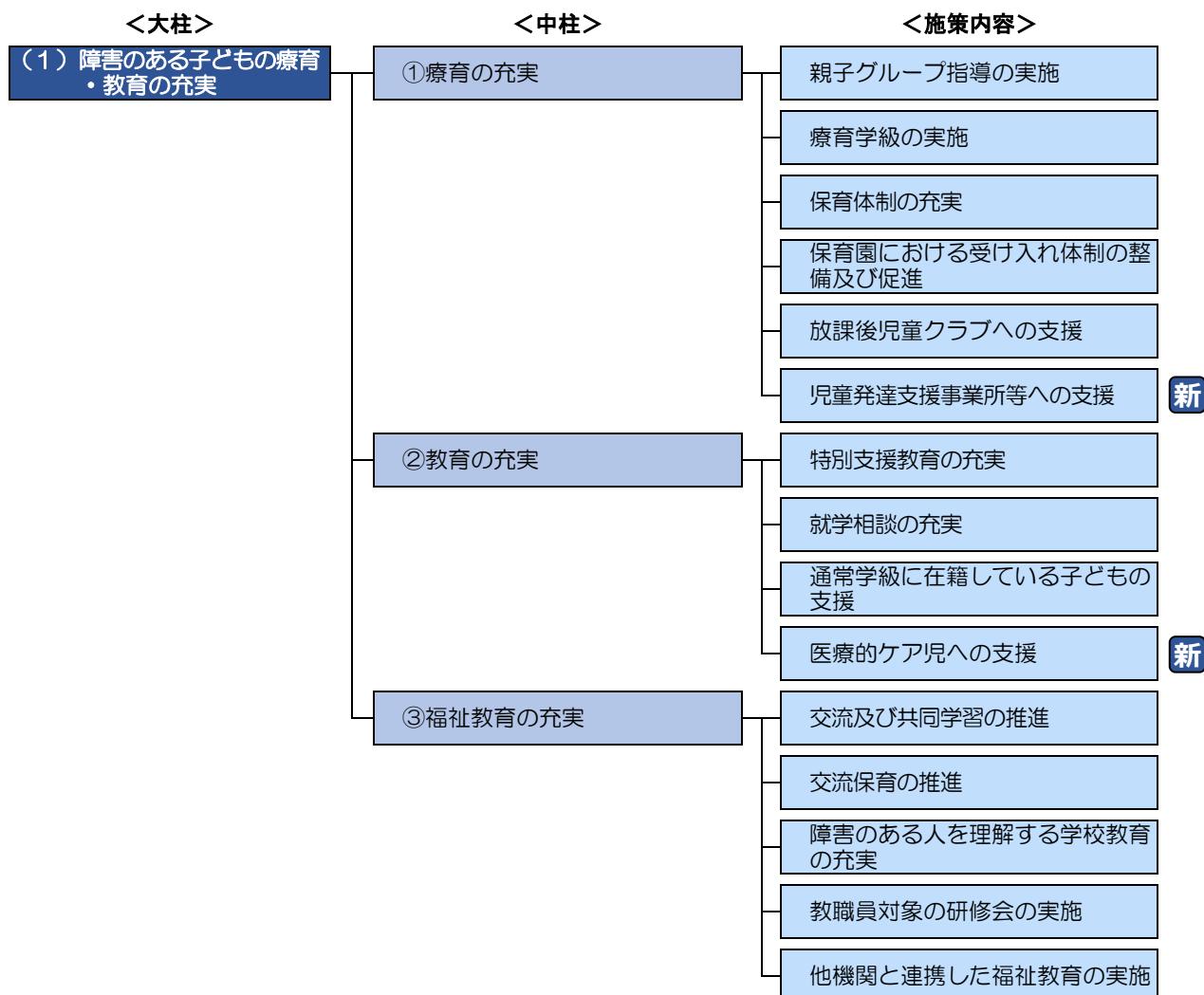
第4章 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

＜基本目標＞

障害の特性に応じた療育・教育を提供するとともに、障害のある児童（強度行動障害、高次脳機能障害等を含む）との児童が共に学び、交流する機会を通じて、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。

また、市民へ共生社会の考え方の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

（1）障害のある子どもの療育・教育の充実



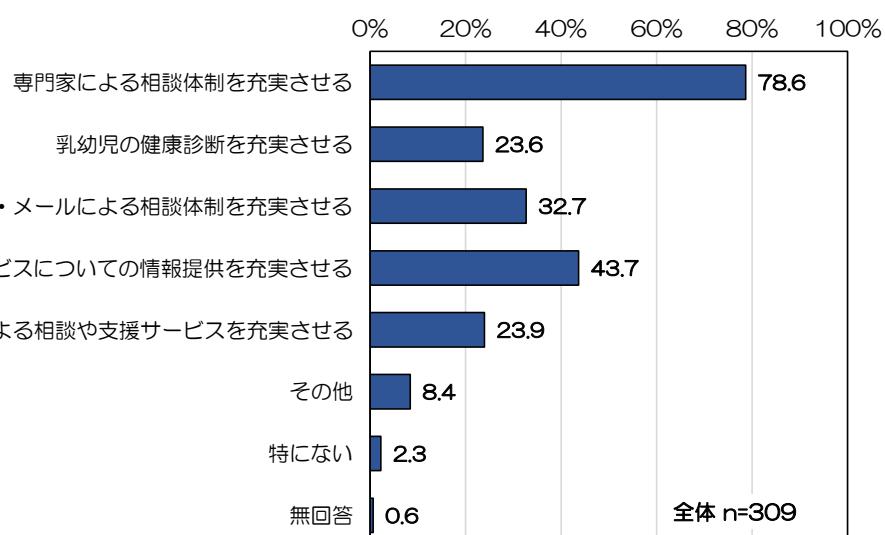
①療育の充実

乳幼児の障害に対しては、早期発見、早期治療・指導訓練を行うことで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

障害の疑いがある乳幼児の保護者に対して、早期療育を行うための支援方法の確認や関係機関同士での情報共有を行うとともに、障害のある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い、障害のある児童への支援の強化を図ります。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 早期に適切な支援をうけるために必要なこと（保護者）



専門家による相談体制の充実が求められているとともに、情報提供の充実が求められています。

■親子グループ指導の実施

ことばの遅れなどがある乳幼児や育児不安を持つ親に対し、グループでの活動を通して子どもの発達を促すとともに、適切な時期に親に対して適切なアドバイスや各種援助を行います。

■療育学級の実施

心身の発達に遅れのある乳幼児と保護者に対し、親子が触れ合いながらよりよい発育発達を促すため、リズム遊び（音楽療法）、体操などの遊びの指導を行います。

■保育体制の充実

保育園などにおける統合保育の充実を図るため、専門家による巡回指導や保育士の研修を実施します。

家庭教育や就学など、それぞれの幼児の障害に応じたさまざまな相談に対し、適切な助言、指導ができるよう指導力の向上など、保育体制の充実を図ります。

■保育園における受け入れ体制の整備及び促進

保育園において医療的ケア児を含む障害のある子どもを受け入れるため、保育士の加配や施設のバリアフリー化など障害児保育体制の整備に努め、育成保育事業をさらに進めています。

■放課後児童クラブへの支援

放課後児童クラブで統合保育を行うため、指導員の適正配置など保育の充実を図るとともに、障害のある子どもを受け入れ、担当する指導員を配置する市指定放課後児童クラブに助成を行います。

■児童発達支援事業所等への支援【新規】

療育支援事業を実施し、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などに対し、助言、指導などのサポートを行うことで質の向上に努めます。

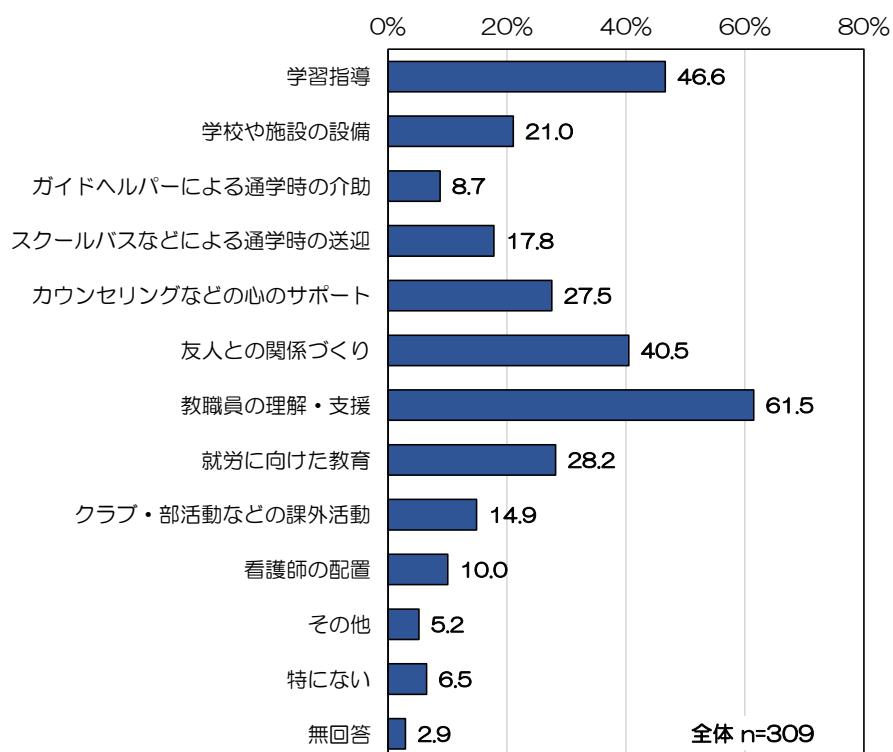
②教育の充実

障害のある児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の程度に応じ、きめ細かな教育を行うことが求められています。

障害の種別も多様化していることから、一人一人の教育的ニーズに応えるため、障害のある児童生徒のライフステージに合わせた支援体制の整備、指導方法の工夫等を行うとともに、保護者に対する相談支援体制を整え、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、障害のある児童生徒へ一貫した支援が提供できるよう教育の充実を図ります。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 学校生活において、充実させるべきと思うこと（保護者）



障害のある児童生徒のライフステージに沿った教育を充実させるためには、教職員の理解・支援が最も重要と捉えられている傾向がみられます。

また、「Q. お子さんが受けている支援等について、充実させるべきと思うこと（保護者）」からは、会話やコミュニケーションに関する支援や友達とのかかわり方に関する支援の割合が高く、人とかかわる際に必要な支援が求められています。

■特別支援教育の充実

特別支援教育の充実を図るため、それぞれの障害や程度に応じた教育課程を編成するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた支援、施設整備の充実を図ります。

また、特別支援学級を設置する小・中学校への特別支援学級補助員の配置、通常学級に通う障害のある児童生徒への支援員の配置、補助員・支援員への研修などにより、障害のある児童生徒の就学支援及び学習支援に努めます。

■就学相談の充実

障害のある児童生徒が適切な教育が受けられる環境整備に努め、保育園、幼稚園、小・中学校との連携のもとに就学相談体制の充実を図ります。

■通常学級に在籍している子どもの支援

通常学級に在籍している発達障害などの子どもについては、それぞれの障害の特性を踏まえつつ、子どもの発達段階に応じた計画的、継続的な教育支援に努めます。

■医療的ケア児への支援【新規】

小・中学校に通う医療的ケア児に対し、看護師配置を行い、学習参加への支援体制の充実を図ります。

③福祉教育の充実

日常生活において、障害のある人との人が共に活動することは、児童生徒の豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であり、福祉教育の充実や交流教育の推進が重要視されています。

児童生徒に対し福祉に対する関心を高める啓発や人権教育、福祉活動等を行うとともに、「インクルーシブ教育」の考え方に基づき、合理的配慮の提供をした上で障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べる場を増やします。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人との人が交流する場の充実」 46.9%

約5割の方が障害のある人とない人が交流する場の充実が重要な施策として捉えています。

■交流及び共同学習の推進

通常学級における福祉教育を推進するとともに、通常学級と特別支援学級の児童生徒が共に学ぶ機会の設定、特別支援学級の児童生徒による学習発表会、作品展の開催などの機会を増やして、障害のある児童生徒への理解を深め、相互の交流及び共同学習を推進します。

■交流保育の推進

児童発達支援センターみづばすみれ学園と公設公営保育園との交流会を開催し、触れ合いの場を創造します。

■障害のある人を理解する学校教育の充実

小・中学校において、児童生徒の発達段階に応じた計画的、継続的な福祉教育や障害のある人との交流教育、ボランティア教育の推進を図ります。

また、福祉への理解と関心を高めるために、地域や障害者団体・施設などと連携した福祉教育を促進します。

■教職員対象の研修会の実施 ※

福祉教育の推進には、教職員や福祉教育に携わる人の理解と連携が必要不可欠です。そのために、小・中・高等学校の教職員や地域の福祉教育に携わる人を対象に、具体的な事例や福祉体験等を取り入れ、より充実した研修会を実施していきます。

■他機関と連携した福祉教育の実施 ※

毎年、小・中学校の総合的な学習の時間において、当事者の講演や体験等によるさまざまな福祉教育を実施してきました。今後は、社会福祉協議会で実施してきた福祉教育を、市内の施設等の協力を得ながら、子どもから大人までを対象とした、支え合い・助け合いの気持ちを醸成する福祉教育として実施していきます。

※朝霞市社会福祉協議会で推進する第4期朝霞市地域福祉活動計画から引用しています。評価は朝霞市地域福祉計画推進委員会で行います。

第5章 安心・安全な暮らしをつくる

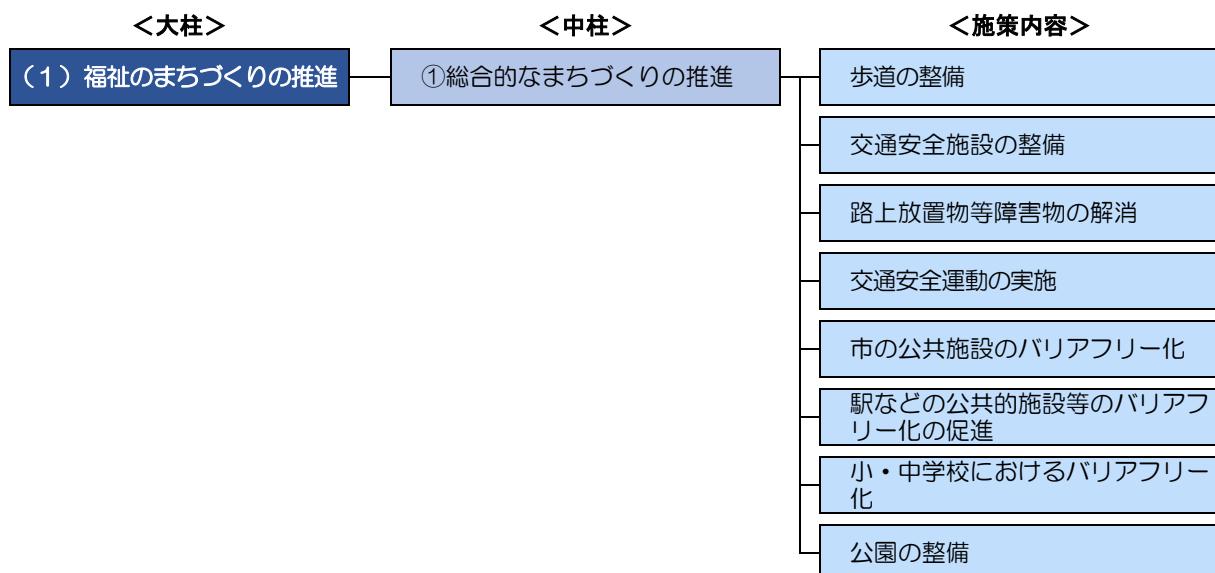
＜基本目標＞

安心・安全な生活環境の整備に向け、バリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進します。

保健・医療では、健診や専門相談の充実等により障害の早期発見体制の強化を図るとともに、障害の特性に応じた適切な医療サービスを提供できるよう医療機関との連携を強化します。

また、障害のある人を災害や犯罪、事故から守るため、地域の防災・防犯対策の強化を図るとともに、災害や犯罪を予防する基盤づくりを推進します。

(1) 福祉のまちづくりの推進



①総合的なまちづくりの推進

障害のある人を含めすべての市民が、安心して暮らすため、道路、公園、建築物等生活関連施設のバリアフリー化を推進し、住みやすい地域社会づくりに努めます。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人に配慮した道路・建物・駅などの整備」

…障害のある人：65.2% 障害のある児童：73.1%

6割以上の方が生活環境の整備を重要な施策として捉えている傾向があります。

■歩道の整備

歩道と車道の分離、歩行空間の確保、道路拡幅、交差点における歩道と車道の段差解消など、バリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。

また、新設道路については、歩道のフラット化（歩車道境界ブロックなどによる歩道と車道の分離）を進めます。

■交通安全施設の整備

点字誘導ブロックや音声誘導装置、反射鏡、道路照明灯などの設置を促進します。

また、交通量や横断者の多い道路については、障害のある人の安全性にも配慮しながら、信号機の設置などについても、働きかけを行います。

■路上放置物等障害物の解消

障害のある人が安心して街中を歩ける交通環境を整備するため、放置自転車や障害物の撤去を行うとともに、駅前での駐輪及び駐車について指導の充実に努めます。

■交通安全運動の実施

交通安全の普及・啓発活動として、交通安全運動（年4回）を実施し、交通事故による障害の発生を未然に防止します。

また、この交通安全運動と連動して、広報紙や学校などを通じて交通安全の啓発を行います。

■市の公共施設のバリアフリー化

障害のある人を含め多くの人が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。また、新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。

■駅などの公共的施設等のバリアフリー化の促進

駅などの公共的施設や大規模店舗などの集客施設については、その事業者に対して障害のある人が利用しやすい施設となるように、バリアフリー化を要請します。

特に、多くの人が利用する駅については、エレベーターや車いす対応のエスカレーターの設置などを促進します。

■小・中学校におけるバリアフリー化

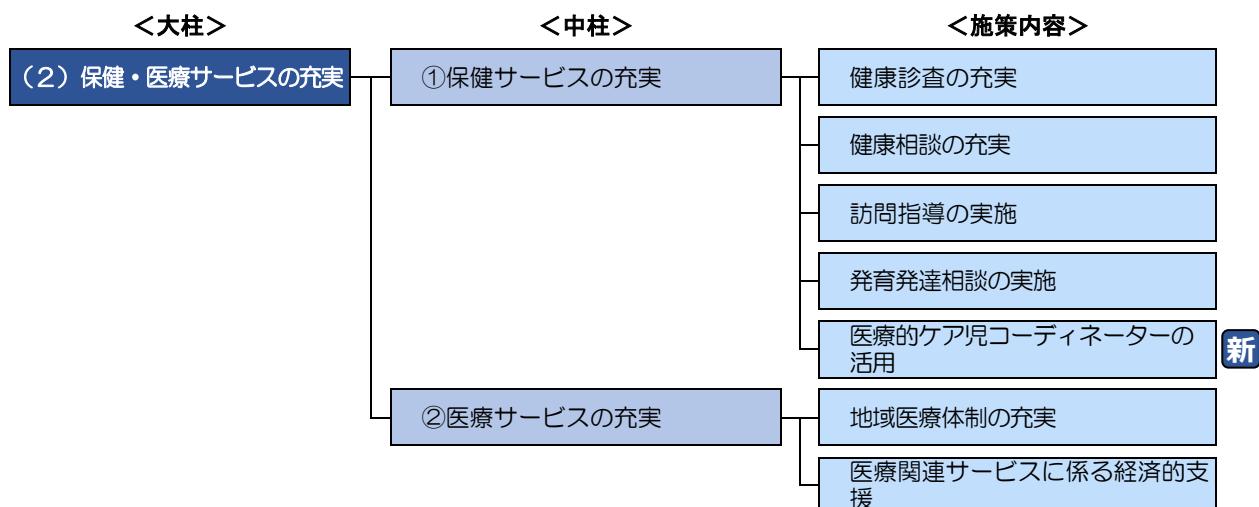
新しく整備する学校については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。また、既存の校舎や体育館については、大規模改修時にあわせてバリアフリー化に努めます。

■公園の整備

公園については、障害のある人用のトイレ（バリアフリートイレ）、スロープ、車止めなど、障害のある人に配慮した附帯施設の整備、改修を推進します。

また、住民に憩いと安らぎの場を提供する公園を整備します。

(2) 保健・医療サービスの充実



①保健サービスの充実

健康の増進と生活習慣病を予防するための保健指導の充実を図るとともに啓発活動を推進します。

疾病や障害の早期発見をし、早期療育・各種保健・福祉施策へと適切に導くためには、きめ細やかな専門相談を充実し、総合的な保健対策を推進します。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「福祉・保健・医療の連携による在宅サービスの充実」

…障害のある人：58.6% 障害のある児童：59.2%

5割以上の方が福祉・保健・医療の連携による在宅サービスの充実を重要な施策として捉えている傾向があります。

■健康診査の充実

健康の保持と疾病予防や疾病（障害）の早期発見のため、妊婦・乳幼児健康診査、がん検診など各種健康診査の充実を図ります。
また、健診を通じた専門相談の充実を図ります。

■健康相談の充実

健康の保持増進を図るため、育児相談、健診後の健康相談及び栄養相談などの健康相談を充実します。

■訪問指導の実施

来所での相談が困難な方（母子、成人、高齢者、障害のある人など）に対して家庭訪問による保健指導を実施します。

■発育発達相談の実施

発育や発達障害の早期発見・早期支援のため、専門相談を実施することにより、子どもの早期療育を推進し、適切な支援につなげます。

■医療的ケア児コーディネーターの活用【新規】

医療的ケア児の把握に努め、必要なニーズに沿って適切な関係機関との調整を図っていきます。

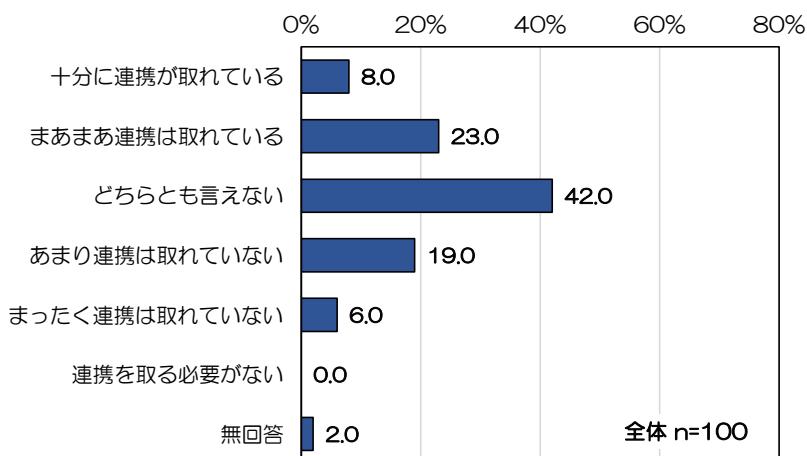
②医療サービスの充実

障害種別の多様化により、それぞれの障害のある人の特性に合った医療をいつでも、どこでも、受けられる環境の整備が求められています。

一人一人に応じた適切な医療サービスが受けられるよう、専門機関との連携を図り、地域におけるネットワークを構築し、一貫したサービスを提供できる体制を整備するとともに、重度の障害のある人などについては、医療給付等により経済的な負担の軽減を行います。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 事業所と医療機関との連携状況について（事業所）



医療機関との連携は、連携が取れていると回答した事業所が約3割となっている一方で、連携が取っていないと回答した事業所も 25.0%と、全体の4分の1の事業所で連携が取っていないという結果になっています。

■地域医療体制の充実

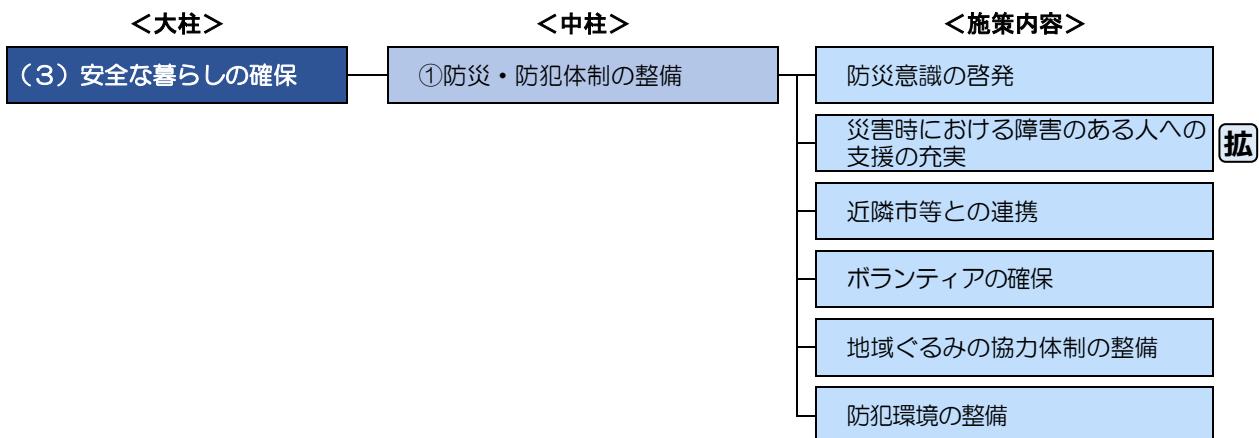
障害のある人が地域の中で必要な医療が受けられるように、医師会の協力を得ながら保健、福祉との連携を強化した地域の医療体制づくりを進めます。特に、重度障害や精神障害など、障害の状況に応じた適切な医療の確保に努めます。

また、関係機関との連携を図りつつ、在宅当番医制、休日夜間診療、病院群輪番制、小児救急医療や精神科救急医療など、緊急時の医療体制の充実を図ります。

■医療関連サービスに係る経済的支援

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や療養介護、重度心身障害者医療費助成、指定難病医療給付（県事業）など、各種の医療給付の実施により、経済的支援を行います。

(3) 安全な暮らしの確保



①防災・防犯体制の整備

障害のある人が、地域の中で安心して生活を送るために、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策、災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合うしくみ、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策などが必要です。防災・防犯などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図るとともに、災害が発生した際に障害のある人が安心して避難できるネットワーク体制の充実に努めます。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q. 障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「災害時における避難誘導体制の確立と訓練の実施」

…障害のある人：54.2% 障害のある児童：64.1%

5割以上の方が災害時の避難を重要な施策として捉えている傾向があります。

■防災意識の啓発

広報紙、防災啓発冊子などにより、防災に関する広報・普及活動を行うとともに、講演会の実施や地域の防災訓練を支援し、障害のある人を含む市民の防災意識の高揚を図ります。

■災害時における障害のある人への支援の充実【拡充】

災害時の緊急情報をメールや防災行政無線等により伝達するとともに、自力で避難できず、特別な支援が必要な人については、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の活用や個別避難計画の見直しなど避難時等に十分配慮するよう努めます。

社会福祉施設などを障害のある人の福祉避難所として協定を締結し、活用するよう努めます。

また、福祉避難所の開設、移送、運営について訓練を行い改善を図っていきます。

■近隣市等との連携

災害発生時における近隣市や相互応援協定した自治体との連携の強化に努めため、全庁的な取り組みを推進します。

■ボランティアの確保

災害時に福祉活動に携わるボランティアを確保するよう、各種機関・団体と連携を図ります。

■地域ぐるみの協力体制の整備

自治会や町内会単位の地域住民による自主防災組織づくりを進めるとともに、その活動への支援を行います。

また、避難生活が長期化した際の自主防災組織を中心とした避難場所の運営体制についても確立を図ります。

■防犯環境の整備

朝霞市防犯推進計画をもとに、障害のある人を含めすべての市民をひったくりや路上強盗などの街頭犯罪や侵入盗などの犯罪から守るため、市、市民及び事業者の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯等の整備を進めます。

また、障害のある人が犯罪に巻き込まれることのないよう、障害のある人や関係者、地域が一体となって防犯意識の向上に努めます。

第3部

**第7期朝霞市障害福祉計画・
第3期朝霞市障害児福祉計画**

第1章 基本的な考え方

第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号 最終改正：令和5（2023）年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」における、以下の基本的な考え方を踏まえ策定しました。

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によるない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図る。

各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

(3) 入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の

障害者等の自立支援の観点から、入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所・入院等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域の体制づくりを有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。

こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神障害者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3（2021）年4月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- *****
- ▶ 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
 - ▶ 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
 - ▶ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障害児支援の均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図り、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらには、障害児が地域の保育や教育を受けることができるよう支援することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を構築する。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に係る者が協力して取り組んでいくことが重要である。

(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

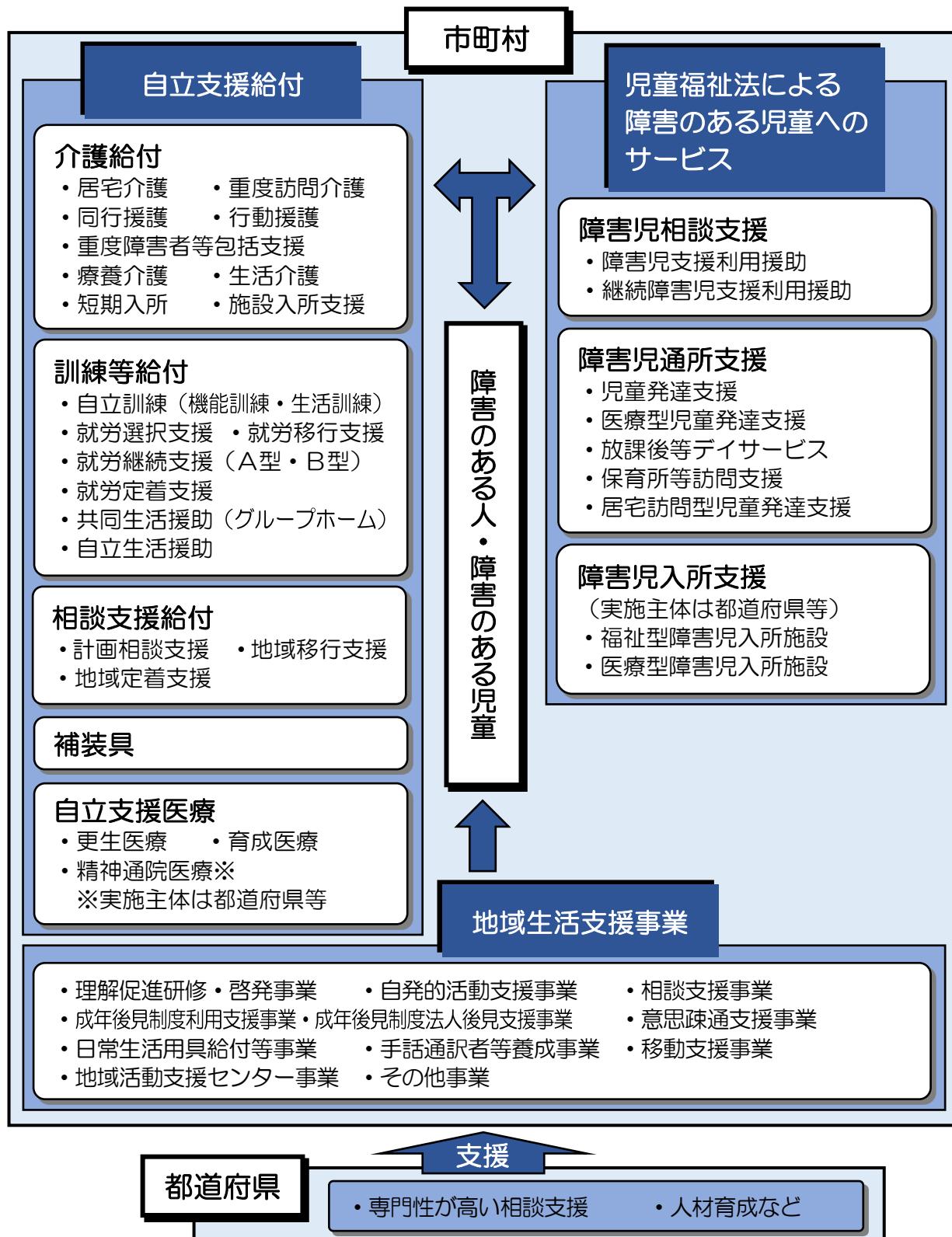
特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の發揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図る。

第2章 障害福祉サービス等の体系

障害のある人・障害のある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



第3章 令和8（2026）年度の目標設定

1 基本目標

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8（2026）年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

①地域移行者数

＜国の成果目標＞

◇令和4（2022）年度末時点の施設入所者の6%以上が令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行すること。

＜本市の考え方＞

◆本市では、令和4（2022）年度末時点の施設入所者 87 人のうち6人が、令和8（2026）年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

区 分	数 値
【実績値】令和4(2022)年度末時点の施設入所者数(A)	87 人
【目標値】地域生活移行者数(B)	6 人
移行率 (B/A) × 100	6.9%

②施設入所者数

＜国の成果目標＞

◇令和8（2026）年度末時点での施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

＜本市の考え方＞

◆埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などにより地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、県では数値目標を設定しないこととしており、**本市では削減しないこと**とします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域の支援事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

国の基本指針に基づき、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

<国の成果目標>

- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定する。
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を見込むこと。
- ◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を設定する。
- ◇精神障害者の地域移行支援の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障害者の地域定着支援の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障害者の共同生活援助の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障害者の自立生活援助の利用者数を見込むこと。
- ◇精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数を見込むこと。

<本市の考え方>

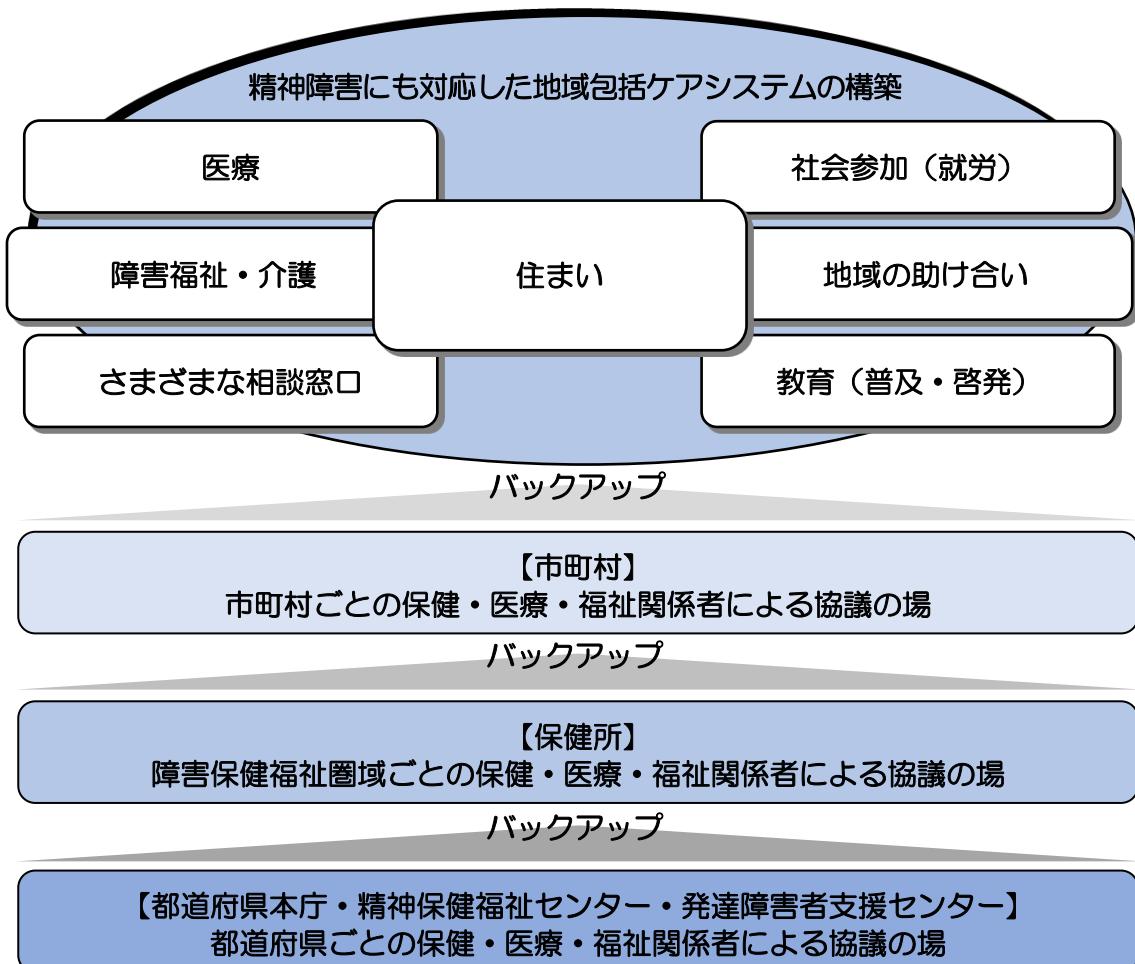
- ◆本市では、国の成果目標に基づき、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、**障害者自立支援協議会**と連携し、障害福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16人	16人	16人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	9人	9人	10人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	54人	54人	54人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	3人	3人	3人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	29人	32人	36人

新規

<精神障害にも対応した地域包括ケアシステム>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、さまざまな相談窓口、社会参加（就労）、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことをいいます。



資料：厚生労働省の資料を基に作成

(3) 地域生活支援の充実

福祉サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも一つは整備を進めることができます。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

＜国の成果目標＞

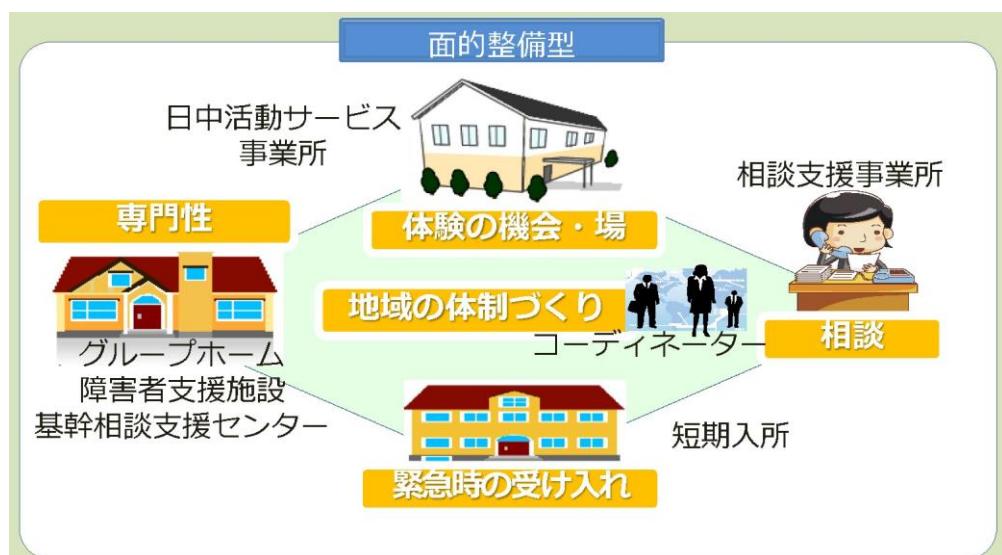
◇令和8（2026）年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること。また、各市町村または各圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

＜本市の考え方＞

◆地域生活支援拠点等の確保については、令和4（2022）年度から面的整備により、必要な5つの機能のうち、相談、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの4つを整備しています。地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス等の担当者を配置するとともに、運用状況の検証及び検討を年1回実施します。また、強度行動障害を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。

（新規）

＜地域生活支援拠点等の整備－面的整備型－＞



出典：厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針によれば、福祉施設から一般就労への移行等について、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労への移行及びその定着する人の数値目標を設定することとされています。

①福祉施設から一般就労への移行

<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者を、令和3（2021）年度実績の1.28倍以上にする。

<本市の考え方>

◆令和3（2021）年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人は15人でした。
令和8（2026）年度については、20人を見込みます。

区分	数値
【実績値】令和3(2021)年度中に福祉施設から一般就労に移行した者	15人
【目標値】令和8(2026)年度中に福祉施設から一般就労に移行する者	20人 (1.33倍)

②就労定着支援事業の利用者数

<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度中に就労定着支援事業を利用する者を、令和3（2021）年度実績の1.41倍以上にする。

<本市の考え方>

◆令和3（2021）年度中に就労定着支援事業を利用した人は18人でした。
令和8（2026）年度については、26人を見込みます。

区分	数値
【実績値】令和3(2021)年度の就労定着支援事業の利用者数	18人
【目標値】令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用者数	26人 (1.44倍)

③就労移行支援事業利用者の一般就労への移行

＜国の成果目標＞

◇令和8（2026）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者が、令和3（2021）年度実績の1.31倍になること。

＜本市の考え方＞

◆令和3（2021）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した人は12人でした。

令和8（2026）年度については、16人を見込みます。

区分	数値
【実績値】 令和3(2021)年度に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者	12人
【目標値】 令和8(2026)年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	16人 (1.33倍)

④就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行

＜国の成果目標＞

◇令和8（2026）年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和3（2021）年度実績の概ね1.29倍になること。

＜本市の考え方＞

◆令和3（2021）年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行した人は3人でした。

令和8（2026）年度中については、4人を見込みます。

区分	数値
【実績値】 令和3(2021)年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者	3人
【目標値】 令和8(2026)年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	4人 (1.33倍)

⑤就労継続支援B型事業の一般就労への移行

<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和3（2021）年度実績の概ね1.28倍になること。

<本市の考え方>

◆令和3（2021）年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行した人は〇人でした。

令和8（2026）年度については、1人を見込みます。

区分	数値
【実績値】 令和3(2021)年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者	0人
【目標値】 令和8(2026)年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	1人

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

<本市の考え方>

◆就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上を達成する事業所の割合についての目標値は、令和5（2023）年度現在の既存の事業所3か所に対し、3か所とも就労定着率7割以上達成を目標とします。

区分	数値
【実績値】 令和5(2023)年度の就労定着支援事業所数	3か所
【目標値】 令和8(2026)年度において就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	3か所

⑦就労移行支援事業所の実績の確保・向上【新規】

＜国の成果目標＞

◇就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

＜本市の考え方＞

◆本市では、令和8（2026）年度において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数を3か所とすることを目指します。

区分	数值
【実績値】 令和5(2023)年度の就労移行支援事業所数	5 か所
【目標値】 令和8(2026)年度において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	3 か所

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

<国の成果目標>

- ◇令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- ◇令和8（2026）年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制を構築すること。

<本市の考え方>

- ◆本市では、児童発達支援センターを設置し、障害児支援の地域支援体制の充実を図っています。今後、保育所等訪問支援が利用できる体制を構築するとともに、保育・教育と連携し包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を検討していきます。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	設置	設置	設置
保育所等訪問支援の利用体制の構築	検討	検討	検討

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<国の成果目標>

- ◇令和8（2026）年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。

<本市の考え方>

- ◆本市では、障害児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めています。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援事業所	1か所	1か所	1か所
放課後等デイサービス事業所	1か所	1か所	1か所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜国の成果目標＞

◇令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

＜本市の考え方＞

◆本市では、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。また、医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターの配置に努めます。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るために協議の実施	2回	2回	2回
コーディネーターの配置人数	8人	8人	8人
医療的ケア児コーディネーターとの協議の実施	1回	1回	1回

(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

また、発達障害の子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業の実施や、情報や意見の交換を行う機会（ピアサポート活動）を設けることも重要となります。

<国の成果目標>

- ◇ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。
- ◇ペアレントメンターの人数を見込むこと。

<本市の考え方>

◆本市では、発達障害者等に対する支援の充実を図るため、発達障害に関する様々な問題に関して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障害者等及びその家族等に必要な支援や助言を行います。

また、発達障害の子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業の実施を支援します。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】	25人	25人	25人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数【支援者】	3人	3人	3人
ペアレントメンターの人数	4人	4人	4人

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことにより、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ない等、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保すること。

<本市の考え方>

◆本市では、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言ができる体制の整備や、研修等を実施することにより、人材育成を図ります。

また、地域の相談機関と連携を強化し、相談支援体制を充実するとともに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の検討を行います。

新規

新規

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	検討	検討	検討
相談支援事業者の人材育成の支援件数	6 件	6 件	6 件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	6 回	6 回	6 回
事例検討の実施回数(頻度)	3 回	3 回	3 回
事例検討の参加事業者(機関)数	12 事業者	12 事業者	12 事業者
協議会の専門部会の設置数	4 か所	4 か所	4 か所
専門部会の実施回数(頻度)	7 回	7 回	7 回

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

<国の成果目標>

◇令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

<本市の考え方>

◆本市では、多様化してきている障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障害福祉サービス等の質を向上させるため体制の構築を図っていきます。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	実施	実施	実施
国・県等からの研修などに関する情報を事業所に提供した件数	100件	100件	100件

2 数値目標を達成するための取組

数値目標を達成するため、本計画のほか、第6次朝霞市障害者プランに基づく、障害のある人の地域生活を支援するためのさまざまな施策を実施し、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を図ります。

地域生活への移行を進める施策をより効果的に推進するため、関係機関との連携を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援による支援、グループホームなどの住まいの場の提供、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供などによる各種支援を行います。

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用に関しては、障害のある人の相談に迅速に対応し、適切な利用を促進していくため、障害福祉サービス事業所等との連携に努めます。

さらに障害者がそれぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを整備します。このため、就労移行支援事業の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

また、新たに創設されたサービスである就労選択支援の提供体制を整備し、障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援をしていきます。

社会情勢の変化に応じ、障害のある人のニーズを踏まえたうえで、数値目標を達成するために、各事業を推進していきます。

第4章 サービス等の見込量とその確保の方策

※実績・計画のうち、令和5（2023）年度の実績は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

1 訪問系サービス

（1）居宅介護

■サービスの内容

居宅介護は、ホームヘルパーが障害のある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを行うものです。

■対象者

障害支援区分が区分1以上（障害のある児童にあってはこれに相当する支援の度合）の人を対象とします。

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）においては下記のいずれにも該当する人。

- ① 区分2以上に該当していること
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に該当していること
 - （ア）「歩行」「全面的な支援が必要」
 - （イ）「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - （ウ）「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - （エ）「排尿」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
 - （オ）「排便」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

■課題・方向性及び方策等

アンケート結果において、「現在利用していないが、3年以内には利用したい」が252人と、利用意向が高いサービスであり、障害のある人の増加、高齢化に伴う介護保険制度の限度額を超えた利用者による利用の増加等により需要が高まっています。今後も、安定したサービス提供体制の確保が必要であり、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう事業所に要請していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度138人、令和7（2025）年度142人、令和8（2026）年度146人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：185人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：252人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	140	138	135	138	142	146
月間延利用時間	2,980	2,462	2,361	2,606	2,682	2,757

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

(2) 重度訪問介護

■サービスの内容

重度訪問介護は、重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障害のある人または重度の知的・精神障害により行動上著しい困難がある人が、居宅において入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

■対象者

障害支援区分が区分4以上であって、次の1または2のいずれかに該当する人を対象とします。

- 1 次の①及び②のいずれにも該当していること
 - ① 二肢以上に麻痺等があること
 - ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること
- 2 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人

■課題・方向性及び方策等

利用対象者は比較的重度の障害のある人であり、対象者は少ないものの、サービス提供事業所の人材確保及びサービスの周知が必要となり、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう事業所に要請していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度3人、令和7（2025）年度3人、令和8（2026）年度3人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：30人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：130人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	3	3	3	3	3	3
月間延利用時間	859	810	733	800	800	800

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6(2024)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

(3) 同行援護

■サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ、食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読を含む。）を行います。

■対象者

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

介護保険のサービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、今後、介護保険と併給で利用する65歳以上の視覚障害のある人の利用が増加することが予測されます。そのため、サービスに関する周知を行うとともに、障害の状態に適切に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度19人、令和7（2025）年度20人、令和8（2026）年度21人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：40人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：185人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	17	16	18	19	20	21
月間延利用時間	451	457	519	531	559	587

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

(4) 行動援護

■サービスの内容

行動援護は、知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人や児童で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

■対象者

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人や障害のある児童で、常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

- ① 障害支援区分3以上の人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害のある児童はこれに相当する支援の度合）の人

■課題・方向性及び方策等

行動援護については、事業所が少ないとことや、よりサービス内容が柔軟な移動支援事業を代替的に利用する利用者が多いと考えられることが、利用者が増えない理由と考えられます。

サービスの対象者に制度の周知を行いながら、移動支援事業等の他のサービスとの調整を図り、必要な支給決定を行うとともに、サービス提供事業所の確保の検討を進めています。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度5人、令和7（2025）年度5人、令和8（2026）年度6人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：34人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：216人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	3	3	4	5	5	6
月間延利用時間	60	33	61	77	77	92

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6(2024)年度以降の月間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

(5) 重度障害者等包括支援

■サービスの内容

常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

■対象者

障害支援区分が区分6（障害のある児童にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人を対象とします。

- ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害のある人のうち、次のいずれかに該当する人
 - ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害の人
 - ・最重度の知的障害のある人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上ある人

■課題・方向性及び方策等

重度障害者等包括支援については、サービスを提供する事業所の確保が課題です。また、このサービスの利用が進まない要因を分析することや、このサービスの必要性などを検討していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで1人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：36人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：160人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	0	0	0	1	1	1
月間延利用時間	0	0	0	-	-	-

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■サービスの内容

生活介護は、常に介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事などの介護を提供するとともに、創作的活動または生産活動の機会などを提供するサービスです。

■対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護などの支援が必要な障害のある人で次に掲げる人を対象とします。

- ① 障害支援区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上の人
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の人
- ③ 生活介護と施設入所支援との利用の組合わせを希望する人であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い人で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続を経た上で、市町村により利用の組合わせの必要性が認められた人

■課題・方向性及び方策等

今後の特別支援学校の卒業生の利用を見込み、地域生活を支えるために、利用者が希望するサービスが安定して提供されるよう、サービス提供事業所の拡充に努めます。

■サービスの見込量

利用実績、アンケート結果、特別支援学校の卒業生の利用見込みなどより、令和6(2024)年度 205人、令和7(2025)年度 212人、令和8(2026)年度 219人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：152人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：201人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	185	190	198	205	212	219
月間延利用日数	3,746	3,816	3,906	4,510	4,664	4,818

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準22日)をかけて算出しています。

(2) 自立訓練（機能訓練）

■サービスの内容

自立訓練（機能訓練）は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために理学療法士や作業療法士からリハビリテーション、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。

■対象者

地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障害のある人や高次脳機能障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ② 特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

■課題・方向性及び方策等

身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指すものです。

サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定した確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績はほとんどないものの、今後は継続的な利用があるものと予測し、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで月間実利用者数を1人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：108人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：169人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	1	1	1	1	1	1
月間延利用日数	14	1	15	22	22	22

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準22日)をかけて算出しています。

(3) 自立訓練（生活訓練）

■サービスの内容

自立訓練（生活訓練）は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための訓練、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。

■対象者

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのため、以下に該当する一定の支援が必要な障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ② 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

■課題・方向性及び方策等

食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指すものです。

サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定した確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度 29 人、令和7（2025）年度 32 人、令和8（2026）年度 36 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：61 人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：166 人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	29	25	26	29	32	36
月間延利用日数	405	385	337	638	704	792

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準 22 日)をかけて算出しています。

(4) 就労選択支援【新規】

■サービスの内容

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするサービスです。

■対象者

年齢や障害種別などに関係なく就労アセスメントによる支援を希望し、サービスの利用を申請した障害のある人を対象とします。また、既に就労系障害福祉サービスを利用している人も対象とします。

■課題・方向性及び方策等

検討中

※令和4（2022）年改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日から施行されることになっています。

■サービスの見込量

特別支援学校等の卒業生の就労アセスメント利用実績などから令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度について1人を見込みます。

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数					1	1

(5) 就労移行支援

■サービスの内容

就労移行支援は、一般企業への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けることができるサービスです。

就労移行支援は、一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労などが見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施する事業です。

■対象者

就労を希望する障害のある人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な人を対象とします。

ただし、65歳以上の方は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた方であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた人に限る。

■課題・方向性及び方策等

朝霞市内にサービス利用者が増加しており、市内だけでなく近隣市や、県内、都内のサービス提供事業所に利用者が通所しています。

今後も特別支援学校の卒業生などの利用を見込んでおり、サービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定確保に努めます。

■サービスの見込量

アンケート結果において、働く場の確保について多数の意見があることから、今後は利用者が増加すると推定し、令和6(2024)年度 67人、令和7(2025)年度 71人、令和8(2026)年度 76人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：35人

現在利用していないが、3年内には利用したい：123人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	60	51	63	67	71	76
月間延利用日数	1,088	907	1,130	1,474	1,562	1,672

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準 22 日)をかけて算出しています。

(6) 就労継続支援（A型）

■サービスの内容

就労継続支援（A型）は、一般企業などでの就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

■対象者

企業などに就労することが困難な障害のある人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人を対象とします。

ただし、65歳以上の人には、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 就労移行支援を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった人
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった人
- ③ 企業などを離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

■課題・方向性及び方策等

潜在的なニーズはあると推察されますが、B型と比較してサービス提供事業所が少ないため、サービス提供体制の確保が課題となっています。

今後、サービス利用者の増加に対応するため、障害者就労支援センターなどを通じて、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

■サービスの見込量

アンケート結果において、働く場の確保について多数の意見があることから、今後は利用者が増加すると推定し、令和6(2024)年度 15人、令和7(2025)年度 17人、令和8(2026)年度 19人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：14人

現在利用していないが、3年内には利用したい：94人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	11	13	13	15	17	19
月間延利用日数	195	229	227	330	374	418

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準22日)をかけて算出しています。

(7) 就労継続支援（B型）

■サービスの内容

就労継続支援（B型）は、一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人に対しては一般就労などへの移行に向けて支援を行うサービスです。

■対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会などを通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 就労経験がある人で、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ② 50歳に達している人または障害基礎年金1級の受給者
- ③ 上記①、②に該当しない人で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている就労継続支援事業（B型）の利用を希望する人

■課題・方向性及び方策等

特別支援学校の卒業生等のサービスの利用が見込まれる人に対応するため、障害者就労支援センターなどにより、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後、利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度 221 人、令和7（2025）年度 239 人、令和8（2026）年度 259 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：86 人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：90 人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	165	194	204	221	239	259
月間延利用日数	2,765	3,184	3,313	4,862	5,258	5,698

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(標準 22 日)をかけて算出しています。

(8) 就労定着支援

■サービスの内容

就労定着支援は、就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した人に、就労定着支援事業所の職員が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、環境の変化に適応できるよう支援を行うサービスです。

■対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害のある人であって、就労を継続している期間が6月を経過した人（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した人であって、就労を継続している期間が6月を経過した人も含む。）を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

就労移行支援等を利用し、一般企業などで就労をする人は増加している一方、職場の定着率が課題であることから、就労移行支援事業所に本サービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

■サービスの見込量

これまでの利用実績及びアンケート結果から、今後利用者が増加すると推定し、令和6(2024)年度 48 人、令和7(2025)年度 61 人、令和8(2026)年度 77 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：34 人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：124 人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	18	30	38	48	61	77

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

(9) 療養介護

■サービスの内容

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などを支援するサービスです。

■対象者

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人で、**主に**次に掲げる人を対象とします。

- ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人
- ② 筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人**等**で、障害支援区分5以上の人
- ③ 平成24（2012）年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた人または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成24（2012）年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

■課題・方向性及び方策等

該当となる対象施設は重症心身障害児施設、指定医療機関等であり、医療及び介護が必要となった場合に、このサービスを利用することとなります。市内及び近隣地域に事業所がないことが課題となっています。

■サービスの見込量

利用実績に若干の増減はあるものの、アンケート結果から、今後は利用者が微増すると推定し、令和6（2024）年度 11人、令和7（2025）年度 12人、令和8（2026）年度 12人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：44人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：159人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	13	10	11	11	12	12

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

(10) 短期入所

■サービスの内容

居宅において、介護する人が病気その他の理由により、介護を行えない場合などの際に短期間、夜間も含めて障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事の介護などが受けられるサービスです。

■対象者（福祉型）・・・障害者支援施設等において実施

障害支援区分1以上（障害のある児童は、これに相当する支援の度合）の人を対象とします。

■対象者（医療型）・・・病院・介護老人保健施設等において実施

主に以下に該当する人を対象とします。

- ① 療養介護の対象となる人
- ② 重症心身障害のある人
- ③ **遷延性意識障害のある人等、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する人**

■課題・方向性及び方策等

アンケート結果においては、利用希望者数が多くなっており、利用希望者本人及び家族の意向を考慮し、適切なサービスにつなげられるような相談体制を目指します。

市内には、福祉型の施設が4か所、医療型が1か所ありますが、短期入所施設について、関係機関などと検討しながら、本計画に則して、事業者等による開設を促進し、既存の事業者においては、緊急時の利用も含め、より柔軟な事業の実施を促していきます。

■サービスの見込量

利用実績やアンケート結果から、福祉型を令和6（2024）年度 27 人、令和7（2025）年度 28 人、令和8（2026）年度 30 人、医療型を令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを各 1 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：97 人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：247 人

■実績・計画（福祉型）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	18	17	26	27	28	30
月間延利用日数	172	136	208	228	236	253

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

■実績・計画（医療型）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	1	1	1	1	1	1
月間延利用日数	3	5	5	5	5	5

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

(11) 自立生活援助

■サービスの内容

自立生活援助は、居宅における自立した日常生活を営む上でのさまざまな問題について、定期的な巡回または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害のある人の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の援助を行うサービスです。

■対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障害のある人等で、自立した日常生活を営む上でのさまざまな問題に対する支援が見込めない状況にある人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

一人暮らしの希望がある施設入所者等について、その自立を支援することにより、本人の希望に沿った地域での生活が可能となるとともに、真に入所が必要な人が入所の適用となることから、事業者に本サービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを各3人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：80人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：187人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	0	2	3	3	3	3

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

■サービスの内容

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ及び食事などの介護や日常生活上の援助が受けられるサービスです。

■対象者

身体障害のある人（65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）、知的障害のある人及び精神障害のある人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤となる施設です。

施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で需要が見込まれます。障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進します。なお、障害者総合支援法等の改正により、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、明確化されました。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後も利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度121人、令和7（2025）年度131人、令和8（2026）年度143人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：68人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：114人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	79	102	111	121	131	143

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

(2) 施設入所支援

■サービスの内容

施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事などの介護を行うサービスです。

■対象者

以下に該当する人を対象とします。

- ① 生活介護利用者であって、障害支援区分4（50歳以上の人の場合には、区分3）以上である人
- ② ①以外の人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた人
- ③ 自立訓練または就労移行支援の利用者で、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域の提供体制の状況などにより、通所によって訓練などを受けることが困難である人
- ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた人

■課題・方向性及び方策等

地域生活が困難である入所待機者が多い埼玉県の実情を勘案し、実績をもとに、今後の利用見込み者数を設定します。施設入所が必要な障害のある人のニーズを把握し、適切な施設との連携及び入所調整を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、施設から地域への移行を支援します。

■サービスの見込量

利用実績は横ばいで推移していますが、アンケート結果における利用意向を踏まえ、今後は利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度85人、令和7（2025）年度87人、令和8（2026）年度88人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：114人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：163人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	87	87	84	85	87	88

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

4 相談支援

(1) 計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

■サービスの内容

計画相談支援は、指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用するについて、心身の状態や置かれている環境、サービス利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

（※障害児相談支援については、「5 障害のある児童への支援（4）障害児相談支援」をご参照ください。）

サービス等利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービスの支給決定後、サービス事業者等との連絡調整をしたり、サービスが適切に提供されているか等を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直し（モニタリング）を行います。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している人、精神科病院に入院している精神障害のある人、保護施設・矯正施設等に入所している障害のある人に対して、保健所・自治体・病院・障害福祉サービス提供事業所などの関係機関が協力して、地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。

地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障害のある人等について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。

■対象者

計画相談支援については、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人または障害のある児童を対象とします。

地域相談支援の地域移行支援では、障害者支援施設などに入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人を対象とします。

また、地域定着支援では、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

障害福祉サービスの需要が高まる中で、必要なサービスを適切に利用できることが求められます。そのため、計画相談支援については、サービスの提供体制の充実を図り、きめ細やかなサービス等利用計画の立案により、障害福祉サービスが必要な人を支援していくとともに、計画案の質の確保を行います。

また、長期入院患者の退院支援や独居の人の支援として地域移行支援や地域定着支援の利用者も増えていくことが予測されるため、地域の連携体制が確立できるよう努めます。

■サービスの見込量

計画相談支援は、利用実績及びアンケート結果でのニーズが高いことから、今後、利用者が増加すると推定し、令和6（2024）年度247人、令和7（2025）年度263人、令和8（2026）年度280人の月間実利用者数を見込みます。

地域移行支援は、利用実績及びアンケート結果から、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで月間実利用者数を1人と見込みます。

地域定着支援は、年度により増減の変動がありますが、今後は利用者が微増すると予測し、令和6（2024）年度9人、令和7（2025）年度9人、令和8（2026）年度10人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

【計画相談支援】

現在利用しており、今後も利用したい：162人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：153人

【地域移行支援・地域定着支援】

現在利用しており、今後も利用したい：21人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：103人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 月間実利用者数	210	221	232	247	263	280
地域移行支援 月間実利用者数	0	1	1	1	1	1
地域定着支援 月間実利用者数	9	9	8	9	9	10

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

5 障害のある児童への支援

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

■サービスの内容・対象者

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■課題・方向性及び方策等

市内のサービス提供事業所は増加傾向にありますが、利用者の増加も著しいため、市内だけでなく近隣市や、県内、都内のサービス提供事業所に利用者が通所しています。関係機関との連携によって、引き続き、必要な療育を提供できるよう支援していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果のニーズの高さを踏まえ、令和6（2024）年度317人、令和7（2025）年度337人、令和8（2026）年度357人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：120人
現在利用していないが、3年以内には利用したい：13人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	235	277	297	317	337	357
月間延利用日数	1,951	2,252	2,483	2,618	2,783	2,948

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。
※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

②医療型児童発達支援

■サービスの内容・対象者

肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能の障害）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

■課題・方向性及び方策等

これまでに利用者はいませんでしたが、関係機関と連携し、実態の把握に努めるとともに、利用希望があった場合は、適切なサービスを提供する医療機関の情報提供などを行い、医学的管理の下で必要な療育を受けられるよう支援していきます。

■サービスの見込量

これまでに利用者はいませんでしたが、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで、月間実利用者数を1人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：5人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：21人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	0	0	0	1	1	1
月間延利用日数	0	0	0	8	8	8

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に平均利用日数(実績なしのため児童発達支援を参照)をかけて算出しています。

③放課後等ディイサービス

■サービスの内容・対象者

小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に就学している障害のある児童について、学校の授業終了後や夏休みなどに、障害児通所支援施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

市内に、新たな事業所が増加してきたことにより、潜在的なニーズが満たされてきていると推測されます。

このサービスには、障害のある児童を介護する親・家族などのレスパイトケア（家族等に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス）としての役割があります。

新規事業所の開設等について、事業者等から市に相談があった場合などは、本計画に基づき必要な支援をしていきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果でのニーズの高さを踏まえ、令和6（2024）年度448人、令和7（2025）年度478人、令和8（2026）年度508人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：127人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：75人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	268	355	418	448	478	508
月間延利用日数	3,159	4,060	4,568	5,071	5,410	5,750

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

④保育所等訪問支援

■サービスの内容・対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害のある児童について、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

利用者が徐々に増加しており、今後は、サービスを提供する事業者の確保や制度の周知が課題となります。利用希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、サービスを提供する事業者が個別支援計画を作成し、障害のある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設との連携を図ります。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後も利用者が増加すると予測し、令和6（2024）年度63人、令和7（2025）年度76人、令和8（2026）年度90人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：41人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：32人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	32	45	53	63	76	90
月間延利用日数	37	47	59	69	83	99

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

■サービスの内容・対象者

重度の障害等の状態にある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

重度の障害等により外出が困難な状態にある児童に対し、必要な療育を行うため、事業者にサービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

なお、居宅訪問型保育事業と対象者が重複することから、関係機関との連携に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの月間実利用者数を1人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：4人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：10人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	0	1	1	1	1	1
月間延利用日数	0	3	3	3	3	3

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の月間延利用日数は、月間実利用者数に過去の平均利用日数をかけて算出しています。

(3) 障害児入所支援

①福祉型障害児入所施設

■サービスの内容・対象者

障害のある児童や児童相談所、保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象に児童の保護、日常生活の指導及び生活に必要な知識技能の付与を行うサービスです。

②医療型障害児入所施設

■サービスの内容・対象者

知的障害のある児童、肢体不自由の児童、重症心身障害のある児童や、児童相談所、保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象に、児童の保護、日常生活の指導及び生活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

障害児入所施設の利用については、県の決定によるものであることから、サービスの見込量は定めませんが、利用の必要がある児童が認められた際は、迅速に対応できるよう、関係機関との連携に努めます。

(4) 障害児相談支援

①障害児相談支援

■サービスの内容・対象者

障害児相談支援は、指定障害児相談支援事業者が、障害児通所支援を利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、障害児支援利用計画を作成するものです。

■課題・方向性及び方策等

障害児通所支援に関しては、児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する児童が年々増加しており、今後も利用者が増加していくことが予測されます。必要なサービスを適切に利用できるように努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後も利用が増加すると予測し、令和6（2024）年度233人、令和7（2025）年度263人、令和8（2026）年度296人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：134人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：28人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	163	201	206	233	263	296

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■サービスの内容・対象者

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

■課題・方向性及び方策等

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、埼玉県において開催される医療的ケア児等コーディネーター養成研修が行われる際に、市内の事業者に所属の相談支援専門員や保健師等の対象となる者に周知し、研修受講者を募り増員を図ります。

また、先進自治体の取組等を調査研究し、医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていくよう、コーディネーター配置済みの事業者や関係機関と連携するとともに、安定した相談支援体制の整備に向けて、障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）において、コーディネーターの活用方法等について検討していきます。

■サービスの見込量

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のうち、相談支援事業に従事する職員8人の配置を見込みます。

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	4	6	8	8	8	8

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のうち、相談支援事業所に所属し、市が把握している人数です。

(5) 障害のある児童への子ども・子育て支援等(教育・保育)

■サービスの内容・対象者

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障害のある児童の受け入れ体制整備を行うものです。

■課題・方向性及び方策等

保育所については公設保育園において統合保育を目的として「育成保育事業」を実施しています。また、民間の保育所や放課後児童クラブにおいても、障害のある児童の受け入れの体制を整えています。さらに、医療的ケア児を含めた障害のある児童が地域の保育や教育を受けることができるように支援することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進しています。

課題としては医療的行為が必要な児童の受け入れが挙げられ、居宅訪問型保育など多角的な支援の検討が必要です。

■サービスの見込量

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までは、増加傾向で推移すると見込みます。

■実績・計画

施設名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入人数 (実人数)
1 保育所	95	95	119	119	125	125
2 認定こども園	8	8	9	9	8	8
3 放課後児童健全育成事業 *1)	29	29	29	29	46	46
4 幼稚園 *2)	23	23	22	22	42	42
5 特定地域型保育事業 *3)	8	8	8	8	10	10
6 認可外(地方単独事業) *4)	-	-	-	-	-	-

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

施設名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)	障害のある児童の利用希望人数 (実人数)	障害のある児童の受入可能人数 (実人数)
1 保育所	125	109	125	109	125	109
2 認定こども園	8	4	8	4	8	4
3 放課後児童健全育成事業 *1)	52	52	52	52	52	52
4 幼稚園 *2)	40	40	40	40	40	40
5 特定地域型保育事業 *3)	10	26	10	26	10	26
6 認可外(地方単独事業) *4)	-	-	-	-	-	-

*1)子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

*2)私学助成の対象である幼稚園を含む

*3)小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

*4)地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設

※保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の受入可能人数は、目安として定めている公立保

育所4人/1園、民間保育所2人/1園、特定地域型保育事業1人/1園に基づいた人数であり、

実際には目安を超えて受け入れを行っています。

※年間実人数

第5章 地域生活支援事業等

※実績・計画のうち、令和5（2023）年度の実績は、令和6（2024）年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

■ 地域生活支援事業とは

障害のある人等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする事業です。

障害者総合支援法のもと、国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき、都道府県が実施主体となる都道府県地域生活支援事業と市町村が実施主体となる市町村地域生活支援事業があります。

都道府県または市町村が、法律上実施しなければならない具体的な事業（必須事業）を行うほか、都道府県または市町村の判断により、障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業（任意事業）を実施することができます。

市では、市内外の社会資源を有効に活用し、効率的・効果的な事業の実施を図ります。

また、県が実施主体として実施する事業で、県と市が連携して実施する必要がある事業については、県や他の市町村の動向を勘案し、関係機関・関係部署などとの協議や、朝霞市障害者プラン推進委員会及び朝霞市障害者自立支援協議会での検討を行い、事業が適切に実施できるよう努めます。

必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

■サービスの内容・対象者

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

■課題・方向性及び方策等

障害や障害のある人に対する理解を深めるための普及啓発の講演会や事業等を、市内の障害者団体等と協力して、毎年実施していきます。

本市では、「朝霞市障害者理解に関する普及啓発事業補助金交付要綱」を定め、障害者団体等の実施する講演会等の事業に対して経費を補助しており、今後も障害者団体等への働きかけや情報の周知に努めます。

■サービスの見込量

さまざまな障害者団体等に呼び掛け、それぞれのノウハウを活かし、障害や障害のある人等への理解を促進するための啓発事業を実施していきます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：8人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：138人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	未実施	実施	実施	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

■サービスの内容・対象者

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人やその家族が互いの悩みなどを共有し、交流を図ることを目的として、障害福祉の向上を目指して活動している障害者団体に対して、補助金を交付します。

本市では、「朝霞市福祉団体等の補助金交付要綱」を定め、福祉団体等の育成、福祉の増進を図るため、福祉団体等の事業補助金及び活動費補助金を交付しており、今後も福祉団体等への働きかけや情報の周知に努めます。

■サービスの見込量

平成 25（2013）年度から地域生活支援事業の必須事業に位置付けられました。今後も事業の実施に努めます。

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業 (実施の有無)	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

■サービスの内容・対象者

○障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する各種の問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整その他の障害のある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

事業内容は、①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）、②社会資源を利用するための支援（各種支援施設に関する助言・指導など）、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤成年後見制度など権利擁護のための制度の利用に必要な援助、⑥専門機関の紹介などです。

相談支援事業の効果的な実施に向けて、地域において障害のある人等を支えるネットワークの構築を図るため、市町村は、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。なお、専門的職員とは、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの資格を有する職員です。

また、市（ケースワーカーや保健師等）、**障害者就労支援センター**、障害福祉サービス事業所、教育・就労等に関する各種の相談機関など、地域の多数の関係機関との連携を強化し、相談者の継続した支援に当たります。

○基幹相談支援センター

地域生活支援事業実施要綱では、市町村単独または複数の市町村などにより、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて、次のような業務等を行う機関を設置することが市町村の努力義務とされています。

- ▶ 障害の種別やさまざまなニーズに対応できる総合的な相談への対応
- ▶ 地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成の支援など（研修会、日常的な事例検討会等）
- ▶ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発など地域移行、地域定着の促進への取組
- ▶ 権利擁護（成年後見制度や虐待防止）の取組

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援するものです。

■課題・方向性及び方策等

本市では、平成20（2008）年から障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりなどを目的として、中核的な役割を果たす協議の場として開催しています。今後は、専門部会を活用していくことや、基幹相談支援センターを相談事業の中心的な役割として設置し、機能させていくことが課題となっています。障害のある人等の相談支援事業は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託して実施しています。また、市では、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害のある人等への虐待に関する相談や通報を受けたときは、関係機関との連携により円滑な解決に努めています。

■サービスの見込量

障害者相談支援事業は現在、はあとぴあ障害者相談支援センターで実施し、基幹相談支援センター等機能強化事業として専門職を配置しており、今後も継続していきます。

基幹相談支援センターの設置については、実施に向けて検討していきます。住宅入居等支援事業については、令和4（2022）年度より居住支援相談事業として、障害者を含む住宅確保要配慮者に対し、社会福祉士による相談や住まい探しなどの生活支援を実施しています。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：107人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：288人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 (箇所数)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業 (実施の有無)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター(実施の有無)	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	未実施	実施	実施	実施	実施	実施

4 成年後見制度支援事業

(1) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容・対象者

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、精神障害（高次脳機能障害等を含む。）、遷延性意識障害等のある人に対して、成年後見制度の利用に係る費用を支給することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。成年後見制度の利用を希望するが、身寄りがいない利用者の成年後見制度の申立て（市長申立て）に要する経費の負担及び成年後見人等の報酬について助成します。

■課題・方向性及び方策等

成年後見制度利用に関する支援について、必要な経費の負担に対する助成などにより、今後も支援を継続していきます。

■サービスの見込量

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの年間利用件数を各年度3件と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：19人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：149人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用件数 (市長申立て)	2	3	3	3	3	3

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

(2) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの内容・対象者

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

■課題・方向性及び方策等

市と社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会において、既に本事業を実施している近隣市などの事例を調査・研究し、実施に向けて協議していきます。

■サービスの見込量

関係機関と協議を進め、令和8（2026）年度まで引き続き実施を検討します。

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

5 意思疎通支援事業

■サービスの内容・対象者

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図るために支障がある障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行う事業です。

意思疎通支援事業は、入院中においても、入院先医療機関との調整の上で利用することができます。

○手話通訳者派遣事業

官公庁の手続や行事、医療機関の受診などで聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。

○手話通訳者設置事業

聴覚等に障害のある人が、手続や相談などの際に円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を市役所の窓口に配置する事業です。

○要約筆記者派遣事業

手話通訳者の派遣と同様に、聴覚障害のある人が要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。

■課題・方向性及び方策等

朝霞市日本手話言語条例の施行に伴い、各事業の充実を目指します。手話通訳者派遣事業においては、手話講習会を継続的に実施し、手話通訳者の養成・確保に努めます。また、手話通訳者設置事業については、市庁舎における手話通訳者の体制整備に努めます。さらに、要約筆記者派遣事業においては、今後も継続して実施するとともに事業の周知に努めます。

■サービスの見込量

手話通訳者派遣事業は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託して実施しており、利便性の向上とともに利用件数の増加が見込まれます。利用実績を勘案し、令和6（2024）年度534件、令和7（2025）年度539件、令和8（2026）年度543件の年間利用件数を見込みます。

手話通訳者設置事業は、手話通訳者の体制整備の推進及び事業の周知拡大に伴い、対応件数が増加しました。利用実績を勘案し、令和6（2024）年度860件、令和7（2025）年度882件、令和8（2026）年度905件の年間対応件数を見込みます。

要約筆記者派遣事業は、利用実績を勘案し、令和6（2024）年度10件、令和7（2025）年度13件、令和8（2026）年度17件の年間利用件数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

【手話通訳者派遣事業】

現在利用しており、今後も利用したい：14人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：27人

【要約筆記者派遣事業】

現在利用しており、今後も利用したい：10人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：44人

■実績・計画（手話通訳者派遣事業）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用件数	479	525	530	534	539	543
年間派遣人数	567	623	624	625	627	628

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

■実績・計画（手話通訳者設置事業）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間対応件数	828	817	838	860	882	905

※設置手話通訳者の対応可能な範囲は、市庁舎及び保健センターとしているが、必要に応じてその近隣に同行し対応可能としている。

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

■実績・計画（要約筆記者派遣事業）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用件数	21	6	8	10	13	17
年間派遣人数	35	12	15	19	24	30

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

6 日常生活用具給付等事業

■サービスの内容・対象者

在宅の障害のある人等の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具（各種目の対象要件に該当する人を対象）として、①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）、②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）、③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）、④情報・意思疎通支援用具（点字器、人工喉頭など）、⑤排せつ管理支援用具（ストマ装具など）、⑥居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）の給付を行うものです。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人が日常生活を円滑に営むことができるよう、利用者に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

■サービスの見込量

日常生活用具には耐用年数があり、使用する人の状況によって給付申請の状況が異なるため、各年度で給付件数の増減の変動がありますが、利用実績を踏まえて数値を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：86人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：156人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具	10	5	5	6	6	7
②自立生活支援用具	11	14	15	17	18	20
③在宅療養等支援用具	9	9	10	11	12	13
④情報・意思疎通支援用具	28	24	26	29	32	35
⑤排せつ管理支援用具	1,904	2,146	2,186	2,227	2,269	2,311
⑥居宅生活動作補助用具	5	4	4	4	4	5

※年間件数

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

7 手話通訳者等養成事業

■サービスの内容・対象者

平成28(2016)年4月1日施行の朝霞市日本手話言語条例の基本理念に基づき、日本手話を母語とするろう者が安心して生活できる社会を実現することを目的として、広く市民に対し、ろう者や日本手話に対する理解促進及び日本手話の普及に努めるとともに、手話通訳者を養成します。

■課題・方向性及び方策等

ろう者や日本手話への理解を深めるための取組を実施するとともに、ろう者の意思を尊重した通訳を行うことができる手話通訳者の養成を目的とし、手話講習会を実施します。

■サービスの見込量

日本手話言語条例の周知を行うことにより、ろう者や日本手話に対する理解が広がり、日本手話を学ぶ市民等の増加が見込まれます。また、登録手話通訳者を増員するため、手話講習会を継続的、計画的に実施する必要があります。

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話講習会	実施	実施	実施	実施	実施	実施
登録手話通訳者数	10	10	9	10	11	12

※手話講習会は、昼・夜各1講座(入門→基礎→中級→養成→フォローアップ)の3年計画とし、朝霞市社会福祉協議会で実施しています。

※登録手話通訳者数は、年度末現在の人数です。

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

8 移動支援事業

■サービスの内容・対象者

屋外での移動に著しい困難を伴う全身性障害のある人や知的障害のある人等または一人での外出が困難な精神障害のある人などが社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加による外出の際の移動について支援が受けられます。

ただし、同様の支援が障害者総合支援法の障害福祉サービスにおいて利用できる場合または介護保険法による訪問介護において利用できる場合は、これらのサービスが優先されます。

■課題・方向性及び方策等

サービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、移動の困難な人に対し、適切なサービスの提供を行います。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果を踏まえ、月間実利用者数を令和6（2024）年度85人、令和7（2025）年度93人、令和8（2026）年度101人を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：82人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：196人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	73	72	78	85	93	101
年間延利用時間	15,177	15,467	16,483	17,963	19,653	21,344

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

※令和6(2024)年度以降の年間延利用時間数は、月間実利用者数に過去の平均利用時間をかけて算出しています。

9 地域活動支援センター事業

■サービスの内容・対象者

障害のある人等が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供等を通じて、自立と社会との交流促進を図るとともに、家庭における介護負担を軽減することを目的とする施設です。

基礎的事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施します。

機能強化事業として、専門職員（看護師、精神保健福祉士等）の配置による支援、障害特性に応じて実施する事業（機能訓練や作業療法士による作業療法、言語聴覚士による言語療法など）、ボランティアの育成などを実施します。

■課題・方向性及び方策等

アンケート調査などの結果からも、利用者の需要が高まっています。

利用者の実態に応じた地域活動支援センターの運営の支援に努めます。

■サービスの見込量

利用実績より、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで、1日平均10人の実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：41人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：126人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1日平均実利用者数	15	14	13	10	10	10
事業所数	3	3	3	2	2	2

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

任意事業

1 日常生活支援

(1) 訪問入浴サービス

■サービスの内容・対象者

家庭において、入浴することが困難な重度心身障害のある人等に対し、事業者に委託し、入浴サービスなどを行うことにより、重度心身障害のある人等の心身の健康増進及び介護者の負担軽減を図るため実施するものです。

■課題・方向性及び方策等

今後もサービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を行います。

■サービスの見込量

利用実績より、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの実利用者数を11人と見込みます。

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	14	11	11	11	11	11

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

(2) 日中一時支援

■サービスの内容・対象者

障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行います。

■課題・方向性及び方策等

市内及び近隣市に利用のできる施設が少ないことが課題であり、アンケート結果からも潜在的ニーズは多いものと推測され、市内及び近隣市での利用ができるように施設の整備をする必要があります。

また、今後も利用の促進に努め、障害のある人等及びその家族などの負担の軽減を図ります。

■サービスの見込量

利用実績より、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの月間実利用者数を11人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後3年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：30人

現在利用していないが、3年以内には利用したい：158人

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月間実利用者数	5	10	10	11	11	11

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

2 社会参加支援

(1) レクリエーション活動等支援

■サービスの内容・対象者

生涯学習・スポーツプログラムの充実を図り、障害のある人のレクリエーションやスポーツ、芸術・文化などの余暇活動の促進を図ります。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人の余暇活動については、各障害者団体などにおいて積極的な取組が行われており、市としても、ふれあいスポーツ大会の実施やレクリエーション事業補助金の交付によりレクリエーション活動の促進を図っています。

今後も、障害のある人だけでなく、障害のない人も参加対象とし、障害に対する理解を促進し、魅力あるイベントが実施されるよう、関係団体との協働のもと推進を図ります。

■サービスの見込量

引き続き、広報紙やホームページ等での呼び掛けを実施し、参加者を募り、令和8(2026)年度のふれあいスポーツ大会の参加者数120人を見込みます。

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあいスポーツ大会参加者数	未実施	93	100	120	120	120

3 就業・就労支援

(1) 障害者就労支援センター

■サービスの内容・対象者

障害のある人やその家族からの就労に関する相談に応じ、職場定着支援など就労に関する各種支援を行うとともに、就労ネットワークを形成し、その活用等により連携の取れた効果的な就労支援体制を促進することを目的とします。

市では、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定管理者として障害者就労支援センターの運営を行っています。

関係する事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、教育機関、医療機関等との連携を密にし、障害のある人の自立と社会参加の促進に向けて、就労支援、生活支援を行っています。

■課題・方向性及び方策等

短期間での離職者も多く、また、就労移行支援などの事業所も増え、登録者の管理及び支援の方向性が多岐に渡ってきています。

今後は、職場や事業所と連携をより密にし、就労移行支援事業所等が行う就労定着支援との住み分けや、定着年数に応じて支援方法を変えるなど、支援の方向性を定めていく必要があります。

■サービスの見込量

今後も事業の周知を図り、障害者就労支援センターの運営を行います。

■実績・計画

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設設置数	1	1	1	1	1	1

※令和5(2023)年度の数値は、令和6(2024)年1月確認時点の年度末の見込みの数値です。

その他（市の独自事業）

本市では、障害者総合支援法等に定めのない市の独自事業として、障害のある人への支援を実施しています。主な市の独自事業は次のとおりです。

※制度改正等により内容や対象者が変更となる場合がありますので、最新情報・詳細は障害福祉課にお問い合わせください。

（1）福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ＩＣカード、自動車燃料費の補助

【内 容】重度心身障害のある人の社会生活圏の拡大及び経済的負担軽減を目的とし、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ＩＣカードまたは自動車燃料費のうち1つについて補助を行います。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1級、2級、下肢3級の所持者
- ・療育手帳Ⓐ、A、Bの所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の所持者

（2）紙おむつ等の支給

【内 容】常時紙おむつ等を使用する在宅の重度心身障害のある人に対し、介護者の日常の介護活動を援助し、在宅福祉の増進を図ることを目的として、市が指定する紙おむつ等を支給します。

【対象者】**身体障害者手帳1級、2級または療育手帳Ⓐ、Aの所持者で、3歳以上65歳未満の常時おむつを使用している人（一定の所得以上の人、施設入所者、他制度利用者、一定期間以上入院している人は対象外）**

（3）配食サービス

【内 容】自ら食事の支度をすることが困難な障害のある人に対し、昼食を提供するとともに安否確認を行うことを目的として、弁当を自宅へ配達します。

【対象者】65歳未満の障害者手帳の所持者のみで構成される世帯に属する人

（4）緊急通報システム

【内 容】家庭内の急病、事故等の緊急時に速やかに埼玉県南西部消防本部に通報することを目的として、通報機器を設置します。

【対象者】単身者等で身体障害者手帳1級、2級の所持者

(5) 難病患者見舞金の支給

【内 容】難病をお持ちの人に対し、福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給します。

【対象者】埼玉県より指定難病医療受給者証等の交付を受けている人

(6) 市内循環バス特別乗車証

【内 容】社会活動の助長・援助及び経済的負担軽減を目的として、市内循環バス乗車時の運賃が無料となる特別乗車証を発行します。

【対象者】障害者手帳所持者

(7) 自動車運転免許取得費・改造費の助成

【内 容】生活上の行動範囲の拡大と移動の利便性を高め、自立更生を促進することを目的に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を補助します。

【対象者】障害者手帳所持者

(8) 更生訓練費給付

【内 容】施設で更生訓練を受ける障害のある人に対して、更生訓練費の支給を行い、社会復帰の促進を図ります。

【対象者】就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人で、利用者負担額の生じない人等

(9) 身体障害者等診断書料補助金

【内 容】障害者手帳を申請するために必要な医師の診断書作成に要した費用に対し、補助金を交付することにより、福祉の増進を図ります。

【対象者】身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を新規に受けた人

(10) 就職支度金の支給

【内 容】障害のある人の社会復帰の促進を図るため、就職等により自立をしようとする障害のある人に対し就職支度金を支給します。

【対象者】就労移行支援または就労継続支援を利用している人で就職または自営により施設を退所することになった人等

(11) 家具転倒防止器具等設置費の補助

【内 容】地震による家具の転倒等の被害から身体の安全を守るため、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。

【対象者】身体障害者手帳1～3級、4級1種、療育手帳Ⓐ、A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の所持者のみで構成される世帯等

(12) 障害者等見守りシール交付事業

【内 容】在宅の障害者等が行方不明となった場合に、早期発見及び安全確保を図るために、登録番号を付したシールを交付します。

【対象者】障害者手帳所持者、高次脳機能障害または統合失調症と診断された人等

(13) 巡回支援専門員整備（巡回相談支援）

【内 容】保育所等、子どもが集まる施設や学校に巡回相談を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とします。

【対象者】障害のある児童または障害の疑いがある児童及びその保護者、保育所等において障害のある児童の支援を担当する者

(14) 児童発達支援センター機能強化事業

【内 容】障害のある児童やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職員を配置し、地域における支援機能の充実と強化を図り、障害のある児童への支援の基盤整備を推進することを目的とします。

【対象者】障害児通所施設等

資料編

1 策定体制

(1) 朝霞市障害者プラン推進委員会

○朝霞市障害者プラン推進委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市障害者プラン推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、障害者に関する施策について必要な調査及び審議を行うため、朝霞市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者プラン及び障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関の相互の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 公募による市民または公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 朝霞市障害者プラン推進委員会委員名簿

①令和4年度

(敬称略)

	代 表 区 分 等	委員氏名
障害者団体の代表者		
1	朝霞市視力障害者友の会	坂本 慎
2	朝霞市聴覚障害者協会	戸田 康之
3	NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会	高垣 和美
4	地域で共に生きるナノ・朝霞	須貝 孝
5	特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会	菅田 恵子
6	特定非営利活動法人 彩の会	栗山 享起
7	特定非営利活動法人 なかよしねっと	住田 貴子
8	特定非営利活動法人 ぱりずむ	木船 晴子
9	歩の会	鈴木 洋子
社会福祉関係団体の代表者		
10	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団	篠本 晃広
11	埼玉県朝霞保健所	横山 創
12	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	白木 順子
13	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	川口 裕
14	朝霞地区一部事務組合	○森田 康彦
知識経験を有する者		
15	学校法人 東洋大学	◎是枝 喜代治
公募市民		
16	市民	近岡 賢二
17	市民	矢澤 恵里子

◎委員長 ○副委員長

②令和5年度

(敬称略)

	代 表 区 分 等	委 員 氏 名
障害者団体の代表者		
1	朝霞市視力障害者友の会	坂本 慎
2	朝霞市聴覚障害者協会	戸田 康之
3	NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会	高垣 和美
4	地域で共に生きるナノ・朝霞	須貝 孝
5	特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会	本橋 操
6	特定非営利活動法人 彩の会	栗山 享起
7	特定非営利活動法人 なかよしねっと	住田 貴子
8	特定非営利活動法人 ふりすむ	木船 晴子
9	歩の会	鈴木 洋子
社会福祉関係団体の代表者		
10	社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団	○篠本 晃広
11	埼玉県朝霞保健所	斎藤 富美代
12	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	柴田 一彦
13	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	寺嶋 深雪
14	朝霞地区一部事務組合	吉田 宏子
知識経験を有する者		
15	学校法人 立教学院 立教大学	◎飯村 史恵
公募市民		
16	市民	近岡 賢二
17	市民	矢澤 恵里子

◎委員長 ○副委員長

2 障害のある人が利用している主な施設等

(1) 障害のある人が利用している施設等（朝霞市内）

①居住系サービス

施設の種類	施設・事業所名	所在地
施設入所支援	あさか向陽園	青葉台
グループホーム	エムケーホームみんなの希望の家	宮戸
	成る実寮	宮戸
	ふれんず	泉水
	グループホームつぐみ	溝沼
	クリード朝霞	大字浜崎
	オープン・ハート朝霞台	三原
	グループホームまはろ朝霞宮戸	宮戸
生活ホーム	朝霞青年寮	西弁財

②短期入所

施設の種類	施設・事業所名	所在地
短期入所	あさか向陽園	青葉台
	朝光苑障害者短期入所事業所	青葉台
	グループホームつぐみ	溝沼
	介護老人保健施設 つつじの郷	大字下内間木
	クリード朝霞ショートステイ	大字浜崎
	グループホームまはろ朝霞宮戸	宮戸

③訪問系サービス

施設の種類	施設・事業所名	所在地
重度訪問介護	埼玉ライフケアサービス あさか訪問介護事業所	本町
	ひとみケアサポート	岡
	ニチイケアセンター朝霞台	三原
	ニチイケアセンター朝霞	本町
	ニチイケアセンター朝霞東	根岸台
	訪問介護事業所あさがお朝霞	膝折町
	スマイルサポート・サンシャイン	浜崎
	特定非営利活動法人ユウケア	根岸台
	アスモ介護サービス三原	三原
	アスモイーケア	栄町
	SOMPOケア 朝霞 訪問介護	根岸台
	みつば訪問介護 朝霞台	三原
	きずなの空	朝志ヶ丘
	おひさま介護サービス朝霞	本町
	訪問介護本舗 あさか	本町
同行援護	ドット365朝霞（障がい者訪問介護）	幸町
	地域支援センター「コーヒータイム」	仲町
	訪問介護事業所あさがお朝霞	膝折町
	特定非営利活動法人ユウケア	根岸台
	アスモイーケア	栄町
	おひさま介護サービス朝霞	本町
	合同会社アイサポート	北原
ドット365朝霞（障がい者訪問介護）	幸町	

施設の種類	施設・事業所名	所在地
居宅介護	埼玉ライフケアサービス あさか訪問介護事業所	本町
	ひとみケアサポート	岡
	ニチイケアセンター朝霞台	三原
	ニチイケアセンター朝霞	本町
	ニチイケアセンター朝霞東	根岸台
	訪問介護事業所あさがお朝霞	膝折町
	スマイルサポート・サンシャイン	浜崎
	特定非営利活動法人ユウケア	根岸台
	アスモ介護サービス三原	三原
	アスモイーケア	栄町
	SOMPOケア 朝霞 訪問介護	根岸台
	みつば訪問介護 朝霞台	三原
	きずなの空	朝志ヶ丘
	おひさま介護サービス朝霞	本町
	訪問介護事業所りんか	幸町
	訪問介護本舗 あさか	本町
	合同会社アイサポート	北原
	ドット365朝霞（障がい者訪問介護）	幸町

④日中活動系サービス

施設の種類	施設・事業所名	所在地
生活介護	あさか向陽園	青葉台
	はあとぴあ福祉作業所	大字浜崎
	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木
	ひまわり工房	大字宮戸
	なかよしかふえ	朝志ヶ丘
	くれいん	大字浜崎
	生活介護まはろ朝霞宮戸	宮戸

施設の種類	施設・事業所名	所在地
自立訓練（生活訓練）	リライ特	仲町
	ポコポコプカブカ	本町
就労継続支援B型	あさか向陽園	青葉台
	はあとぴあ福祉作業所	大字浜崎
	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木
	リロード	幸町
	ひまわり工房	大字宮戸
	ポコポコプカブカ	本町
	リハスワークあさか	仲町
就労移行支援	ウェルビー 朝霞台駅前センター	浜崎
	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木
	リロード	幸町
	Cocorport 朝霞台 Office	東弁財
	Cocorport 北朝霞 Office	西原
就労定着支援	ウェルビー 朝霞台駅前センター	浜崎
	Cocorport 朝霞台 Office	東弁財
	Cocorport 北朝霞 Office	西原
自立生活援助	自立生活援助事業所キラキラ朝霞	本町

施設の種類	施設・事業所名	所在地
地域活動支援センター	ぱれっと	溝沼
	れすと	三原

⑤相談支援事業所

施設の種類	施設・事業所名	所在地
特定相談支援事業所	コーヒータイム相談事業所	仲町
	はあとぴあ障害者相談支援センター	大字浜崎
	相談支援事業所キラキラ朝霞	本町
	相談支援事業所リライ特	仲町
	ふれあい障害者相談支援センター	大字上内間木
	相談支援事業所ひまわり	大字宮戸
	朝霞市つばさ会相談支援事業所あゆみ	三原
	相談支援センターさいゆう	根岸台
	共生みらいマネジメント	朝志ヶ丘
	Cocorport 相談支援室 朝霞台	東弁財
	相談支援事業所 福寿	宮戸
一般相談支援事業所	相談支援 元気キッズNCSあさか	大字浜崎
	相談支援事業所キラキラ朝霞	本町

⑥その他

施設の種類	施設・事業所名	所在地
相談支援	はあとぴあ障害者相談支援センター	大字浜崎
就労支援	朝霞市はあとぴあ障害者就労支援センター	大字浜崎
手話通訳	朝霞市手話通訳者等派遣事務所	大字浜崎

(2) 障害のある人が利用している主な施設等 (朝霞市外)

施設の種類	施設・事業所名	所在地
生活介護	すずらん	志木市
	すわ縁風園	和光市
短期入所	すわ縁風園	和光市
施設入所支援	すわ縁風園	和光市
特定相談支援事業所	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター	志木市
盲人ホーム	埼玉盲人ホーム	さいたま市
	盲人ホーム埼玉光会館	熊谷市
視・聴覚障害者情報提供施設	埼玉聴覚障害者情報センター	さいたま市
	埼玉盲人ホーム	さいたま市
	熊谷点字図書館	熊谷市
宿泊休養施設	埼玉県伊豆潮風館	静岡県伊東市

3 障害のある児童が利用している主な施設等

(1) 障害のある児童が利用している施設等（朝霞市内）

①障害児通所系サービス

施設の種類	施設・事業所名	所在地
児童発達支援	ひかりぎスタジオ朝霞	本町
	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 Pa 1	本町
	ひかりぎスクール朝霞	本町
	アートチャイルドケアSEDスクール朝霞台	浜崎
	児童発達支援元気キッズ朝霞教室	岡
	ABA児童発達支援・放課後等デイ療育 ぶーあーぶー朝霞台	東弁財
	Pa 1 膝折教室	膝折町
	ひかりぎ朝霞台	西原
	児童発達支援元気キッズPSC	根岸台
	コペルプラス朝霞台教室	浜崎
	F r i e n d s 朝霞	溝沼
	アートチャイルドケアSEDスクール朝霞駅前	青葉台
	あすてらす朝霞	根岸台
	Pa 1 αあさか台	西弁財
	ハビー朝霞台教室	浜崎
	こばんはうすさくら 志木教室	三原
	児童発達支援センター元気キッズチルズ	大字浜崎
	てらぴあぽけっと 朝霞駅前教室	本町
	Pa 1 教室Up	東弁財
	発達支援つむぎ 北朝霞ルーム	西原
	放課後等デイサービス ウィズ・ユ一朝霞本町	本町

施設の種類	施設・事業所名	所在地
保育所等訪問支援	児童デイサービスまはろ朝霞台	東弁財
	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	本町
	ABA児童発達支援・放課後等デイ療育 ぱーあーぱー朝霞台	東弁財
	P a l 膝折教室	膝折町
	児童発達支援元気キッズP S C	根岸台
	コペルプラス朝霞台教室	浜崎
	F r i e n d s 朝霞	溝沼
	P a l αあさか台	西弁財
	児童発達支援センター元気キッズチルズ	大字浜崎
	P a l 教室N E O	膝折町
居宅訪問型児童発達支援	アートチャイルドケアS E Dスクール朝霞台	浜崎
	P a l 教室U p	東弁財
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援元気キッズ朝霞教室	岡
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス まいまい1	西弁財
	児童デイサービス まはろ朝霞台	東弁財
	放課後等デイサービス さくらんぼ	三原
	クローバーよつばのいえ朝霞	栄町
	放課後等デイサービス まいまい2	本町
	ひかりぎスタジオ朝霞	本町
	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	本町
	たまみずき朝霞	本町
	ひかりぎスクール朝霞	本町
	ABA児童発達支援・放課後等デイ療育 ぱーあーぱー朝霞台	東弁財
	P a l 膝折教室	膝折町
	放課後等デイサービス まいまい3	泉州
	ひかりぎ朝霞台	西原
	F r i e n d s 朝霞	溝沼

施設の種類	施設・事業所名	所在地
放課後等デイサービス	あすてらす朝霞	根岸台
	放課後等デイサービスすくすくすてつぶ朝霞	本町
	P a l αあさか台	西弁財
	ハビー朝霞台教室	浜崎
	クローバーよつばのいえ朝霞駅前	本町
	こぱんはうすさくら 志木教室	三原
	ひかりぎスクール朝霞台	浜崎
	P a l 教室 NEO	膝折町
	P a l 教室Up	東弁財
	児童発達支援センター元気キッズチルズ	大字浜崎
	放課後等デイサービス ウィズ・ユ一朝霞本町	本町

②相談支援事業所

施設の種類	施設・事業所名	所在地
障害児相談支援事業所	コーヒータイム相談事業所	仲町
	はあとぴあ障害者相談支援センター	大字浜崎
	相談支援事業所キラキラ朝霞	本町
	ふれあい障害者相談支援センター	大字上内間木
	相談支援事業所ひまわり	大字宮戸
	共生みらいマネジメント	朝志ヶ丘
	相談支援事業所 福寿	宮戸
	相談支援 元気キッズNCSあさか	大字浜崎

③子育て支援センター

施設の種類	施設・事業所名	所在地
子育て支援センター	おもちゃ図書館なかよしばあく	朝志ヶ丘

(2) 障害のある児童が利用している主な施設等 (朝霞市外)

施設の種類	施設・事業所名	所在地
児童発達支援センター	みつばすみれ学園	志木市
医療型児童発達支援センター	総合療育センターひまわり学園	さいたま市
	療育センターさくら草	さいたま市
福祉型障害児入所施設	共愛学園	羽生市
	久美学園	さいたま市
医療型障害児入所施設	嵐山郷	比企郡嵐山町
特別支援学校	坂戸ろう学園	坂戸市
	塙保己一学園	川越市
	和光特別支援学校	和光市
	和光南特別支援学校	和光市
障害児相談支援事業所	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター	志木市

4 用語解説

あ行	
アクセシビリティ	アクセシビリティ（英語:Accessibility）とは、高齢者・障害のある人を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。
朝霞市日本手話言語条例	全国初の「日本手話」を言語として定義した条例。この条例では、ろう者が日本手話を使用して、安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、互いに地域で支え合う朝霞市を目指すことを目的としている。平成28（2016）年4月に施行された。
アセスメント	「評価」「査定」の意味で用いられることが多く、「対象が周囲に及ぼす影響の評価をすること」「開発が環境に与える影響の程度や範囲、また対策について、事前に予測・評価すること」などを指す。
育成医療	育成医療とは、都道府県が、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行い、またはこれに代えて育成医療に要する費用を支給すること。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行う事業。 朝霞市では、手話通訳者の派遣を社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託し、地域に密着した形で実施している。
移動支援事業	社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出時に移動を支援する事業。
医療的ケア	吸引、注入、導尿などの医療的な行為。吸引とは、電動または手動の吸引器で、口腔や鼻腔などの痰や鼻汁、唾液などの分泌物を吸引すること。注入とは、呼吸障害、摂食障害などがある人に、経管による栄養及び水分、薬液の注入を行うこと。導尿とは、排尿困難のある人に対して、尿道からカテーテルを挿入し、排尿することをいう。

医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）。令和3（2023）年9月に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
インクルーシブ教育	子どもたち一人一人が多様であることを前提に、障害の有無にかかわりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。
運動ニューロン疾患	筋肉を動かす神経単位（運動ニューロン）が変性・死滅するため、全身の筋肉が徐々に萎縮し、運動機能が失われてゆく、原因不明の病気の総称。筋萎縮性側索硬化症（ALS）などがその代表的なもの。
NPO	Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10（1998）年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。
音声訳	インクを用いて表現された文字や図表など、視覚など聴覚以外の感覚器に依存する媒体からの情報取得が困難な人々のための情報保障形態のひとつとして、これらの情報を音声化すること。
か行	
介護保険制度	40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、その保険料や税を財源に、介護が必要と認定されたときには、原則1割負担で介護保険サービスを利用できる制度。被保険者の要介護状態や要支援状態に関して必要な保険給付を行う。介護を必要とする本人や、その家族が抱えている介護の不安や負担を、社会保険方式により社会全体で支え合う。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことの目的とする施設のこと。
強度行動障害	障害特性に環境がうまく合っておらず、人や場に対する嫌悪感や不信感が高まることで行動障害（自傷、他害、こだわり、睡眠障害、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動）が強くなった状態。特別に配慮された支援が必要になる。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある児童を対象に、障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービス。
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	Amyotrophic Lateral Sclerosis の略。脳から脊髄まで信号を伝える上位運動ニューロンと、それを受けた脊髄から信号を発し筋肉を収縮させる下位運動ニューロンが、選択的かつ進行性に変性し消失していく原因不明の病気。筋萎縮と筋力低下が特徴的な病気で、初期には手足がやせたり力が入らなくなる。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難になるほか、言語障害、嚥下障害、呼吸障害に及ぶ。
筋ジストロフィー	筋肉の栄養障害により身体、上下肢の筋肉が衰え、歩いたり手足を動かしたりすることができなくなる進行性の遺伝子異常による病気。
グループホーム	障害者総合支援法で、共同生活援助という。地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において障害のある人が共同で生活する形態で、世話人や支援員によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。
ケアラー（ヤングケアラー）	高齢、身体上、精神上の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などの援助を行っている人のこと。 そのうち、18歳未満の子どものことをヤングケアラーといい、本来大人が担うと想定されている役割を負担することで、学業や個人の時間に影響を与えていていることから支援が求められている。また、重い病気や障害のある兄弟姉妹がいる子どもは「きょうだい児」と呼ばれ、幼少期から兄弟姉妹のケアに追われているケースもあり、心身に大きな負担がかかっていることが問題視されている。
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援の相談を支援すること。
ケースワーカー	生活保護を受けている人や障害のある人など、社会的に支援を必要とする人とその環境に対して、さまざまな働きかけをする職員のこと。
言語聴覚士	厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能または聴覚に障害のある人についてその機能の維持向上を図るために、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う人のこと。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難または不十分な知的障害、精神障害のある人などが、地域社会で自立して生活するために必要な権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

高次脳機能障害	交通事故や脳血管疾患などの病気で脳に損傷を受けた後遺症として、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活において、支障をきたす障害。外見からは分かりにくく、自覚できない場合もあるため、「見えない障害」とも言われている。
更生医療	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
更生訓練	障害のある人の経済的自立及び日常生活上の自立を目的として行われるさまざまな訓練やリハビリテーションのこと。
合理的配慮	<p>障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。典型的な例として、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられる。平成28（2016）年4月に施行された障害者差別解消法により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。</p> <p>なお、行政機関の合理的配慮は法的義務なのに対し、事業所の合理的配慮は努力義務だったが、障害者差別解消法の改正により、令和6（2024）年4月1日からは、事業所の合理的配慮も法的義務となっている。</p>
さ行	
埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	障害のある方や要介護状態の方、妊娠婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度。
作業療法士	身体または精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るために、手芸、工作、その他の作業を行わせる人のこと。
サービス等利用計画	障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害のある人のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

指定特定相談支援事業者	平成 24 (2012) 年4月の障害者総合支援法の改正により、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業者を特定相談支援事業者という。障害福祉サービス等を申請した障害のある人及び障害のある児童について、サービス等利用計画の作成、サービス支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。
指定難病医療給付制度	「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 (2014) 年法律第 50 号）に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度。令和 6 (2024) 年4月現在、指定難病は 341 疾病となっている。
児童発達支援センター	主に未就学の障害のある児童またはその可能性のある児童に対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援を行う施設。また、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行う。
児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉専門職の職員養成、福祉人材の確保、福祉サービスの第三者評価、福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業など、さまざまな社会福祉事業を実施している。本市では、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会が設置されている。
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人のこと。
若年性認知症	65 歳未満で発症する認知症。働き盛りの世代に発症するため、本人や家族の生活への影響が大きい。また発症しても、仕事の疲労やうつ症状、更年期障害などと間違われて、診断が遅れる可能性がある。

重症心身障害	障害の種別にかかわらず、2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。
重層的支援体制	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的を行うもの。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障害のある人に對し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業。
重度心身障害	障害の程度の重い人のことで、概ね身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上を指す（同じ重度心身障害という表現を使っていても、サービスによって障害の等級が異なる場合がある。）。
就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施するサービス。対象者は、一般企業への就労を希望する人など。
就労継続支援	一般企業に就職が困難な人に、雇用契約に基づき就労機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」がある。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするサービス。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般企業等に就労した方に、職場・家族・関係機関への連絡調整を行う。職場や自宅への訪問、障害のある人の来所により、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、就労に伴う環境の変化に適応できるよう支援を行う。
手話	聴覚障害のある人のコミュニケーション手段の1つ。主に日本手話と日本語対応手話がある。
障害基礎年金	国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やけがで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は年金が支給されるもの。

障害支援区分	障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に示すもの。介護給付における障害支援区分の認定は、2次判定を経て、障害支援区分や有効期間について認定等を行う。区分は、1から6までの6段階となっている。
障害者基本法	障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体などの責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、養護者などから虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合の通報、届出をはじめ、虐待の防止、保護、相談等を行うとともに、支援、その他啓発活動等を実施するため設置される組織。
障害者差別解消法	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 (2013) 年6月に制定し、平成 28 (2016) 年4月1日から施行。
障害者支援施設	障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設のこと。
障害者週間	平成 16 (2004) 年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして、12月3日～12月9日までの期間が設定された。
障害者就労支援センター	障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労及び生活に関する支援を総合的に行う機関のこと。
障害者自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき、地域の関係者が集まり、地域の課題などの共有、地域の関係機関によるネットワーク構築、地域の社会資源の開発、改善、地域相談事業の運営評価及び障害福祉計画策定に当たっての意見の具申などを行う機関のこと。

障害者総合支援法	応益負担を原則とする障害者自立支援法（平成 17（2005）年法律第 123 号）を改正し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする法律として、平成 25（2013）年4月から施行された。
障害者相談支援センター	障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるような社会実現を目指し、ニーズに応じたサービス等利用計画の作成や、就労や日中活動についての相談支援活動を行う機関のこと。
障害福祉サービス	障害者総合支援法に規定する法定サービスであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。
情報・意思疎通支援用具	日常生活用具の種類の一つであり、点字器や人工喉頭などの障害のある人（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具のこと。
職場定着支援	既に就業している障害のある人の職場への定着を支援すること。
ジョブコーチ	ジョブコーチ（job coach）とは、障害のある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える役割を担う。
自立生活援助	障害のある人本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や食事や掃除、地域住民との関係性の確認等を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。また、定期的な訪問以外に、電話やメール等で隨時相談も行う。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。 各種援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となる場合がある。
生活サポート事業	在宅の障害のある人（児）や、その家族の方々の地域での暮らしを支援するため、市に登録承認された民間サービス団体が外出、送迎などについて、年間 150 時間までを限度としてサービスを提供する事業。

生活ホーム	自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情などによってそれができない身体障害のある人または知的障害のある人が、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設のこと。 日常の生活が自立していることが条件となっており、利用定員は4～9人。
精神科病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、精神障害のある人を入院させて、必要な医療を受けさせ、また、保護する病院のこと。原則的に各都道府県は設置義務があり、民間の病院でも、厚生労働大臣の定める基準を満たしていれば、指定病院になることができる。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。税の控除・減免や公共施設の利用料減免などの優遇が受けられる。
精神通院医療	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。
精神保健福祉士	平成9（1997）年12月に成立した精神保健福祉士法に基づく精神障害のある人の保健・福祉に関する専門職の国家資格。精神障害のある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う <u>人のこと</u> 。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害、統合失調症、高次脳機能障害、遷延性意識障害などのために判断能力が不十分な人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人などを家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。
遷延性意識障害	重度の昏睡状態を指す症状。持続的意識障害などとも言われる。日本脳神経外科学会による定義では、自力移動が不可能、自力摂食が不可能など6つの項目が、治療にもかかわらず、3か月以上続いた場合を遷延性意識障害とみなす。

た行

短期入所	障害のある人（児）、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張などのため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減などを図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのこと。
地域移行支援	さまざまな理由によって退院（退所）できなかった方々に対して、保健所・自治体・病院・障害福祉サービス事業所などの関係機関が協力して、退院（退所）後の生活を支える体制を作り支援していくもの。地域移行推進員を派遣してスムーズに退院（退所）できるようサポートするサービスのこと。
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設のこと。対象者は、創作的活動や生産活動を希望する人など。
地域相談支援	①いろいろなサービスを必要とする。②長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある。③家族やまわりの人から支援が得られず孤立している。などの理由がある人を対象に、計画的なプログラムに基づいた自立支援サービス等利用計画を作成支援するサービスのこと。
地域定着支援	施設から地域に移行した人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにその他の便宜を供与するサービスのこと。
点字	視覚障害のある人が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組み合わせて音を標記する文字。
点訳	印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）といい、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。
統合失調症	幻覚や妄想といった精神症状や意欲・自発性の低下などの機能低下、認知機能低下などを主症状とする精神疾患の1つ。
統合保育	障害のある子どもの特性等に十分配慮して健常児との混合により行う保育のこと。
特定障害者特別給付費	入所施設を利用する方について支給される。生活保護、低所得1、2の利用者には、定率負担額や実費負担額を負担しても（少ない年金収入等しかなくても）その他生活費が一定額残る様に給付する。
特別支援学級補助員	発達障害等を有する児童生徒の学習や学校生活を支援する非常勤嘱託職員で、年間を通して隨時、必要な学校に配置される人のこと。

特別支援学校	学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19（2007）年4月1日施行）により、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける特別支援学校として位置付けられたもの。
な行	
難病	原因が不明で治療法が確立していない、長期療養を必要とする希少な疾病。令和6（2024）年4月現在、特定疾患等医療給付制度の対象となる疾病は、指定難病は 341 疾病、小児慢性特定疾病は 788 疾病となっている。また、障害福祉サービス等の対象となる疾病は 369 疾病となっている。
難病患者見舞金	国及び県が指定した特定疾患及び小児慢性特定疾患の方の精神的、経済的な負担を軽減するため、指定難病医療受給者証等をお持ちの人に、市が支給する見舞金。
日常生活用具	障害者総合支援法第 77 条第1項第6号の規定による障害者または障害児の日常生活上の便宜を図るための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具）のこと。
日中一時支援事業	障害のある人などの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて、障害のある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応する日常的な訓練、その他支援を行う事業。
日中活動系サービス	障害者の昼間の活動を支援するサービスのこと。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等を指す。
日中活動の場	療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどを指す。
日本手話	手、指、体、顔の部位等の動きにより文法を表現し、日本語とは異なる文法体系を有する言語のことをいう。
ノーマライゼーション	ノーマライゼーション（Normalization）とは、障害のある人と健常者が区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。
は行	
排せつ管理支援用具	日常生活用具の種類の一つであり、ストマ用装具などの障害のある人（児）の排せつ管理を支援する衛生用品のこと。

育み支援バーチャルセンター事業	発達障害を含む、発達に遅れがある子どもたちの早期発見、早期支援ととぎれのない総合的な支援を図ることを目的として、平成 21（2009）年4月より市で実施されている事業のこと。
発達障害	生まれつきの脳の障害のために言葉の発達が遅い、対人関係をうまく築くことができない、特定分野の勉学が極端に苦手、落ち着きがない、集団生活が苦手、といった症状が現れる障害の総称で、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害、などさまざまな障害が含まれる。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年ではすべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。平成 18（2006）年 12 月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）は、高齢者、障害者等の移動上および施設の利用上の利便性および安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。
ピアカウンセリング	障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障害のある人などの相談に応じ、問題解決のための助言を行うこと。
ピアサポート	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を共有し、互いをサポートしていく取組のこと。
P D C Aサイクル	計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。
避難行動要支援者台帳	避難行動要支援者名簿の対象となる方のうち、台帳への登録を届け出された方について、地域で避難支援者となる消防署や警察署、民生委員児童委員等に対して、事前に提供し、災害時はもとより日頃から防災訓練等において、支援体制づくりのために活用するもの。
避難行動要支援者名簿	平成 25（2013）年6月の災害対策基本法の一部改正により、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者（障害のある人や高齢者等）の名簿の作成が、市町村に義務づけられことになった。避難支援や安否確認のため避難支援者（消防署や警察署、民生委員児童委員等）に提供し活用するもの。

福祉施設	各種の法律により、社会福祉のために造られた施設のこと。職員には、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のほか、非常勤（一部施設は常勤）の医師や看護師、指導員、保育士などがある。
福祉的就労	障害などの理由により企業で働けない人のために、障害施設などで働く場を提供すること。
福祉避難所	災害時に介護の必要な高齢者や障害のある人を一時的に受け入れて、ケアをする施設。バリアフリー化された福祉施設などを指定する。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。当初、知的障害や発達障害のある子どもを持つ家庭向けに開発されたが、現在は幅広い目的や方法で展開されている。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。発達障害やその傾向のある子どもを持つ保護者だけでなく、さまざまな悩みを持つ多くの保護者に有効とされている。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進するためのサービス。
放課後等デイサービス	平成24（2012）年の児童福祉法改正により位置付けられたサービス。学校通学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを行っている。
法定雇用率	障害者雇用促進法により障害のある人がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主は、全従業員に対して一定割合以上の障害のある人を雇用しなければならないとされている。民間企業だけでなく、地方自治体などの行政機関でも、この法定雇用率を達成させることが義務づけられている。

訪問系サービス	利用者の自宅での快適な療養・生活を目指し、医療度の高い介護サービスから、入浴・排せつ等の生活に即した介護サービス、そして自立生活に向けた生活支援サービスまで訪問して行うサービスのこと。
保健師	所定の専門教育を受け、地区活動や健康教育指導などを通じて疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家。
ホームヘルパー	障害のある人などの家庭を訪問し、①入浴、排せつ、食事などの介護、②調理、洗濯、掃除などの家事、③生活などに関する相談、助言、④外出時における移動の介護などを行う職種のこと。
補装具	身体障害のある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは損なわれた身体機能を補完・代替する用具。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いす、つえ、義眼、補聴器など。
ま行	
民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。
モニタリング	個別支援計画の見直し・評価のこと。一定期間ごとに計画の目標、達成状況の評価、達成されない原因・理由の分析、今後の対応（支援内容・方法の変更、見直しなど）を行う。
や行	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

要約筆記	<p>聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段の1つで、話されている内容を要約し、それを文字にして伝えるもの。要約筆記には、手書き要約筆記（OHP、OHC、ノートテイク）とパソコン要約筆記があり、聴覚障害のある人が参加する講演会や集会、会議など、状況に応じて使い分けることが可能。</p> <p>※OHP…オーバーヘッドプロジェクターの略 OHC…オーバーヘッドカメラの略</p> <p>要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障害のある人のために筆記を行う人のこと。</p>
-------------	--

ら行

ライフステージ	人間の一生において節目となるできごと（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。
理学療法士	身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えたりする人のこと。国家資格である。
リハビリテーション	<p>障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念のこと。</p> <p>また、運動障害の機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。</p>
療育手帳	昭和48（1973）年の厚生労働省事務次官通知「療育手帳制度について」に基づいて、都道府県知事が発行するもので、知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害のある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付するもの。
レスパイトケア	レスパイト（Respite）とは、息抜きや一時休止、休息という意味で、介護者の日々の疲れなどの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に事業所等で受け入れを行い、介護者の負担軽減を目指すもの。

第6次朝霞市障害者プラン
第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画
(案)
令和6(2024)年3月

発行 朝霞市
編集 福祉部障害福祉課
〒351-8501
埼玉県朝霞市本町1-1-1
電話:(048)463-1111(代表)
FAX:(048)463-1025
ホームページ <https://www.city.asaka.lg.jp/>